

佛國
リギヨル
日本
前田長太
合著

宗教と國家

前編

一名
教育と宗教の衝突論の反駁

3095

宗教と國家

佛國
リギヨル
日本
前田長太
合著

前編



一名
教育と宗教の衝突論の反駁

海老澤有道文庫

12-28
3095

宗教と國家

緒言

余輩が此篇を世に公にするに至りたるは、勿論井上博士の教育と宗教の衝突論を反駁せんが爲めなれど、其の之を反駁したる所以のものは、決して重きを衝突論に置きたるが爲にあらざ、即ち吾基督教を辨護せんが爲め是非之を反駁せざるべからずと思惟したるが爲めにあらざるなり、何となれば、吾基督教は創立以來畧んと二千年の今日に至るまで、普く世の學者の攻撃を受けつゝ、反對諸説紛々たる中を經過し來りたるものなるが故に、今日東洋の一隅に於て、適々一個の博士の攻撃に遭遇するも、毫も耳新しき所なければ、又毫も輕重する所あらざればなり、泰西に於ては、博士よりは幾百層倍も有力なる學者の攻撃する所となりたるものなり、然れども之が爲め毫も毀損せられたる所なくして、依然今日まで繼續し來りたり、否な寧ろ世の學者の攻撃に由りて、吾教

の眞理は益々世に發表せらるゝに至りたるなり、巨鐘あれども撃たざれば鏘々の聲を發せず、世の學者の攻撃するは吾教の世に鳴る所以なり、願くば有力の學者此の日本に生れ出で、吾教をして鏘々の聲を發せしめんとを、余輩は未だ以て井上博士の攻撃には満足せざるなり、是れ余輩が博士の衝突論の如きは、吾基督教に取りては、反駁するに値せずと思考する所以なり。

然らば則ち、何か故に教育宗教の衝突論の反駁として此篇を草したる、曰く、以あり、博士の所論固より一瞥に値せず、然れども博士は當時日本社會に流行する對基督教的難問と、現今の歐米學者の書中に散見せる反對諸説とを蒐集して、悉く之を一の教育宗教の衝突論中に記載せられたるが故に、余輩に吾基督教の何物たるを發揮して、天下愚俗の感を解く好機會を與へられたるものなり、此の機會は實に日本に於ける吾基督教徒に取りて千歳一運と謂ふも可なり、余輩が教育宗教の衝突論

の反駁として此篇を著したるは即ち是が爲なり、故に余輩の眼中には天下愚俗の代表者はあれども、井上博士なるものはなし、曲學阿世の説はあれども、井上哲次郎君の説はなし、讀者願くは之を諒知して、余輩が決して井上博士其人を攻撃し、若くは其書を反駁したるにあらざるとを察せられよ、人身攻撃の如きは、卑怯の所爲なり、余輩固より之を爲すを潔しとせず、又其書の如きに至りては、余輩が力を込めて反駁するに及ばず、自ら消失すべきものなり、何者、凡そ書をして永く天下後世に傳らしむるものは何ぞ、眞理なり、永遠の眞理を載するが故に、其書も亦永遠不朽となるものなり、眞理なくんば自ら消失す、何んぞ故さらしに之を反駁するを要せんや、而して井上博士の書の如きは此なり、徹頭徹尾謬戾誤妄に充滿せると云ふも、決して過言にあらざるなり、故に其書一たび世に出でたるや、一時大に社會の評判を囂々たらしめ、人をして或は佛教の吾基督教に對する最後の戦争と迄絶叫せしめられたれども、今や囂

々の響消へ去つて、其書漸く忘却の墓地に埋没せらんとす、余輩が今ま世に公にする此篇の時期に遅れたるが如く思はるゝを見て、亦以て之を推知すべし。

余輩の此篇を著はもたるが如きは、全く一時の爲にはあらずして永遠の爲なり、利益の爲はあらずして真理の爲なり、又前述の如く、天下民衆の難問疑惑を解くが爲め、機失ふ可からずと思惟したるが爲なり、此篇は實に吾基督教に對する難問疑惑に就いて、余輩の平素懷抱し居る證論解説を載せたるものなり、勿論余輩は此の證論解説を以て、十分世人を満足せしめたりといはず、余輩は余輩の力の足らざるを知ると同時に、真理の世人に容れられざるを知るものなり、世人が往々裸體なる「眞」を虐待して、粉裝せる「偽」を優遇せるといふ、余輩も疾より之を知悉す、然れども世豈に正直一片の士なからんや、具眼有識の士なからんや、心ある人、眞理を友とする人、必ず亦之あらん、余輩は是等の人士を目的と

して此篇を著したるものなり、去れば此篇、設令利害の觀念に左右せらるゝ世人に嘲笑せらるゝあるも、誠意正心なる一部の人士の眷顧する所とならば、余輩の勞は十分茲に慰せらるゝものなり。

余輩が此篇に立てたる順序に至りては頗る單純なり、即ち余輩の衝突論中反駁すべき語句を一々抜載して、直に余輩の言論を之が證明解説として附記したるが故に、衝突論の順序は即ち是れ此篇の順序と云つて可なり、是れ固より余輩が衝突論を繕いて、隨て讀み隨て駁したるに由るとは雖も、讀者をして井上博士の言論と余輩の言論とを兩々相對照して、一目の下に其の眞偽を知らしめんと云ふ事は、蓋し又余輩當初よりの素志にてありたり、又衝突論中の語句に一々其の頁數を附記したるは、讀者の参考の便を計りたるものなり。

之を要するに、井上博士の衝突論の主意は、耶穌教は日本の國家に適せずと云ふにあるもの也、然れども眞個に吾基督教の主義を知悉する者

に取りては、就中今日吾教の多數人民より遵奉せられつゝある基督教國を視察し來りたる者に取りては、此の如き言論の此の如き博士より遲疑なく吐かれたるとは、随分奇怪なる事なり、余輩が故さら此篇を著して、一目の下に偽言僻論と知らるべき言論を反駁したるが如きも、亦是れ奇怪千萬なりと思はるゝ程なり、然れども他の一方より考ふるに、井上博士は斯く偽言僻論と相場の一決したる言論を、一見欺かれ易き證據に基いて曉々せられたるを以て、讀者の腦髓も之を爲に其の眞偽を判知するを得ざるものなしとせず、余輩は即ち斯る證據を撃拂はんが爲に専ら力を盡したるものなり、然り余輩は茲に十分力を盡したり、然れども自ら満足して目的を達したりとは思はざるなり、何者、衝突論は種々様々なる問題の集合にして、其の論ずる所哲理なるかと思ひば、忽焉として歴史にてあるが如く、千差萬別、左言右語、容易に捕捉し、一時よ答辯し得ざるが故に、十分之を捕捉辨明して全く余輩の目的を達す

るには、随分開日月をも要し、徒勞をも費さざるべからず、而して是れ余輩の好まざる所なり、然りと雖、余輩の辨駁證明如何に不十分なるも、余輩の辨護する基督教其物に於ては、何等の異變もなきものなり、彼は余輩を要せず、余輩の辨護を要せず、最早二千年以前より、種々に攻撃せられ、種々に告訴せられて、毎度無罪なりと認められ、毎度眞理なりと宣言せられたるものなれば、余輩が今回井上博士と論壇の法廷に相争ふて、失敗を取りたりとて、余輩は斯くは信せず、眞理は…吾教の眞理は決して失敗したるにあらざるなり、然り、余輩は茲に斷言す、後世如何なる大學者起ると雖、吾基督教の國家の幸福に反するが如き證據を確立するものはなけん、又若し萬一日本帝國が滅亡するの不幸に遭遇するあらば、其の滅亡の原因は、決して吾基督教にはあらずして、寧ろ吾基督教の到る處に打破し居る罪惡と謬誤とにあらんとを、然れども斯る事は茲に論ずべきとにあらず、但た余輩は今や本題に入らんと欲するに當

りて、聊か日本の誠意正心の人士に冀望する所あらんとす、开は他にあらず、願くば日本の誠意正心の人士が、吾公教會が奉教志願者の手に與ふる所の吾教の要理書なるものを取り、能く之を考究し、能く之を檢閲して、日本帝國に適合せざる所、若しくは危険なりと思惟せらるゝ所あらば、一々之を摘發し下されんとを、余輩ハ井上博士の所論に於て、吾基督教の何れの點が日本帝國に適合せざるかを知る能はざればなり。人或は此篇の外國内國の兩人の手になりたるを訝るものあらんかなれど、余輩二人の眼より之を見るときハ、毫も訝しき所なく、寧ろ斯くあつてこそ然るべしと思考す、何者、斯る事業に従事するにハ、是非兩人相待ち相助けざる可からざるものあり、日本人のみよては西洋の事情に通ぜざる所あり、例は近く井上博士に在り、博士は歐洲に行て唯だ其の一部のみを視來りたる故、其の論ずるところも往々一を知つて二を知りざるが如きと多し、又西洋人のみにても日本の事理に達せざる所あり。

るものなり、たゞ其れ兩人相一致す、茲に初めて彼此の事情事體に通曉するを得るものにて、其の言論も亦大に取るべきものなるものなり。

又余輩が此篇に於て、間々嘲弄的の語氣と諧謔的の句調とを雜へたるは、是れ全く衝突論中往々正々堂々の論を以て反駁するに價せざる所あるが爲にして、決して井上博士其人を嘲笑したるにあらず、又決して眞理を擧げて論ずるを得ざりし爲にもあらざるなり、但だ知つて故意に詭辯を逞ふする段に至つては、眞理を擧げて眞面目に論ずるよりは、寧ろ一笑に附し去るの適切なるを覺へたるが故なり、去れど余輩は成るべく眞理を其の一笑の内にも寓せしめんとしたれば、心あつて讀む者は必ず之を發見するならん。

此篇の文章の如きに至りては、定めし見るべからざるものあるべし、何となれば、余輩は固より和漢の文辭に嫻ざるものなればなり、且又此篇

を草する余輩の素志に於ても、文章は平易にして、意義の明瞭ならんとをのみ期したるが故に、初めより文字の繪章琢句には毫も苦心せずして、唯だ一氣呵成、余輩の意志の貫徹せんことを主としたるなり、然れども成るべき丈、平民的文に擬し、又處に由つては意を強からんしめん爲め翻譯的文を學びたるとは、余輩の故意に務めたる所なり。

明治廿六年八月

著者 識

○宗教と國家前編

佛國 リギヨール
日本 前田長太 合著

第壹 教育と宗教の衝突(表題)

教育と宗教の衝突とは何ぞ其れ奇怪千萬なる書名なるや、書中如何に謬戾誤妄充塞すればとて、書名よりして早や既に謬誤を公示するとは、抑々何たることぞや、宗教は果して教育と矛盾して相容れざるものなるや否や、是れ余輩が一言以て、冒頭より其の謬誤を駁正し置かんと欲する所なり。

教育と宗教の衝突と題せる語は(第一)善良なる人士の實行する所に反對す、何となれば、善良なる人士が其の子弟を正しく教育せんと欲して、第一着に注意着眼する所のものは、先づ其子弟に己れ自身の拜敬する神を拜敬せしめむとするの點に在るなり、是れ蓋し、子弟が長じて人と

成るの曉に至りても、神に對して拜敬を盡し居る間は、永く其の父兄に對しても孝悌なると、天下萬衆の思慮を費さずして普知する所なればなり。

(第二)東西古今の人民の輿論に反對す、輿論何をかいへる、曰く、神を畏れざる者を見ては何事も畏れよ〔Crains tout de la part de qui ne craint pas Dieu〕と、蓋し神の畏敬は賢知の初歩なればなり (Initium sapientiae timor Domini) (第三)經驗に富める人士の意見に反對す、昔ダランベルと云へる哲士あり、己れ無神論者たるにも係らず、或る時子弟に宗教を教ゆる可否の問に答へて曰く、子弟に宗教を教ゆるの可なるは、今更言ふ迄もなき事なり、若し青年子弟にして宗教なからしめんか、道義の如きは忽ち之を放棄して毫も顧みざるに至らん云々と、今や眼を放つて無宗教の教育を受けつゝある學生社會の實境を視るに、滔々たる青年子弟、能くダランベルの言を實ならしめざる者、果して幾人かある、寥々晨星も畜ならず

と云ふも、決して過言にあらざるなり、勿論彼等は皆道義の何ものたるを知るとは能く之を知る、辨するとは能く之を辨す、然れども、之が知解は實際に於て果して如何なる好果を奏するか、何程の價值を有するか、皆無あり、絶無なり、百の喋々は一の實行に如かず、彼等は往々皆道義を放棄して顧みざるの輩なり、道義の何者たるを知得するも果して何の益かある、設令萬卷の書物を讀みたりと雖も、一の眞誠なる教育を受けたる者と云得るや否や、不幸にして彼等の一舉一動は、誰にも斯く云ふを許ざる也、

是に由りて之を觀れば、教育と宗教の衝突と云へる語は、善良なる人士の實行に反し、東西古今の輿論に反し、又經驗ある人士の意見に反すると明なると同時に、徳、智、體の三教育中最も須要なる徳育の基本は、獨り宗教其物にして、宗教を除て天下更に之が代理となるものゝなきは一目了然たり。

第貳 此篇は現今教育の方針とされる勅語の主意と耶蘇教とは其趣を異にするを論ずるものにて(緒言の四頁)

無論基督教と勅語とは其趣を異にするものなり(第一)基督教は一の宗教なり、人々に其の何れより生出して、何くに歸着すべき者なるや否やを教ゆるものなり、何を信仰し、何を期望すべきや否を示すものなり、時に由り、處に由り、年齢に應じ、職掌に應じ、又身分に應じて如何なる義務を盡すべきや否を教示するものなり、天下の人々をして、各々其の地位に於て、完全なる人とならしめんが爲に、之が必要なる道を授くるものなり、語を換て之を言はゞ、吾基督教は人間の本来、其の信仰物、希望物、及び各自當行の義務を明かに教へ、詳に示して、天下の人々をして優に聖人の域に至らしむるの道を授くる一つの宗教なり。

(第二)勅語は之に異りて、帝國の安寧幸福を維持し給はんとし召さるゝ、勅聖文武なる皇帝陛下が、聖慮の在るところを發表せられたる論

言に外ならずして、其重なる主旨は、凡そ帝國の臣民たる者をして、兒童の時より、君父に對し、國家に對して竭さざる可からざる義務の在るを銘記せしむるにあり、何となれば、忠と云ひ、孝と云ひ、如何に事珍らしく聞ゆればとて、實際に於ては、唯是れ君父に對する義務を意味する迄に過ぎず、去れば、勅語なるものは、畢竟するに皇帝陛下の大權に依りて發表せられたる忠孝二徳の詔命と云ふも強ち不可なきものなり。然らば則ち、何故吾基督教は此點に就て斯くも過激なる攻撃を受けたるや、教育宗教衝突論の著者の妄想に由れば、基督教は忠孝の二徳即ち君父に對する義務を實行するに障礙となると云ふに在るが如し、余輩は今茲に著者の誤謬を辨明し置くも最と易けれども、冒頭より斯る辨明に俶々せんよりは、寧ろ歩々相進んで徐ろに之れが誤謬を示すの穩當なるに若かずと思ふが故に、茲には之を贅せず。

第參 耶蘇教は個人的倫理を維持するに於ては、其効少あしとせ

ず、然れども其の非國家主義を斷行するときには云々(此語を見るに、基督教を以て個人に取りては可、國家に取りては不可なりと云ふが如し)(緒言の五頁)

是れ實に事の實際を究めざるの妄言と云はざるべからず、余輩は如何に心念を回らして千思萬考するも、其の意の存するところを知るを得ず、何となれば、國家なるものは何に由りて組織せらるゝものなるやと云ふに、社會は人々個々の集合體なりと稱するが如く、全く個人に由りて組織せらるゝものなりとのみ今迄心得居たり、若し此の心得にして誤なからんか、何爲そ個人に取りては可なり、國家に取りては不可なりと云ふ理あるを得んや、試に人々個々をして能く吾基督教の教旨を遵奉する端正、純潔、勤勞、儉節、強壯の信者たらしめんか、(蓋し身體の強壯なるは、品行の端正なると、勞力に堪ゆるとの結果なればなり)誰か斯の如き人々個々に由りて組織せられたる天下國家を繁榮幸福ならずと云ふ

を得んや、基督教の信徒たる者は、己れ自身に對しては善良なれども、他人に對しては不善なりと云ふ理由果して何處に在る、基督教の信徒たるが故に社會に對する義務は知得せず、實行する能はずと云ふが如き理由は、萬々之なかるべしと思はるゝなり。

吾基督教は常に國家といふ大建築の一木一石(人々個々)のみを彫刻するものにあらず、此等木石を排置し、連合して、國家的大築造の基礎より屋上に至るまで、順次に甘く積立て、積重ねるものなり、去れば、木石たる個人の基督教を信奉する程度に由りて、社會的大築造の宏壯堅牢なるをトするに足るとこそ云はざる可からず。

第四 専ら(耶穌教の)個人的倫理を維持する方針を取るべきなり

(緒言の五頁)

耶穌教は個人的倫理を維持するに於て其効少しとせず……故に其個人的倫理を維持する方針を取る可きなり云々と迄心得たらば、最早

論理の順序に由りて、ダウしても耶蘇教は國家的義務を維持するに於ても其効決して鮮少ならずと白状せざる可からざるものなり、又焉そ其の非國家的精神を排除すべしと云ふが如き前後撞着する妄言を放つを得んや、此の如き言論は論理の順序の許さざる所なり。

凡そ吾基督教の信徒と稱せらるゝ者は、其の身分、職掌、位爵の如何に係らず、能く各人當行の義務を竭さずんば、眞誠なる吾基督教信徒と云ふを得ざるものなるが故に、人の父たるものは、父たるの義務、夫たる者は、夫たるの義務、官吏たるものは、官吏たるの義務、兵士たるものは、兵士たるの義務、進んで帝王に至るも、又帝王たるの義務を竭さざる可からざるものなり、是れ此の義務は吾基督教の各人に命する所にして、基督教信徒たる者の宜しく行はざる可からざる所なり、之をしも國家主義と云はすんば、借問す、其所謂國家主義なるものは果して如何なるものぞ、吾基督教の其信徒に命ずる所は、其れ斯の如く至れり、盡せり、眞誠の國家

主義あるものも、此上に命し置く所のもの恐くは毫も之あらざるべし、國利民福の要求する所のものも、恐くは此を除ひて一も之なかるべし。人或は國の光榮を擧げて之を論ぜんか、然れども、吾基督教の個人的倫理に由りて、薰陶せられたる信徒こそ、明に光榮の存する所を知るものなり、彼等は國家の光榮を以て、大聲揚言して忠孝々々と云ひ、國家々々と云ふに在りとはなさずして、平素は純正眞率、勤勉恭謙、身を修め行を正ふし、勞を取り義務に服し、其の一旦事あるに臨んでや、正義の爲めに身命を擲ち、一死以て國に報んとせる天晴なる心念に在りと信ずるものなり、嗚呼、吾基督教の個人的倫理に由りて、斯く自己の義務の在る所を知得せる信徒は、果して國に對し、家に對し、内に對し、外に對して、羞辱なりと云ふを得るや否や、耶蘇教徒を目して國體を損傷すと云ふの論者は、能く此邊を一考して可なり。

斯る事理には最も通曉せる、彼の英名を天下に轟したる豪漢ナポレオ

ンは、夙に茲に見るありたるが故に、一日我が兒の教育を在廷の一貴婦人に頼むに當り、語て曰く、「我此兒を貴下に托す、願くは此兒をして良基利斯督教徒たらしめ、良佛國民たらしめよ」と、左右之を聞て怪み訝るを見、ナポレオン直に語を繼ぎ、語て曰く、「我は良基利斯督教徒にあらずんば、良佛國民となる能はずと思惟す云々」と是れ果して何の意ぞや、他なし、實行の徳なくんば、愛國の精神なきを意味したるに過ぎざるなり、而して彼れ實行の徳は何に由りて得らるゝやと云はゞ、個人的倫理に由るにあらずして何ぞや、思ふて茲に到らば、基督教の個人的倫理を採用しつゝ、同教の教旨を目して非國家主義なりと云ふ説の愈と益と誣妄なるを知るに足る。

第五 其(耶蘇教)の非國家主義を斷行するときは、遂に我邦をして

羅馬の覆轍を履ましむるの恐なしとせず云々(緒言の五頁)

羅馬帝國の覆滅は何に原因せるや否やの事は、余輩が此篇の後段に考

究せんと欲する問題なれば、詳しき事は後に答へん、ソレ迄待遠しけりや、羅馬帝國盛衰の原因と題せる有名なるモンテスキユの著作を繙て見よ、蓋し思半に過ぎざるものありなん。

日本帝國に吾基督教主義を斷行するも、爲に羅馬帝國の覆轍を履ましむるが如き恐なきとは、井上博士の白狀する所より推論して尙ほ瞭かなり、博士は基督教を以て個人的倫理を維持するに於て其効の鮮少なからざるを自白したり、其れ既に個人的倫理を維持して、世道人心を矯正す、如何ぞ此の帝國の福利を増進せずと云ふを得んや、風を改め俗を直し、個々人々を完全にして閑然するところなからしむるもの、果して國運の衰滅を來すものなるや否や、氣違的臆臆を有するものにあらずんば、誰か此の如き推論をなすものあらんや、今や日本社會を處理するの道、恰も神聖なる古屋を取扱ふが如し、神聖は神聖なり、神國と稱すればなり、然れども古屋あり、豈に朽敗せる所なきを保せんや、今之を修繕し

て永く保續せんと欲せば、如何にして可なる、須らく腐敗せる片々を取りて、代ふるに斬新なる木材を以てすべし、此れ實に古家を修營し、外觀を一新して、堅く丈夫に續け行くの道なり、然り而して、個人的倫理を維持する吾基督教なるものが、十分此の斬新なる木材(即ち善良なる個人々々)を供するに足るとせば、神聖なる此の日本帝國を覆滅するの破壊的凶因にはあらずして、却りて其の面目を一新して、永く之を安全に繼續せしむる築造的の救主にはあらずや、此點に就き世の學者口角泡を吐いて愛國の二字を絶叫するも、到底無駄なり、駄目なり、机上の空論は寸分の効なし、個々の民をして善良ならしめざるときは、書中の愛國、新聞紙上の愛國は、國の傾かんとするを支ゆるに於て、三文の價值もなし、記せよ、國運を降盛ならしむるものは徳義にして、之を衰頽せしむるものは罪惡なることを、(Justitia elevat gentes, miseros autem populos facit peccatum) 一國の隆替は係りて徳義と罪惡とに在るものなり、豈に他あらんや。

第六 余も亦兩者(宗教と神學)の相異なるを知る、然れども實際に

於ては神學は宗教と連帶して入り來る云々(緒言の五頁)

然り、或る意味に於ては、兩者相連帶せるものと見做すを得べし、但だ宗教神學の二字は屢々此篇に見ゆるものなるを以て、余輩は茲に兩者の關係と區別とを明記し置かんと、極めて必要なりと思ふなり。

人心の内部より觀察を下すときは、宗教なるものは、信仰、崇拜、畏敬、愛心、希望等に由りて成立す、信仰し、希望し居るが如く行はんと思ふ意志は、蓋し是より出るものなり。

又人の外部より考察して、宗教其物を言へば、信仰せよ、畏敬せよ、希望せよ、實踐せよと教命する者を是れ謂ふ。

神學なるものは何ぞ、宗教の學なり、各宗教に由りて、其信すべき所の事、行ふべき所の事を學理的に證明解説するもの、是れ即ち神學なり、而して各派の宗教、少くも客觀的に多少相異あり居るを以て、其の神學も又

第八

恭謙は世故に訓練せるものが、他人の嫉妬猜疑を避けんが爲に發明したる防禦の具に外ならず、(緒言の九頁)恭謙を讚美して已まざるものは、自利の甚しきものなり云々(緒言の八頁)

然り恭謙は實に他人の嫉妬を避くる尤も慥なる道なり、何となれば、人間と云ふものは、心自然に大言自ら高ふするものを抑付けて、恭謙自ら低ふするものを尊重讚稱するやう組立てられたるものなるが故に、人間の常情としては、是非とも恭謙を尊重し、讚美せざるを得ざるなり。然るに、恭謙を讚美して已まざるものは、自利の甚しきものなりと云ふが如きは、尤も受取り難き説なりと謂はざる可からず、斯く言ふものこそ、自利の甚しきものと謂ふ可し、余輩は此語の爲にする所ありて發せられたるを嗅附けたり、即ち、此語は天下我を除て更に學者なしと自負せる傍若無人的の學者に取りては甚だ都合好ければ、後に大鷗は高く飛んで蚊蠅を捕へず、杯と高言の出来るやう、故さら茲に發明し置か

れたる自利的語なるを知るなり、成程、世には他人の己に對して恭謙ならんと欲して、自利的に恭謙を讚美して自ら恭謙を粧ふ者なきにしもあらず、斯る恭謙は決して己の目的を達する能はざるのみならず、忽ち其の心情撥かれて化の皮を見はし、自負よりも尙ほ一層人に卑怯視せらるゝを免れず、恭謙は人の美德なり、豈に人の之を粧ふを許さんや。

眞誠の恭謙は、決して心中に潜み居る虚傲の發現にはあらずして、實際の資質の正直なる表白なり、故に眞誠に恭謙なる者は、己れ自身に就ては、其の本心の承認する所を、有の儘に表白する迄にて、若し己れ神の子ならば、單に「我は神の子なり」と云ひ、若し己れ博士ならば、單に「我は博士なり」と云ひて、毫も其口に厭味なし、自然的なり、些の虚勢満言も無用なり、入る可からざるなり、作爲的假裝質混入するときには、忽ち恭謙の色を失ふ、否、其の實質を變して、全く別物に化學し去るもの也。

第九 今日ば東西各種の哲學及び宗教を研究して以て眞理を明にすべきの時なり、……余の方針ハ……東西各種の思想を參酌し、鎔鑄して新に組織を成さんとするにあり云々(緒言の一二頁)

大なる哉井上博士の方針や、然れども、斯る思想は決して珍らしき新思想にはあらず、最早遠き古代に於て、一時哲學者の腦中に流行したるものなれば、今や早や陣々腐々なり、即ち、吾基督教の初めて歐洲諸國に公布せらるゝや、プラトン、アリストット、ゼノン、エピクール諸派の哲學者等多く世に高言し居たりしが、彼等は皆反目汗奴して、各々其門を異にし、其説を異にし居たるにも係らず、一朝吾基督教が神の名を以て絶對的眞理を既定して、ガリレヤの十二人の愚民(十二宗徒を云ふ)より播布せらるゝを見るや否や、彼等反目汗奴し居たる哲學者は、忽ち協同一致して、徒勞にも之を排抵せんことを試みたり、彼等當時の方針は如何なり

しやと云ふに、全く教育宗教衝突論主の方針の如く、東西古今の哲學的諸説を研究し、其の尤も粹なるものを參酌して、圓滿なる一大新説を組織せんとするにありたり、斯くの如くして、希臘羅馬の哲學者が、三百有餘年間、畢生の心血を注て茲に従事したりしが、あはれ遂に其の想像したる大目的には達する能はずして止みたり、去れど若し當時の哲學者が此の目的を達するを得たりせば、今回井上博士をして再び之か大事業を取るの徒勞なからしめたらんに、不幸にして彼等の此の目的を達する能はざりしは、博士の爲め返すくも遺憾千萬なりとや謂ふべし、彼等が圓滿なる一大新説を組織せんとして、協同一致したるは、甚だ可なれども、如何せん主義意見の異なりたる一時烏合的協同なりしかは、其の眞偽を取捨し、長短を採否するに當りて、各々其の見解を異にしたるが爲め、甲の眞とするところ、乙之を偽となし、乙の非とするところ、甲之を是となす等、喧々囂々、甲論乙駁、人皆他人の説を舐排するに

巧にして、敢て一人の自己の説に信服せしむる能はざりしが故に、折角の大企圖も遂に空しく畫餅に歸り去りたるものなり、畫餅に歸し去りたるは、毫も怪しむべきものなし、何とあれば、凡そ一事に就て眞偽を採否せんとするには、須らく先つ如何なるものか眞理なるや否を知悉し居らざる可からず、而るに彼等は丁度此事を知得せずして、丁度此事を尋究せんとしたるものなり、眞理の標準なるものなくして、眞理を辨知せんと欲するも此は、往々皆之と同一轍に陥るものなるを知らざる可からず、善い哉、彼のプラトンは是等折衷派哲學者と其見を異にして、ソクラトの言を述べつゝ、神來りて吾人を教ゆるを望まざる可からず云々と語りたるや、彼れプラトンは實に此語を以て天授神立の眞教の無かる可からざるを證明したるものなり、然り、吾人も又思ふ、眞誠の道は決して他に在らざるを。

去れば此等折衷派哲學者の苦辛の結果は、矢張在來の哲學諸説の如く極めて複雑にして、成立覺束なき新主義を後世に遺したるのみにて、敢て在來れ説よりも玄妙なりと云ふにもあられれば、合理的なりと云ふにもあらず、却りて混亂と懷疑とを其の極度に達せしめたるなり、故に今日に至るまで、人は之を稱して曰く、塵埃は強風の裡に飛んで散亂す、圓満なる一大新説は甲論乙駁の内に消失すと、彼等が當時吾基督教に加へたる攻撃論は、今日僅に其形影を止むるに引き換へて、吾基督教のみ依然として今日迄繼續し來り、其の成立古今同一、毫も毀損せられたる所なし。

然れども人間の性質の常として、否寧ろ人心の傲慢なる常として、イツク迄も自負獨立して、己れ自身を以て足れりとなして、天より授けられたる神立の教には服従するを欲せざるものなり、一千八百有餘年前の昔より、泰西諸國に於ては、有らん限りの手段を用ひ、有らん限りの心力を竭して、吾基督教を舐排攻撃し來りたるものなり、去れば今日東

洋の一隅に於て、又々同じ演劇の操り返さるゝを見るは、毫も怪しみ入つたる事にはあらざるなり、但だ余輩が茲に追想して轉た憫然に堪へざるは、彼等折衷派の哲學者及び爾來世に出没したる吾基督教攻撃論者は、皆如何に成り果てたるや否のとは是なり、若し過去を以て將來を知るを得せしめば、此神立の基督教に攻撃を加ふるが如きは、適以て人知の道理に失敗を供して、其の攻撃する所の基督教に新勝利を歸せんとするものあり、思ふて茲に至れば、笑ふべく且憐むべきの限なりと謂はざる可からず。

余輩は茲に一言讀者諸君に注意を請はんと欲するものあり、并は他にあらず、余輩が基督教と稱するものは、該名を以て稱せらるゝ各種の宗教を無差別に混同して指すものにあらず、今日均しく基督教と稱し居るもの一にして足らざれども、彼此の間には、多少の區別ありて、中には其の教旨全く相反對して、止だ名稱のみを同ふ

せるものあり、去れば余輩の所謂基督教なるものは、吾主基督より定立せられ、連綿たる法統を以て今日まで傳はり、眞誠なる教會に於て今日まで實踐し來りたる公教を指すものなるを知らざる可からず。

○ 宗教と國家

第壹 耶蘇教徒は勅語を拜せず云々

拜の字義たるや甚た廣し、拜する人と拜する事物に由りて、種々の意味あるを以て、單に耶蘇教徒は勅語を拜せずと云ふも、須らく先づ其の拜の字の如何なる意義なるやを究めたる上にて論ぜざる可からず、一天萬有の上に在す無上至尊なる神を拜するが如き拜なるか、基督教徒は勿論此の如き拜は勅語に加へざるなり、敬禮を以て推し戴き、若くは尊敬を以て取扱ふの意なるか、耶蘇教徒は勅語を拜せずと云ふ可からず、拜の字義果して此の如くならば、吾基督教徒は勅語を拜して可なる而已ならず、是非拜さざる可からざるの義務を有す、一は天皇陛下の大權の爲め、何となきば、凡ての權は皆天より出るものと信ずるが故に、吾基督教徒

は是非とも之を尊重せざる可からざればなり、二は勅語其物の大切なるが故に、何となれば、勅語なるものは、天皇陛下より其の臣民に下されたる詔命にして、君父に對し、國家に對する義務を記せるものなればなり。萬一天皇陛下の詔命が、明に神の大法に反するときと雖、吾基督教は天皇陛下其れ自身には敬禮を欠くを禁ず、止た信徒をして其の神法に反する詔命に従はしめざる而已なり。

第貳 或は云はん、耶穌教徒は勅語其れ自身に抗せしにあらざ、勅語を拜するに抗せしなりと、然れども是れ唯、表面上の口實に過ぎず、其實は勅語の主意を好まざるなり、耶穌教徒は皆忠孝を以て東洋古代の道德とし、忌嫌に堪へざるなり(四頁)

此は區別を立て、徐に論ぜざる可からざる處なり、先づ吾基督教徒は勅語の主意を好まざると云へるの大早計なる論斷なるとは、吾基督教徒

が日々祈禱の際に「汝の父母に孝行せよ」云々と誦しつゝあるを見ても明かなり、吾教にては、此父母の名稱を以て、師、主、及び凡て人の長上に位する者を總稱す、蓋し此等の者は父母の代表者とも稱するを得べき者なるが故に、臣民を子と見做すときは、君王は實に臣民の父母と謂ふて可なるものなり、隨て父母に竭す孝は、之を君王に施すに當て忠となることは、先人も既に言へる所なり、然らば則ち、日夜に汝の父母に孝行せよ云々の語を誦しつゝ、身常に之を實行せんと努め居る吾基督教徒を目して、君王に忠をあらさず、杯と謂ふは、餘りに大早計なる議論にはあらずや、況や勅語の主意を好まざらず、杯と論斷するをや。

然りと雖、吾基督教徒は人間の道德は擧げて忠孝二徳にありとは誤認せざる也、忠孝二徳の外にも吾人の竭すべき義務、守るべき誠命は一にして足らず、夫の十誠の如きは、神法の大綱にして、是又吾人基督教徒たる者の日夜再誦して實踐せざる可からざるものなり、而して此の十誠

の日本在來の普通倫理を文章にしたりと云ふ 陛下の勅語より該博
周通なるとは、天下萬衆の稔知する所、井上博士と雖恐くば之を拒む能
はざらん。

去れど、人若し能く此の忠孝の二徳を實行せんと欲せば、須らく之と同
時に他の幾多の徳をも行ひて、凡そ一家に取り、一國に取りて、直接間接
に羞辱、危害となるものを避けざる可からざるは、數の免れざる所なる
が故に、此點より觀察を下し、或る意味に由り、又或る程度に由りて、人間
の道義は擧げて忠孝の二徳に歸すると謂ふも、強ち差支はなからん歟。
然れども、忠孝は道德の基本なりと謂ふが如きに至りては、余輩は斷じ
て其の不可なるを知る、其故は何そや、道德の基本と云はるべきものは、
總ての道義を行はしむるに十分なる緣由たらざる可からず、而るに勅
語の所謂國家と云ひ、忠孝と云ひるものは、果して總ての道義を行はし
むるに足るものなるや否や、是れ洵に氣遣はしき事なり、疑はしき事な

り、愛國忠君の響、或は能く光ある功業を生ずるには足らん、公衆の面前
に顯るゝ事業を起すには足らん、天下の評判の囂然たるべき新事を企て
しむるには足らん、然れども、人々個々の内部迄立至りて、其の一舉一動
を左右して、爾の屋漏にも耻ぢずと稱せらるゝが如き、蔭日向のなき完
全なる道德者を作爲するを得るや否や、曰く、決してなり、請ふ余輩をし
て尙其詳なることを復言するを得せしめよ、愛國忠君と云ひる立派な
る文字は、夫の極めて單純なる「邪淫を犯す勿れ、偷盜する勿れ、偽の証據
を立る勿れ、他人の夫妻を慕ふ勿れ」云々の禁命を固く守らしむるに力
あるや否や、世の熱心なる忠孝の疾呼者と雖、氣の毒ながら之が然諾的
確言はなすを得ざるべし、何を以て之を知る邪、彼等の行動は中々此言
を發する程進歩し居らざればなり、彼等の言行は相仇敵視して其行忽
其言の偽なるを訴ふるに至る可し、然りと雖、人若し此の單純なる誠命
を守らずんば、果して眞誠なる忠君愛國の徒なりと云ふを得るや否や、

忠君愛國の徒、謂ふを止めよ、其實淫亂、狗盜、欺騙の徒たるを免れざるなり、果して此の如くならんか、道德に對して實に無礼千萬、失敬至極の沙汰なりと云はざる可からず、然らば則ち、忠孝は道德の基本なりとは云ふ能はずして、是非とも此の二徳の外に總ての道義を行はしむるに、餘師ある一の基本を求めざる可からざるや、明々白々たるなり。

人若し吾基督教の道德の基本とせるものを問はゞ、余輩は萬能なる唯一の眞神を以て之に答ふ、此神や全知なり、知らざる所なし、分明なる其眼實に人心の秘密をも洞見す、此神や公義なり、信賞必罰、一善も以て賞せざるなく、一惡も以て罰せざるはなし、吾基督教の道德の基本とせるものは、實に此の如き知能あるものなり、余輩は此を除いては他に道德の基本なしと確信す、往古今來、人間の道德を据へんが爲に、處々方々に其の基本となるものを求めたる者あれども、未だ曾て吾基督教の道德の基本の如く完全なる、堅固なる、又尤も勢力のあるものを見出したるを

聞見せず、余輩は茲に豫言す、後世如何なる大學者起ると雖、斯る基本は他に見出すと萬々之なかるべしと、各種の諸徳と共に忠孝の二徳をも行はしめ、各種の義務と共に國家に對する義務をも竭さしむるに餘裕あるものは、此の唯一の眞神を除いて他に之あるなし、(人動もすれば法律を擧ぐる者あれど、彼は社會の表面に發露せる罪惡を罰するに止まるのみにして、而も時々其罰は罪惡に適當せず、又實に適當する能ざるものあり、例せば、一人の殺人罪を罰すると、十人の殺人罪を罰するに、法律何を以てすと云ふに、均しく一の死刑を以てす、此上は力、達せざるなり、然れども人誰か彼の軽くして此の重きを知らざらんや、)人心の内部には立入る能はざるものなり、自殺の如き罪は之を罰すること能はざるものなり、既に罪惡をも罰する能はずとせば、焉そ善を勧め、徳を行はしむるが如き道德的の働を爲すを得んや、是又法律の目的にはあらざるなり、人或は本心を擧げんか、然り本心は吾人の惡を譴責して、善

を刺奨するものなり、然れども、若し上に唯一の眞神なからしめんか、寸効だも奏する能はざらん、本心なるものは、神の人心に話す聲なり、神なくんば話す聲もなし、良し之ありとするも、勸善懲惡にハ何の益もなし、神なくんば余輩は常よ五逆十惡を犯して、本心の刺激を覺へざらんとを努むべし、大罪と惡を行ふの習慣は本心の刺激を減せしむるに至ればなり、然らば即ち名譽を以て道德の基本とせんか、是又愛國忠君の響と一同の結果をなさんのみ、名譽と云へる奴は表面上力あるかは知らんが、裏面に於ては毫も力なし、所謂陽に働きて陰に怠惰なるものなり、何ぞ冥々人見ざる所に於て、吾人の舉動を左右するを得んや、論じ去り、論じ來りて茲に至れば、唯一の眞神の外には、完全なる道德の基本はあらざるなり、而して又吾基督教は此の唯一の眞神に對する信仰其物を以て青年子弟の德育の基本とす、神の畏敬は賢知の初歩なりと、此れ其の知れ渡りたる格言なり。

斯く云ふも、決して青年子弟を教育するに於て、其の功名心の發達を妨害すとは云ふ可からず、あらゆる正當の道を以て、眞誠の競争心を吹き込みつゝ、子弟をして自己の品位を高め、一家の面目を計り、進んで一國の幸福と光榮とを發揚せしむるの點に至りては、世の教育に一步も譲らざるなり、此點より觀察を下すときは、吾基督教的教育は毫も陛下の勅語に背反せざる而已ならず、寧ろ其裨益するところ實に鮮少ならずと謂はざる可からず、人若し去つて吾基督教的教育に由りて薰陶せられたる貴顯紳士、眞誠騎士ものものを見れば、明に余輩の言の眞なるを知るに難からざらん。

第參

耶蘇教の中には、我邦の風俗に同化せんと欲するものもあれ

ば、永く舊來の教旨を保存するものありて、彼此相容れざるは、

耶蘇教の我邦に適合せざるの一證なり云々と(五頁を看よ)

余輩は前條に於て既に言へり、宗教なるものは人間の說とは相異りて、

國の東西、時の古今に由りて、勝手に變化せらるべきものにあらざるとを、勿論原理に關せざる慣例、儀式の如きものは、處と場合とに由りて變更するとあれど、基督教中の基本的教義に至りては、其の教理と倫理とを問はず、古今東西同一にして、決して變換するとなし。

然らば則ち、吾基督教の日本國に適合せずと云ふは、果して實事なるや否や、單純なる區別は、明に事の實否を示さん、日本の風習の中には、敢て善と云ふて稱讚する程のともあらず、又惡と云ふて排斥すべき程のともあらず、所謂俗語にて「ダウデモヨイ」と云ふが如き風習あり、座して挨拶するが如き、蓋し其の一例なり、斯る風習に對しては、吾基督教も「ダウデモヨイ」となして、敢て之が可否の裁判をなさざるなり、次に眞に美風と稱すべき善き風習のあるとも、一にして足らず、吾基督教は決して之を排せず、寧ろ稱讚して永く之を保續せんとを努む、然れども中に就いては惡風惡習なるものも之なきを保すべからず、是れ吾基督教の排

斥する所の風習なり、否吾基督教のみならず、道理も又之を排斥す、或る基督教徒の中之を稱讚するもの、良し有りとするも、其稱讚の惡を轉して善となすと能はざるは、猶古來の習慣になり來れるが爲に、惡風も善風となれりと云ふ能はざるが如し、實際惡なるものはイツ迄も惡なり、稱讚も習慣も、決して之を善となすとは叶はぬものなり、世論も此點に付ては如何ともする能はず、斯る風習に對して、取るべき道は唯「一」のみ、曰く、之を矯正するに在り、如何なる宗教に係らず、斯る風習に同化せんと欲するものあらば、余輩は躊躇せずして、是れ人造の偽教なり、無用の長物なりと云ふに憚からざるあり。

右の區別に由りて之を觀れば、吾基督教を以て日本の風俗に適せずと云ふは、偽なり、一を知て二を知らざる者の論なり、若し日本の風俗をして皆善良ならしめんか、吾基督教は甘く適合するものなり、其の適合せざるものあるは、惡風惡習の存するあるが爲なり、故に其の風俗の善惡

を問はずして、徒らに耶蘇教は我邦に適合せず云々と云ふが如きは、事の偽惡を指置いて、眞は偽に反對なり、善は惡に反對なり、故に眞と善は排斥すべしと云ふと何ぞ異ならんや。

第四 耶蘇教は唯一神教にて、然り、尤も然り、仰の通なり、其徒は自宗奉する所の一個の神の外は、天照大神も、實際神でなければなり、阿彌陀如來も、(是れも)如何なる神も、如何なる佛も、決して崇敬せざるなり、(神も)あらずと信する故、崇敬せざるは當然なり、唯一神教は恰も主君獨裁の如く、一個の神は一切萬物の主にして、(神ならば是非此の如く萬能者たらざる可からず)此神の外には神なしとし、(理に由りて他に神ある筈なければなり)他神の其領分中に併存するを許さざるなり、(神にあらざる者を如何にして唯一眞神の仲間入にするを得るや)獨り自宗の神のみを以て眞正の神とし、(ソレ々から

堅く信じて居るのだ)他の諸宗の奉する所は、如何なる神も、皆眞正の神と見做さざるなり、(眞正の神は唯一のみ、唯一でなければならず、唯一ならば、何して諸宗の神を眞正の神とすると叶ふや)……(中略)……唯一神教たる耶蘇教は到る處激烈なる變動を成せり、(七、八頁)

激烈なる變動とは、果して何事ぞ、余輩先づ博士に問はん、神は唯一なるものか、將た夥多なるものかと、博士は此問題を故さら曖昧に附し去りたるが如くなれども、激烈なる變動を解釋するには、是非講究し置かざる可からざる要點なり、若し神は理に由りて夥多あるものとなせば、余輩又何をか云はん、若し又神は道理上唯一ならざるべからずとせば、多神ありとするは偽なりと謂はざるべからず、此の二者共に眞なりとせば、謂ふ能はず、必ず其一に居らざるべからざるなり、而して吾基督教徒は神は道理上唯一なりと確信するものなるが故に、多神あるを信ずべ

からざる而已ならず、又實に信ずると叶はざるなり、然るに之あるを以て激烈なる變動をなすと云はゞ、余輩は甘んじて然りと言はざるを得ず、何者、唯一の神を信じて多神を排するは、道理的の事なればなり、余輩基督教徒は激烈なる變動をなすと云はるゝも、道理に背くと能はざるなり、博士は余輩をして道理に背かしめんとするが、無駄なり、余輩基督教徒は一時の姑息家にあらず、眞偽を混同して、曖昧なる言動をなす能はざるなり、異教徒を迫害せるが如く言做せる事に就いては、余輩之を後篇に述ぶ。

苟も事、眞理の問題に關せざる以上は、吾基督教徒の一生は、蓋し一番平穩ならん、議論を好まず、争端を開かず、和氣を含み、謙讓を守りて、永く温良の性質を失はざるなり、故に人或は是を以て吾基督教を目して卑法なりと云ふに至る、斯く平素温和の生を送り居る吾基督教徒にして、激烈なる變動を成すと云はるときは、益々事の眞理の大問題に關せるを

知るに足るなり。

第五 我邦は古來神道の教ありて、神の多きと實に千萬を以て數ふ、

然るに其最大の神たる天照太神は實に皇室の祖先なりと稱す、然かのみならず、歴代の天皇は皆亦神として尊崇せらる、然かのみならず倫理に關する教も皇祖皇宗の遺訓と見做さる、是れ現に我邦の國體の存する所とするなり(八、九頁)

井上博士の此言は、案外にも本當なり、如何なる國と雖、皆神の信仰よりして成立せざるものはなし、日本國と雖亦然り、故に日本國民の心より神と云ふ觀念を除き去らんか、日本帝國も早晚ブルタルクの所謂る空中の市街と云へる如き觀を呈せん、宗教に基かずして國を創立するは、空中に市街を築造するより難しとは、是れブルタルクの世に遺したる名言なり。

然り而して、今や日本の人民、文物の茲に新なるに従ひ、漸く國神に對す

る信仰を離れんとするの傾向あり、試に思へ、日本の臣民中少しく知識ある者は、誰か天照大神を以て最大の神となす者かある、誰か同國歴代の帝王を以て、皆神として之を尊崇する者かある、余輩は思ふ、斯言を發したる井上博士と雖、恐くは心底より斯く信して言たるにはあらざるを。然らば則ち、此際如何なる神の信仰に基いて、此の日本帝國を維持すべきや、他なし、唯一なる真神の信仰に基かんのみ、言甚だ奇怪なれども、是れ實際の眞理なり、今日迄は日本の國體の存するところ、或は千萬ある神に對する信仰に在りしならんが、今後の日本は是非とも、唯一の眞神に對する信仰に由らざればならず、日本今日の人民すら早や既に今迄の神を神と見做さざるを以ても知るを得るなり。

第六 耶蘇教の徒の崇拜する所は、此にあらざして他にあり、他とは何ぞや、猶太人の創唱に係る所の神に外ならざるなり(九頁)
嗚呼是れ己の識見の狹隘なるを表白する言にあらざして何ぞや、余輩は

此の如き言の凡人の口より出ずして、博士の口より出でたるを遺憾とす、否憫然なりとす、今茲に人あり、太陽は先つ亞米利加洲を照して後、漸く我日本國の天に昇る、故に太陽は我日本國の外に在り云々と言は、誰か此言を聽て憫笑せざるものあらんや、然るに大日本國に此言を吐く者あり、而も博士の肩書を擔ふて、是れ余輩が博士の一身の名譽の爲のみならず、日本國に斯くの如き博士あるを思ふて、日本國一般の爲に迄遺憾至極となす所以なり、若し全世界を偏照する太陽にして、異論なく、全世界中の人民の火輪なりと言ふを得ば、森羅萬象を創造して、普く之を統理せる神も、矢張萬民の神なりと、衆口一到せざる可からざるにはあらずや。

且又耶蘇教の崇拜する神は、猶太人の創唱せる所なりと云ふが如きは、全く事實を抹却せる一個人の臆説なり、猶太人民の歴史も之が謬妄を示し、古代の人民の傳記も之が反對を證す、彼此の歴史も傳記も此點に

就いては、聖書と昭合して明に唯一神教、即ち吾基督教の所謂唯一眞神の崇拜が天地創造の當時に在りて、人間最初の崇拜にてありしを證明するものなり、多神教の如きは物換り星移りたるズツト後に人間社會に仲間入りされたるものなり、加之ならず、唯一の神は猶太人の創唱に係らざる反証は、近く猶太人其者の上に在り、彼等が唯一眞神の觀念を地上に播き傳いて、此眞神をして崇拜者なく孤立せしめざらしめんが爲に、神より選擇せられて、一國民の狀態を成すに至れるは、開闢以來殆どんと三千年後の事なり、此等の事柄は歴史を知らずして、無暗に論斷すべき事にあらず、知つた振りすると、忽歴史の罪人、事實の抹却者なりと云ふ惡冠は頭上に墜ち來るものなり。

第七 内村氏の所爲、決して内村氏の過失にあらず、彼れハ堅く耶蘇の教旨を守るものにて、我邦の忠臣ならざるべくも、耶蘇の忠臣なること疑なきなり(九頁)

是れ實に吾基督教の眞意を御存知なき言なり、吾基督教は眞理其物なる故に、物相應の取扱を成し、事當然の義務を竭すを命ずるものなり、物相應の取扱を成すとい何ぞ、神は神、君王は君王となし、決して神人を混同して先後の順を誤るなきを云ふ、事當然の義務を竭すを命ずるは何ぞ、セザルCaesaris, Caesari; et quae sunt Dei, Deo.と云へる如く、各々竭すべき義務ある竭さしむるを云ふ、然らば則ち、吾基督教徒中 天皇陛下に對して敬禮を缺くとあるも、是を以て直に彼は基督の教旨を採るものなり、彼は基督の忠臣なり、杯とは結論する能はざる而已ならず、此の如き者は實に基督の聖意にも悖る者と言はざる可からず、吾主基督は如何なる人をも輕侮するを禁じ給へたり、幼き小兒迄をも輕侮するを禁じて曰く、汝等彼の小兒の一人をも輕んずる勿れ、(Videte ne contemnatis unum de pusillis istis) (馬太傳十八章十句)と、それ既に小兒迄をも輕侮するを禁ず、然る

を況んや一國の元首たる 天皇陛下をや、否々、實を言へば尊崇と敬禮とは、吾基督教旨の存するところなり、故に夫の有名なるプロテスマン教徒キツ―氏迄も名高き知言を吐て曰く、「公教會は世界中尤も大なる尊敬の學校なり」(L'Eglise Catholique est la plus grande école de respect qu'il y ait au monde)。

第八 耶蘇教徒が某國の國旗を書ける扇面を我天皇陛下の寫眞の上に掛く云々(十一頁)

斯る事實を解釋するには、須らく其時の場合、仔細等を能く知悉せざる可からず、余輩は此事の果して如何なる動機より出でたるかを證明する能はず、又漫りに井上博士の如く一個の僻み切つたる臆説を以て斷ずるを好まざるなり、唯だ此の問題に就いて一事余輩の念頭に浮び出でたるとあるを以て、記して以て御忠告申さんと欲す。

日本の所謂愛國忠君の徒なる者が、熱心に 天皇陛下に對する敬禮

に就て喋々するは甚だ結構なれども、其の喋々の口スベツて過激に陥らざる様注意して然る可しと思はるゝなり、近頃は喋々の響一層囂々たるが故に、之を聞く余輩は、彼等は誠に能く叫べり、キャー、と呼ばり居れり、彼等にして果して愛國忠君の真情より斯く叫呼し居るならば、實に妙不思議なりとの疑念を起さざるを得ず、今夫れ夫婦眞に相愛するときは、其事義の否情の當然として、公然之を披露するの必要なしと思ふ而已ならず、彼等夫婦は寧ろ務めて之を隠屏せんとする傾向あるものなり、然れども、人は之を見て間違はず、夫婦の和合し居るとそれ見る可しと云ふ、今若し之に反して、自分等の愛情を喋々他人の前に吹聴して、和合の状態を公然見せ掛けんとする夫妻あらんか、人は一見して、愛情の彼等の間に逗留せずして、和樂の態の粧飾的なるを看破するなり、乃ち知る、喋々の吹聴は、實物缺乏の徴候あるとを、惟ふに日本の愛國忠君の徒なる者は失敬ながら此に類するなからんか、彼等の言は眞と

して信ずるには、餘り八ヶ釜し過るなり、故に平素眞理てうオトナシク話す者に交際し居る者は、氣の毒ながら勢耳を此に塞がざるを得ず、破鐘的の言は實に聽くに堪へず、急激の論は眞に採るに足らざるものなり、之が破鐘的の急言を發する御當人と雖、正直に之を信ずる質朴漢おらば、恐くは心中に之を憫笑するならん、彼等の如きは洵に不信實極るものと謂はざるを得ず、余輩は彼等に向つて切に希望す、願くは日本の良民をして其心に任せてオトナシク 天皇陛下を愛敬尊崇せしめ置かんことを、良民如何に質朴なりと雖、マダ幸に 天皇陛下を愛敬すべく、尊崇すべき一國の元首なる位は、明に呑み込み居れり、切に請ふ彼等よ、漫りに雲井の人に就いて囂々する勿れ。

第九 嘗て米國に留學せるものは……(中畧)……婦人崇拜の陋習に至るまで、浮慕艶稱して之を我邦に實行せんとす(十二頁)

此言は間接に男女の關係に於ける外人の風俗を嘲笑したるものと見

做すも、強ち差支はなかるべし、余輩も又或る外人の此點に於ける仕打を見て、餘りなりと云ふが如き觀念を惹起さざるとなきにはあらず、去れど斯る變人の風俗は、姑く分外と致し置き、今日本人民の男女の關係に於ける風習を以て、歐洲各國に數百年來行はれ居る上流男女の風習に比するに、彼此頗る逕庭せるものあるが故に、茲に此事に關する吾基督教の精神如何を記述せんとするも、敢て無用の言にあらずと思考す、故に余輩は井上博士の此言を機會的に拜借して、吾基督教は家族に於ける婦人、及び社會に於ける婦人に、如何なる位置を與ふるを以て適當なりとせるやを陳せんとす。

凡そ事の眞理を捉へんと欲せば、須らく先つ遠く上古の時代に遡らざる可らざるが故に、余輩は今茲に開闢時代より説き起さんと欲す。

抑も吾人人類の元祖を造成したる造物主なる天主の聖慮を考ふるに、婦人は男子に別物として賦與せられたるにあらざるを見るなり、神の

初めて婦人を造りたるは、男子をして配偶もなく、内助もなく、寂然獨を守らしめ置くに忍びざるより出でたり、經に曰く、「人獨處未^レ善、我將^ニ爲^レ之作^レ偶以助^レ之」(創世記第二章十八句)と、婦人は男子と其性を異にせるにあらずして、而も彼は男子の骨肉たり、經に曰く、「是乃我骨之骨肉、肉之肉」(同章二十三句)と、彼は男子の奴隸にもあらず、又婢女にもあらず、彼が男子と結びたる交際の親密なるは、實に言語に絶す、二人合して一人となる迄なればなり、經に曰く、「二者即爲^ニ一體」(同章二十四句)と。

天地創造の當時に在りては、男女の關係實に此の如くなりし、然るに元罪の結果に由りて、乍ち男女の位置は一變して世界に見はれたり、男女各々其の元罪の罰を蒙るに當り、婦人の蒙りたる罰は如何なり、やと云ふに、經の所謂る「汝在^ニ夫之權下^ニ」(創世記第三章十七句)云々の語に在りたり、此言や神の言なり、神言豈應驗なからんや、余輩は忽此言の實際に行はれ、今尙ホ天下に行はれつゝありて、之^レを應驗を呈し居るを

見る、看よ、古今東西到る處として婦人は多少奴隸的の境界に在らざるなきにあらずや、日本國に於けるも亦然り、維新の今日に至るまで、婦人の境遇の如何に奴隸的なりしかは、人の能く知了する所なり。

然り而して、元罪の結果を取り除くものは、吾基督教なり、又たゞ吾基督教のみに限れり、故に吾基督教のみ、婦人を奴隸的の境界より救ひあげ、之に當初の位置を回復して、天晴れ男子の匹偶となし、内助となすを得たるものなり、吾主基督に由りて、婚姻、即ち男女の好合なるものは、最初造物主より制定せられたるが如くに立て直されて、今や吾基督教徒の婚姻は、全く當初の如く、終生一回(夫妻の一人死せるときは、此限にあらず)一合不離(如何なる理由あるも、離縁するを得ず)にして、神聖犯すべからざる秘蹟とはなりたり、神の合したるところ、人之を離すを得ず(One is Deus conjunxit, homo non separat)と、是れ吾基督教徒夫婦の銘記し置くところの言なり、吾基督教徒の婚姻に於ては、夫の義務は妻の己に氣に入

る迄、若くは妻が好んで己に事へ居る間のみ、之を妻として養ひ置くに止まらず、夫妻は借老同穴、畢生苦樂の友たり、彼此の間には眞誠の交情あり、正當の條件に由りて一決したる契約あり、相互の守るべき權利、義務あり、即ち妻若し其契約に由りて、永く其夫と和樂せんことを約せば、決して他夫と不義なる關係をなす能はず、夫の妻に於けるも亦然り、其の契約同一なり、正當の妻の外には妻あるを知る能はず、使徒聖ポロは簡言以て之を明記して曰く、「妻不_レ得_三自主_三其身_一乃夫主_レ之、夫亦不_レ得_三自主_三其身_一乃妻主_レ之」(達哥林多人前書第七章四句)と、是れを即ち婚姻よ於て夫妻の義務の同一なるを言はんと欲する者の言はんとする所を能く言へたるものなりと言ふ可し。

然れども、余輩基督教徒が斯く男女の權利の同一を唱道するも、此れ決して女子が何事に就ても男子と同等なりと云ふを意味するにあらざるなり、又決して男子と同じ事務を取り、同じ職掌をなして、政治にも喙

を容るべく、國權にも手を入るべしとは言ふにあらず、若し果して事此の如くならば、先づ女子の性質、氣風を取換へて、男子獨有の知力と氣力とを吹込まざる可からざらん、何となれば、女子は一般にして往々此の如き知力と氣力とに缺乏し居ればあり、又此の知力、氣力の缺乏し居る事は、女子の止むを得ずも男子の配下に服従し居らざる可からざる所以なるべし。

又設ひ夫妻の義務の相互なるを説くも、決して夫妻をして其位を同ふし、其權を同ふして、一家に二主あるが如き姿をなさしめんとするにあらず、一家二主は不順なり、無理なり、風波の起る基なり、此の如き組織の家制は一日も持續すると能はず、是又天主の聖慮にあらざるを知るべきなり、聖ポロを始め他の使徒に至りても、其の書中に基督教徒の夫妻の事に就て記せるも、毫も此の義務の同一を言はずして、寧ろ此の義務の同一のなきが如く假定せるやう思はるゝは、蓋し或は是が爲ならん歟、

聖ポ—ロ明に云ふ、女之首男也(達哥林多前書第十一章三句)と、……又曰く、蓋男非_レ由_レ女女乃由_レ男、且男非_レ爲_レ女而造、乃女爲_レ男而造也(同章九、十の二句)と、……又曰く、婦歟、汝宜_下服_レ夫如_レ服_レ主然_上(達以弗所人書第五章二拾二句)、亦宜_三凡事服_二其夫_一(同章二十四句)と、……使徒の首領聖ポ—ロの言ふところも亦之に異ならず、曰く、婦歟汝宜_レ服_レ夫(伯多祿前書第三章一句)と、……然れども茲に注意すべきは、聖ポ—ロ聖ポ—ロの二使徒が、斯く處々方々に婦の其夫に服従すべきを反覆したるにも係らず、夫の其妻を遇するの温良なるを、其の之に呈すべき愛情とに至りても、亦右と同じく懇篤丁寧に教諭せられたる事是なり、聖ポ—ロ曰く、夫宜_下愛_レ婦如_二己身_一然_上、愛_レ婦者即愛_レ己也(達以弗所人書第五章二十八句)と、……又曰く、夫歟汝宜_レ愛_レ婦不_レ以_レ苦待_レ之(達哥羅西人書第十三章十九句)と、……聖ポ—ロも亦夫たる者は其妻の纖弱なるを顧み、尊敬を以て之を待つ可きとを諭して曰く、夫歟汝亦宜_下循_二知識_一與_レ婦同居、敬之如_二荏弱之器_一如_中其嗣_三永生之恩_一者_上(伯多祿前

書第三章七句)と。

吾基督教が社會に於き、家族に於ける婦人に對する眞誠の待遇なるものは、實に此の如きものなり、決して婦人を見ること家具の如く、機械の如く、奴隸の如く、婢女の如きを以てせずして、眞に男子の好伴侶、生活の補助者なりとす、固より性來よりすれば夫の下位に在りて、之に隨從し居るべき者と見做せども、其代りに彼は男子の眷顧を促すべき美質を有するが故に、男子たる者は幾分か之を尊崇せざる可からざるものとなせり、人或は斯る眷顧、斯る尊崇を一瞥して、直に婦人崇拜の語を以て冷笑するものあらんかなれども、此れ決して崇拜にはあらず、婦人の身の纖弱なるを心得たるより自然出で來る愛憐なり、尊敬なり、婦人の備ふる美質と徳操とを貴重視する念は勢、茲に至らしむるものなり、若し夫れ婦人の方より、之を是れ察せずして、我身の崇拜なりと思惟して、自負の念慮を起し、得々の舉動を成すものあらば、是れ實に大なる誤認なり、此

の如き婦人は、余輩之を筆誅せずとも、身躬ら他人の嫌惡を招くものなり、又他の一方より、男子が婦人に對するに、臣下の君に事ふるが如く、奴僕の主に従ふが如く、へいへい然ハイハイ乎とて居る者ありなば、是れ又實に笑止千萬、卑屈千萬なりと謂はざる可からず、余輩は此の如き腰杖漢には男子の尊稱は下すべからずと思考するものなり、何れにしても、教外の男子が女子を待遇する點に就いて間違ふは、正しく吾基督教の趣旨を知らざる罪に座するものにて、或る者は婦人を待するに嚴酷と輕侮とに失し、或る者は却て丁寧過ぎて諂諛に陥るあり、彼と是とは過不及の差ころあれ、中道を離れて一方に偏するに至りては、二者均しく同一なり。

余輩は終に臨み、マウ一度此事に關せる吾基督教の趣旨を打明さんと欲す、吾基督教の趣旨は實に眞理其物を表白するものにて、造物主其れ自身の聖慮と毫も異なるところなきものぞ知れ、其の趣旨如何、男女は

他人にもあらずれば、仇敵にもあらず、好合して一體となるが爲に造られたりと云ふ、男女は何事に於ても同等なりとはなさず、其の尊卑も天地懸隔せりとはあさずして、事に因りては男は命じ、女は従ふべきもの、平素は兩々相待ち相扶けて、宛も頭腦と心臓との關係あるものとせり、今夫れ腦と心とは分離するとなく、輕侮するともなく、各々其處に居り、各々其用を成して、二者協力扶持するときは、人をして實に平和ならしめ、幸福ならしむるものなり、男女夫婦、及び一家の父母に於ける關係も亦此の如きものと心得なば、蓋し思半に過ぎざるものあらん、而して男女夫婦の間に此の平和と幸福を合調一致せしめて、永く之を繼續せんが爲には、吾基督教は夫婦二人の忠實と相互の親愛の外に、夫の方よりは保護、婦の方よりは順從を要求し置くものなり、是れ此の要求は天性其物、眞理其物の上規はれば、凡そ此の上規に合ざる事は、皆不規則の偏事にして、何れも眞善の中道を脱失したるものと謂ふ可し、何となれば、婦

人を待する嚴酷、輕侮に失するが如きは、童に男子よりの不義、不誠なる而已ならず、是れ實に往々罪惡の結果にして、虛傲、敗德、嫉妒等を意味するものなり、美なる女性、不戀々して、阿諛、媚言を呈するが如きも、亦是れ決して氣尙の高きと道德の邵き證明にはあらざるなり、親切おして尊敬あり、温良にして謹直なる、是れ實に正人君子の婦人に對する心の封印なり、吾教の主旨亦茲に在るなり。

第拾 歐米の學藝を修むるものも…假令必ずしも其國に留學せざるも…大抵は此傾向(其修むる所を尊崇して其價値を貴からしめんとする傾向)を脱するに能はざるなり、就中耶蘇教徒の如きは云々…(中略)…耶蘇教徒の最大部は和漢古來の教育を受ずして、單に英米人の教育を受けて、生長せるものなり、此の如き現狀なれば、彼等が我邦よりも寧ろ英米を尊崇し、遂に他國の國旗を畫ける扇面を我邦の天皇の寫眞の

上に掛くるに至るも、略、解釋するを得べきなり、世の教育を以て自ら任ずるものは、深く是等現象を惹起す所の動機を察せざるべからざるなり(十三頁)

教育が人の判斷力の上に、言動の上よ、及び其生涯の上に大影響を及ぼすとは、慥かある事實なり、コレ位の事は、余輩も疾に之を知る、子弟か一たび其道に由りて教育せられなば、老年に達するも、其道を離れざるべし(Adolescens juxta viam suam, etiam quum senuerit, non recedet ab ea)とは是れ聖經の語、余輩の常に口にする所なり。

然れども吾基督教的の教育に歸するに、吾基督教の毫も關係なき結果を以てし、若くは吾教義と全く正反對なる結果を以てするが如きに至りては、實に無暗無鐵炮なる誣言と謂はざる可からず、余輩は茲に其の誣妄を辨明し、併せて吾教の冤を雪がざる可からず。

今日日本人が歐米に留學して受け來る教育、若くは自國に於て歐米の

人より受けつゝある教育を見て、直に之を吾基督教的の教育なりと見做すが如きは、とんだ間違なり、余輩は斯る間違なからしめん爲に、一言茲に吾基督教的の教育の存する所を述べん。

曰く天主(神を云ふ)を畏敬する事、曰く義務を愛する事、(身分に應じて)曰く十誠を良心的に實行する事(幼年より老年に至る迄)。

是れ實に吾基督教的の教育の存する處なり(茲に言ふは勿論徳育の事に於て、知育の事にあらず、前者は人物を鍊へる者にして、後者は人知を開くものなり、知育の如きは學識あれば誰れにも叶ふ、何ぞ必ずしも宗教的人物を要せん)……而して人若し吾基督教の斯の如き教育は、國家に取りて害毒なり、危険なり、愛國心を消亡するものなりと思はゞ、井上博士一個の實なき臆説に據らずして、夫の有名なる經濟學者ルプレー氏の *L'Origine de l'Etat* と題せる著作を看よ、同氏は單に物體的の觀察を以て、普く文明國の實際を調査して、尤も便益多き統計表を作れり、其統計表

に曰く、四方八面より觀察するに、尤も洪福なる國は、恰も十誠の尤も忠義に實行せらるゝ國なり云々と、是に由りて之を論ずれば、日本國民に前述せる吾基督教的教育を施行するが如きは、眞に愛國的の企圖、國利民福を増進する事業なりと謂はざる可からず、何ぞ國家の危害を言はん、何ぞ愛國心の消亡を憂へん、實際の保證人はルプレー氏の統計表なり。然れども、世よは常に教育の事を左程迄大切なりとは思はず、又徳育と云ふも唯だ表面上の品行、禮節を守らしむるに止まるとなし、子弟の舉動にして世人より指目せらるゝ所なければ、是又足れるが如くに思惟する者あれば、余輩は此點に就いても、吾基督教的教育の與つて大に力あるとを一言せんと欲す、成程一寸一見するとき、此の如き人の目には、吾基督教的教育は毫も表面上の品行、禮節に關せざるが如く見ゆるやも知れず、何となれば、今日多少歐米主義の教育を受けたる青年子弟の狀態を看るに、品行、禮節の如きは教育の範圍内に屬せざるが如く思

はるゝ程まで、彼等子弟は品行、禮節を放棄すればなり、然れども歐米主義の教育を以て直に吾基督教的の教育とは云ふ能はず、余輩基督教徒の見を以てすれば、品行、禮節の如きは尤も宗教に連係して、德育中にも尤も須要なる部分を占むと思考す、即ち、宗教の命ずるところの徳行は、德育之を人心に植へ、禮節之を人々交際の折に表白するものにして、其の順序は、宗教は道德の製造者、德育は之が培養者、禮節は之が發表者たりと云ふ可し、猶ほ譬諭を設けて之を言はゞ、品行の德育に於けるは、衣裳の人に於けるが如く、禮節の徳行に於けるは、芳香の花木に於けるが如き歟、故に平素人は禮節の定説を下して、基督教的徳行を外に發表するものなりと云ふ、是れ蓋し禮節ある吾基督教徒は、始終言行一致、内外應合の誠實者たらざる可らざるが故よ、禮節に由て其の一舉一動、一語一黙の上に見はるゝものは、心中の誠實なる感情の發表と見做さざる可からざるが爲めなり。

第十一

耶蘇教徒は多く宣教師の庇蔭を得て生長せしもの故、甚

だ愛國の精神に乏しきなり(十四頁)且つ其師とする所の宣教師も亦歐米人なるを以て、教育を受くる間に漸々教師の思想感情を傳受す云々(十七頁)

余輩今獨逸若しくは米國に留學して歸朝したる者に向ひ、氏は外國の教師に就て學び來りたるものゆゑ、甚だ愛國の精神に乏しきなりと言はゞ如何、彼等は必ず赤筋立てゝ烈火の如く怒るなるべし、又其の怒るは尤もなる次第ならん、何となれば、彼等が萬里の波濤を破りて、遠く歐米に航したる所以は、畢竟愛國の精神より出でたるものにて即ち、彼國の學術技藝を研究したる上、其の尤も善美なるもの、便利なるものを齎し來つて、之を故郷なる日本國に應用せんが爲なればあり、其れ然り、諺に曰く、故郷は忘し難しと、去れば如何に草莽に人となりたる者と雖、如何に窮鬼に逐はれて生活せる人と雖、苟も心あり、氣ある一匹の人間たら

しめば、遠く異域に航行して、彼國の貴顯紳士に優遇せられ、稱揚せられたればとて、爲に其の己の生れたる故郷、己の住みたる茅屋を忘却するとは能はざるなり、否、彼國貴顯紳士の優遇稱讚と雖、却て其人をして故郷の天を瞻望せしめ、茅屋の生活を追懷せしむるものとならん、其の待遇の尤も優なる時は、恰も思故郷に馳せて、尤も歡喜と悲哀の涙を咽ぶ時なるべし、又彼國に在りて尤も其心思を慰め尤も其悲哀を輕ふせるは、後日彼國の珍奇なる寶物、便益なる物品を歸省の土産として、之を我が郷里に持ち歸らんと思ふ心念ならんか、若し夫れ果して外國に航行したる者の感情此の如く、歐米に留學したる者の精神彼の如しとせば、何ぞ獨り宣教師に就いて教育せられたる耶蘇教徒のみ此の精神なく、彼の感情なしと謂ふを得んや、外國に航行し、留學する者、餘人なれば愛國心あれど、耶蘇教徒なれば之なしと云ふ理由果して何處にあるや、耶蘇教徒は性質の變つた人間なるか、血脈の異なる柔弱漢なるか、日本魂を

失つたる者なるか、志氣の缺乏せる者なるか、均しく日本人なり、何ぞ餘人は斯々なれど、耶蘇教徒のみ然らずと云ふ理あらんや、井上博士なれば、獨逸に行いて留學しても、愛國の精神は失はず、耶蘇の教徒なれば、忽之を失ふと云ふ理屈は、何處を探しても發見せられざるべし、如何なる牽強附會者と雖も、之を胡魔化すとは叶はざるべし、井上博士一人を除くの外、然らば則ち、人間として、日本人として變りなければ、宣教師より學びたる語學、學術が他の外國教師に就いて學びたる語學、學術と異なりと云ふか、ケレ共同じ英語、獨逸語が宣教師より學ぶと他の外國教師に就いて學ぶとに由りて相違し來るの理由は、余輩其の何に在るを知らざるなり、均しく哲學なり、然れども宣教師の教ゆると他の外國教師の教ゆるとに由りて、差異を來すと云ふ理屈は、萬々之なかるべし、宗教的の學問は、諸學の中尤も高尙優美にして、又尤も世道人心に裨益するものなり、然れども之を爲め眞理道德の友たる日本人民が取つて以て

國家を益するが爲め應用するを許さずと言ふを得るや否や、若し之を主唱する者あらば、余輩は遠慮なく氣違漢なり、没理漢なりと言ふに憚らざるなり、开は又何ぞや、若し果して愛國心が人をして萬里の異域に至らしめて、諸多の學術技藝を研究せしむるの念慮を惹起すならば、況してや宗教學、即ち國家に大關係ある學問を講究せしむるの志念をや。耶蘇教徒が歐米の宣教師より師事して、教育を受くる間に、漸々宣教師の思想感情を傳受するものあるは、何ぞ怪しむに足らんや、子弟は教師に學ぶ、即ち眞似るものなるがゆゑに、子弟が教師の思想感情を傳受するは當然の事なり、且獨り耶蘇教徒のみ此の弊に陥いるものたらしめば、訴ゆるも攻撃するも可なれど、コハ耶蘇教徒のみに限らずして、天下一般の通弊なり、若し此點に就いて耶蘇教徒を攻撃せば、何ぞ先づ日本人其れ自身の氣風を攻撃せざる、試に思へ、日本人果して自國の風俗を忘却して外國舶來の風俗に摸倣したる事なきや否や、余輩今一の適例を舉

げて示さん、昔者外國の宣教師の未だ日本國に來らざる時に當り、日本人は天然自然の美質を遺し、自國固有の美風を忘るゝ迄、彼の支那の無神經的なる堅苦しき氣風を慕ひたるにあらずや、今や又反對より反對に移り、支那的氣風は全く蟬脱して、一般に米國的氣力を着用せんとしつゝあるにあらずや、嗚呼何ぞ日本人の變化の速なるや、其の變化せる氣風は古今異なれり、然れども氣風の變化の日本國を福せざるに至りては、彼此同一なり、何となれば、東西俗を異にして、一國には必ず一國の固有の風俗なるものあるがゆゑに、設令支那的の氣風輸入せらるゝも、米國的の氣風舶來するも、必ずや日本國民天然固有の氣風と扞拮抵抗して相容れざるものあるは、數の免れざる所なればなり、余輩は斯る弊習は天下一般の通弊なるが故に、言たくはなけれど、井上博士の攻撃止むを得ず、言茲に至らしめたるものなれば、請ふ日本人よ、讀者よ、深くな咎め給ひぞ、井上博士はモウ少し眼を開き見を高ふしたらんには、コン

ナ事は攻撃すべき事ではなかつたと思ひたりしならん、殊に博士とも云はるゝ者に於ては。加之ならず、良し耶蘇教徒中宣教師に摸倣して摸倣をべからざる事迄も摸倣する者之あるも、是れ其者の眞似過ぎたる誤にして、決して宣教師の素志にはあらざるなり、何となれば、苟も心ある宣教師ならば、一人たりとも、此の日本國をして歐米化させんと云ふが如き馬鹿觀念を懷き居るものはあらざるべし、心ある宣教師の志ざすところは、日本國の美風、日本人の美質は其儘に之を保存して、唯、日本人民の體中に基督教的精神と心魂とを吹き入れて、完全なる人物を製造せんとするに在るものなり。

第拾貳

我邦人の中一人ニコライの宗旨に歸依すれば、一人だけ

露西亞國に従屬するも同様なり、十人彼れに歸依すれば、十人を失ふの譯なり……(中略)……耶蘇教は歐米諸國に行は

るゝ所の宗教なるゆゑ、之を信ずる者は自然其教に由りて出る所を本國の如くに思惟し、却て我邦を外國の如く見做すの傾向を生ぜざるを得ず、(十六、十七頁)

余輩茲にニコライ主教及び其の教徒の爲に辯護の勞を取らんとするにはあらず、彼等の中には斯る誣妄の論を辯明するが爲め適當なる人物、書冊、雜誌及び其他の手段となるものなきにはあらず、何ぞ又局外者なる余輩の贅辯を要せんや、唯だ余輩は誣妄の此論を以て耶蘇教徒一般に對するものと做し、又實際耶蘇教徒一般に對すと思はるゝ部分に就てのみ、反駁證明せんと欲するなり。

日本人の中十人耶蘇教に歸依すれば、我邦十人だけ失ふ譯になると、果して信乎、余輩は吾基督教に歸依する者の間に劃然區別を立てゝ之を辯明せん、初めて吾基督教に歸依する者の中には、利害の觀念を以て歸依する者もあられ、又眞實の信仰を以て歸依する者もあり、前者は論ず

るに及ばず、彼等は最初より吾基督教信徒にはならずし者なり、彼等は利欲の心に驅逐せられて、吾基督教に歸依したる者なれば、其歸依は偽なり、若し基督教徒と稱すべくんば、有名無實の基督教徒と言つて毫も差支なきものなり、此の如き輩ハ一時偽善の皮を被つて教會に入入すれども、早晚は本性と忘恩の尾を示して脱出するものなり、彼等は設令洗禮を受けたるも、未だ全く日本人の性根を取り換へざりし者なり、吾基督教は彼等に取りては、蛙の背に水たりし、彼等は初めありたりし如くあり續きたるものにて、吾基督教に由りて毫も變りたるものにあり、嗚呼不幸にして、彼等は吾基督教をも信ぜざりしが如く、愛國の精神をも有せざりし者たりき、此の如き輩が日本國民の籍に列りてこそ、實に日本の不利鮮少なりとせず、危險此上なしと謂はざる可からざるなり、井上博士の耶蘇教徒に當てたる語を拜借して、茲に活用す、後者は、即ち眞實の信仰を以て歸依したる者は、忽吾基督教信者の列に入り、永く

吾基督教を信奉して、一心に之が教旨を實行する者なれば、日本國に取りて不利なるかは、危險なるかは、人一人失なつた譯になるかは、寧ろ日本國の大利大幸にして、善良の民一人を得たる譯なりと謂はざる可からず、余輩は我田に水を引く底の論を避けんが爲め、昔者羅馬の知事ブリニウスが時の基督教信者に就いて保證したる言を擧げて之を證明せん、其言に曰く、彼等は神を畏れ法を守り、勤勉、儉謹、純正にして、終始家事と國務とに執掌す、帝國には此の如き忠良なる臣民あるを見ざるなり、(Plinie L. X. ep. 97. を看す)

論者或は耶蘇教に歸依するときは、自國の帝王に従屬するを禁ずと云はんか、然れども之れ未だ吾基督教の初歩をも心得ざる者の功言なり、吾基督教は一國民の宗教にはあらずして、世界萬民の宗教なるを忘る勿れ、是れ何を意味する言ぞ、其の命ずる所の民、露國人民なれば、露國の帝王に従屬するを命じ、日本人民なれば、日本の帝王に従屬するを命す

るを云ふとなり、去れば決して日本人民を以て、露國の帝王に従屬せしめんとするが如きことはなざるものなり、若し夫れ否らずとせば、吾基督教は一國民の宗教なりと謂はざる可からず、焉ぞ世界萬民の宗教なりと謂ふを得んや。

吾基督教徒が、其の信じつゝある宗教の由て出たる國を、他の外國よりも愛慕する傾向あるとは、是れ本當なり、余輩は決して然らずとは言はず、是れ宛も外國に行いて留學したる者が、其の己の留學したる國を他の外國よりも景慕すると異ならざれば也、而して彼れ留學者は其の己の留學せる國、例へば獨逸、若しくは佛蘭西等を以て、自己の故郷の如く見做すやと問はれなば、彼等必ず否と答へん、余輩基督教徒も亦然り、吾教の由つて出でたる國は、勿論吾人々類に安心立命を得さしむる大恩者(宗教を云ふ)の出でたる土地あるが故に、難有く仰望するなれど、爲に之を本國の如く思惟するヶ如き念慮は、毛頭無御座候也、マシテ況んや

我邦を外國の如く見做すが如き傾向をや、斯る傾向は起さんと欲しても能はざるなり、(此點に就ては井上博士さん御心配なく、貫下若し貫下の留學せる土地を本國と思はずんば、余輩基督教徒をも御同様と思召されたし)。

且つ思へ、夫の佛教の如き、漢學の如きも、元は外國より出で來りたるものにはあらずや、然れども彼を信じ此を修めたる日本人民は、佛教漢學の由つて出でたる印度と支那とを以て本國と思惟して、自己の生長したる日本國を外國視したるとありたるや否や、此の如きは余輩の古來未だ曾て見聞せざる所なり、疑はゞ去つて日本の佛教徒と漢學者とに聞け、彼等必ず生國日本を外國と見做して、支那印度を本國視せざるとを直言斷答せん、去らば余輩基督教徒も。

第拾三

耶蘇教徒は唯一の神を信じ、此神に對して之を言へば、如何なるものも差等あるとなし、天皇も穢多も同等と見

做す云々(十七頁)

言々皆ウツ、如何なれば斯くも恬然と、而も公然とウソツクとの出来たりしぞ、ヨク、不眞實の博士なり、ソレとも知らざりし爲か、知らずば教へて遣さん、正理の存する所を。

ナニも吾基督教に由りて言はずとも、先づ天下の人に區別なき點のあは、打消す能はざる事實なり、生死の點より觀察して看よ、天下の人老幼、男女、上下、貴賤、貧富の差別なく、何れも皆同じく生れて此世に出て、同じく死して此の世を去るにはあらずや、其の生前に於けるも亦然り、天下の人には各々其の竭すべき義務なるものあるまあらずや、勿論人に由りて其の義務異なり、然れども竭さざる可からざる點に至りては、天下の人皆同じ、一人の「エキスプシオ」あるを許さず。

然るに今轉じて人々の身分を考ふるに、此點に於ては言ふ迄もなく、天下の人皆異なり居れり、而して吾基督教に決して此の身分を剝取し去

るものにあらず、唯だ未來に於ける神の賞罰は、此の世に於ける身分の高下を問はずと教ゆるのみ、斯く教ゆるは不可なるか、却りて是れ眞理にはあらずや、爾帝王と人民とに由りて、善惡の賞罰を曲くるを欲するか、正義の罪人なり、依怙の沙汰なり、吾基督教は決して此に與する能はず、吾基督教が皇天上帝の賞罰は身分の高下を問はずと教ゆるは、天下の人をして上下、貴賤、貧富の差等に由りて、敢て誇るともあく、敢て嫉むともなくして、各々恭謙忠良に生動せしめんとを欲するが爲なり。

其外に天下の人々の同等となるを得ざる點は、一にして足らざるなり、看よ、男女の相違、年齢の不同、智識、才能、筋力、財産、職務、位置等の相違不同を看よ、是等は皆天下の人をして同等となるを許さざるものにあらずや、而して吾基督教徒如何に馬鹿あればとて、此等の相違不同を打消して、平同説を天下に蒔き傳へんと欲するものならんや、此等の相違不同は事物の性質に附隨せるものなり、打消し取除かんと欲するも能はざる

事なり、又天下の平同説の如きは言ふべくして行はれざる事なり、吾基督教徒豈此不能的の徒勞を企てんと欲する狂愚漢ならんや、然るに井上博士は余輩基督教徒を目して、此の狂愚漢なりと言はん、と欲するものなり、誣妄も又甚矣哉。

第拾四 聖影を尊敬するは、其代表する人物の爲なり、然らば則ち、何故耶穌教徒は陛下の寫眞を尊重せざるか、とは是れ井上博士の四頁餘に亘りて喋々せられたる所なり、(十九、二十、二十一、二十二頁)

尊敬は一般に取りて、凡ての者に加ふべきもの、各人には其の身分に應じて加ふべきもの、とは是れ丁度吾基督教の教へ置く所なり、故に余輩は井上博士の喋々の辨を待つて後初めて知りたる者にあらず、唯だ井上博士の論すべかりしと思ふ事は、如何なる尊敬を、如何様にして加ふべきや否の一事是あり、此を是れ究めずして徒らに不敬事件々々々々

と罵々するも、少しも吾基督教徒に中らざるなり、吾基督教は、前述の如く、誰よりも、何よりも尊敬を重す、然れども尊敬の性質を究めずして、無暗無分別に之を加ふるが如きは、決して成さざるなり、即ちセザルに歸すべきものはセザルに神に歸すべきものは神に歸するものなるが故に、神に歸すべき尊敬をセザルに歸せしめんと欲するも、決して之を成さず、不順序なればなり、不道理なればなり、無分別の沙汰なればなり、然れども此の不順序、不道理、無分別ある沙汰を成さざるが故に、陛下に對して不敬なりと断定するが如きは、言語同斷、沙汰の限りと謂ふべし。若し夫れ吾基督教徒中 天皇陛下に對して、其の歸すべき正當の尊敬を缺くものあらば、是れ其人一個の罪にして、吾基督教其物の罪にはあらず、斯る人は吾基督教も罪し置けばなり。

第拾五 耶穌教徒か動すれば、彼れは偶像崇拜にして、我は然らずと劃然藩域を立つれども、詳細に看來れば、左様に嚴肅な

る區別は本となきものなり、耶蘇教徒が實に偶像崇拜を非とせば、何故人性的の神を崇拜するとも亦非とせざるか(二十二頁)。

是れ實に惡意ある反對論者が屢々吾基督教に向つて繰り返す詰問にして、余輩は斯る詰問には最早數十回も答辯を成したれども、今亦端なくも此の詰問衝突論の著者より繰り返されたるを以て、一言茲に辯明し置かんと欲す。

吾基督教徒と偶像崇拜者との問は、此點に就て甚しき相違あるものなり、今其の尤も解し易き事を舉げて論ずれば、偶像崇拜者の中には、神佛の徳、眞に偶像其物の内に在るが如く信して、之を崇拜する者あり、是れ吾基督教徒の決して爲さざる所なり、吾基督教徒の思ふ所は、偶像其物に於ては木物金物と毫も異なるところなければ、此の木物金物にして尊敬せらるゝに足るものは、全く其代表する所の人物事物に由ると

なすものなり、故に吾基督教徒は、一の影像を尊崇する前には、必ず先づ其の代表する所の人物事物の如何を究む、若し其の代表する所のもの、唯一の眞神ならば、其の主觀的と客觀的とに係らずして、直に眞神の爲に由つて盡すべき尊崇を之に加ふ、若し又其の代表する所のもの、他の人物若くば事物にあらば、亦之に適應すべき崇敬をなすものなり、要は影像の代表する人物事物の如何を究むるに在るのみ、此の如き崇敬なりせば、是れ實に一點非難する所なき合理的の崇拜にはあらずや。

第拾六 服部省三の場合に世人の注意を促さざるを得ざるとあり、何ぞや、是れ他にあらず、服部省三が無理に改宗せしめんとしたるは、他人にあらずして、則ち己れ自身の老母なるは、是なり、己の老母已に眞宗に熱心なるをば、強ひて天主教に轉ぜよと説付るは、毫も信教の自由を名とするものゝ精神に反らざるか、然かのみならず、老母が已に其の子の外教を信

ずるを悲み、果ては病氣を惹起し、起臥不自由の身となりしにも拘はらず、又更に方法を換へて其否むをも顧みずして改宗を勸むるは、果して孝道に背くとなきか(二十五頁)

信教の自由に戻らざるか、孝道に背くとなきか、是れ此の議論の要點なり、余輩は此の二點に就いて、余輩の意見の在る所を開陳せんと欲す。

(第一)余輩は孝道に背かずと断定す、何となれば、凡そ人の子たる者にして、(牧師なるや否やの如きは、余輩の關する所にあらず)眞誠の衷情より、正理の證據に基いて、吾人の靈魂は永朽不滅なり、萬民の造主救主たる眞神は獨一無二なりと云ふ教理を確信したる以上は、其の己の母たる者に説いて、此の獨一無二なる眞神を信ぜしめて、其の靈魂の救助を計らしめんとするが如きは、毫も不可なる所なきのみかは、是非とも斯くなさざる可からざるものなり、尙ほ一步進んで言はゞ、斯くなすは、父母の生に事へ、死に事へんとを命ずる道理の致さしむる處、子たるもの

情の然らしむる所と謂はざる可からず、父母に孝道を竭さんとを教ゆる勅語も亦之を命ずと言ふも、決して誣言にはあらざるなり、然り而して、若し眞誠の神は一あつて二なく、人の靈魂は此の獨一無二の眞神のみに由りて救はるゝを得ると云ふ事にして、果して眞理ならバ、之を己の老母に説き聞かしめたる子の所爲ころ、實に大孝の至情より出たるものと謂はざる可からず、諸を徒らに老母死したる後に、其の墓前に香花泉水を供する所爲に比せば、其孝道の優劣果して如何そや、余輩は決して日を同ふして語る可からざるを斷言するものなり、人の子たるものにして、其の所爲果して茲に出るあらば、其者は啻に孝道に背かざる而已ならず、實に人の子たるものゝ竭すべき尤も大なる義務を竭したる者と言ふに憚らざるなり、又設令ひ不幸にして其説母の容れられざる所となるも、彼れは己の良心に顧みて、毫も愧る所なきものなり、何となれば、救靈の道唯た一あるのみと確信せるが爲め、其の己の確信せる

ところを述べて、己の母をも救はんとしたる一片の孝情より出たるものなればなり。

(第二)彼れ果して信教の自由に戻れるか、余輩は先づ信教の自由とは那邊に存するやと云ふ事より論ぜんと欲す、信教の自由如何、是れ此の四文字、一見解し易ふして、種々の意義を附するを得るが故に、世の詭辯家をして之を曲用せざらしめんが爲には、是非一定の解説を下し置かざる可からず。

憲法第二十八條に於ては、信教の自由は單に日本臣民は安寧秩序を妨げず、及臣民たる者の義務に背かざる限に於て、如何なる宗教をも信仰するを得ると云ふとにて、即ち如何なる宗教なりとも之を信ぜよと強説するとも出來ず、又如何なる宗教を信ずるも、之を迫害するとも得ざるのとを意味したるものなり、勿論安寧秩序を妨げず、臣民の義務に背かざる以上は、何となれば、其時の宗教を信仰するが爲にては、なく、國

家の安寧秩序を紊亂せるが爲め、法律上の制裁を受けざる可からざればなり、此れ實に憲法の裁定する所、其の文面の意味する所なり。

然れども(第一)設令憲法に由りて、如何なる宗教を信ずるとを得ると裁定せらるも、是が爲に如何なる宗教も皆眞誠なりと言ふを得ざるは明なる所なり、若し憲法の裁定より斯る結言を下すものあるならば、是れ實に眞理を知らざる者の愚論と謂はざる可からず、何となれば、凡そ眞理なるものは、同一の事物に就き、同一の關係上より觀察するときは、決して數多なる分體にはあらずして、極めて純一なる單體なるとは、必ずしも哲學を待つて後知らるべき言にあらずればなり、故も若し日本現在の諸宗教よして、相互に昭合一致する點あるならば、此點より觀察して、或は皆眞誠なりと言ふを得べけれど、種々の點よ於て彼此の宗教の相違反對せる所ある以上は、皆眞誠なる宗教なりと云ふ能はざるは、今更申す迄もなき事なり。(第二)憲法に由りては、各人自由に己の欲する所

の宗教を信仰するを得るが故に、又自由に諸宗教を研究して何れか尤も己の信仰するに足るや否を尋求するとも得るや明瞭なる事ならん。(第三次に憲法は信教自由こそ裁定したるなれ、臣民が宗教上の問題を討究して、各自其の己の尤も眞誠なりと確信せる所を吐露して、之を同胞兄弟に告ぐるが如き事に至りては、毫も禁制したる所にあらずと謂ふべし、勿論信ずると信ぜざるとは各人の自由に在るとなれば、彼此宗教の採否の點に於ては、固より他人の關する所にあらずれども、其の採否するに至る迄之を人に説きたりとして、決して無理でもなく、不義でもなく、強説でも何でもなし、是れ猶ほ他人の知らずと思ふ事柄を己れ説き聽かして遣ると云ふに異ならざればなり、然らば則ち、焉そ此の所爲を目して信教の自由を名とするものゝ精神に戻るが如く言做すを得んや、若し又其の説き聽かしめたるの宗教にして、實際眞誠の宗教ありたりせば、所謂眞理を他人に示したるものにて、寧ろ人を益せると

大なりと謂ふ可し、果して然らば、服部省三氏の如きは(勿論其人ありとして論ず、設令吾天主教の教徒よりはあらずとも)毫も信教の自由に戻りたる所なしと斷定して不可なからん歟。

井上博士が彼の老母を稱讚するの餘り、女丈夫の偉名を附するに至りたるが如きは、余輩の所見を以てすれば、少しく過褒溢美にはあらざるかと思考せらる、設令耶蘇教を排斥し、眞宗を固信して、確乎として(他人は頑としてと言ふやも測られず)動かざればとて、斯く迄稱揚せずとも可ならずや、去れど君子は人の善を擧げて惡を言はずと稱するが故に、褒美に過ぐるは罵詈に失するよりも可なれど、博士の老母の善を擧げたるは、或は其子の惡を言はんが爲にはあらざるか、然らざれば曷そ一を天に稱揚し、一を地下に罵倒するが如き言をなすを得んや、ソは兎も角も、女丈夫と云ひる偉名の如きは、女性に超越せる力倆を現はし、國運民命の關する大事を企圖持續せるが如き女子(例へばジャンタルクの

如きもの(の)專有する名詞にして、決して永く佛教を以て生し、又佛教を以て死なんと欲するが如き一老女に冠すべき名詞にあらず、若し此の一事を以て此の名詞を冠するに足るとせば、天下何ぞ夫れ女丈夫の多きや、滔々たる老婆社會、往々皆此れ佛教に生死せるものにあらずや、又老母に説いて容れられざりし服部氏の如きは、耶蘇教排斥論者より嘲笑せらるゝとは詮なけれど、何よも博士の如く孝道に背けりとか、信教の自由に戻れるとか、又は擧げて論ずるに足らずとかと冷評痛撃せらる程にもあるまじと、不肖なる余輩は愚察す、何ぞや、斯る冷評痛撃をなすには、須らく先づ服部氏が故さらしに、老母の不幸を計りたる惡意を見届けざるを得ざれむなり、井上博士は果して之を見留めたるや否や、是れ甚だ疑はし、故に冷評痛撃はモウ少し御手緩くありてこそ然るべかりしと思ふ也。

第拾七 又一歩を進めて之れを考ふるに、眞宗は信教を耶蘇教に

改宗せしめんとせば、先づ耶蘇教の眞宗に優ることを證明せざるべからず、然るに未だ耶蘇教徒中一人の之を爲したるものあるを聞かず、思ふに服部省三の如きは、未だ眞宗の教義の何たるを知らずして、天主教に歸依し、(此れは全く無根の事實、天主教には服部と云へる牧師はなし)獨り己の信ずる所のみを眞實なりと妄想し、其先入主となるものを以て老母を強ひたるものならん…(中略)…未だ此の如き教(無量壽經及び觀無量經の語を引證して、何等の名言ぞと稱美一番したる上に宣はせられたる語なり)を研究せずして、初めより之を以て耶蘇教より劣れりとするは果して是なるか(二十五、二十六頁)

一の觀察を以て、一の事物に就いて考ふるときには、眞理は唯だ一にして二あるべき道理なきを以て、一事眞なりと云ふと、慥に、明かに、又合理

的の證據に基いて承認したる以上は、凡そ此の眞事に反對せるものを見て、皆僞なりと確信して疑はざるを得るものなり、其れ然り、尤も然り、故に既に合理的の證論に由りて、基督教は眞誠なりと云ふと明に知るを得たる上は、其の之に相違反對せる點より觀察して、他の諸宗教は皆僞なり、僞ならざるを得ずと心得たる言を爲すも、強ち差支はなきものなり、又何ぞ故さらに他の諸宗教をも研究するの煩勞を取るを要せんや、(隙と力とあらば、イザ知らず)此の如きは一朝一夕、一人一個の力の成す能ばざる所、又必ずしも成すを要すべき事にあらず、眞理現はるれば、僞雲の忽消散するは、猶ホ嚇然たる日光の前に此の暗冥のあるを許さざるか如し、故に眞を知れば、僞を知るの必要なし(セメテ言へば)何となれば、人間の性質を考ふるに、苟も頑として動かざる者にあらざる以上は、其心忽眞僞を區別するを得ると、猶ホ其目の晝夜を分つを得るが如きものなればなり。

且吾基督教徒か人に説いて吾教に歸依せしめんとするときには、先づ其人の質疑難問に答ふるを常となし、決して兩教の眞僞に一言の辯明もなくして、強ひて人を吾教に歸服せしむるが如き無法家にはあらずとを記せざる可からず。

博士が高尙なる道德の教なりとて、得意顔に引證せられたる名言に至りては、何にも驚き入るには及ばず、此の如き金言は佛教の經文にのみ記載せるにはあらずして、古今の聖賢の遺書の中にも往々散見するを認るなり、東西に顯然たる哲士の遺書を看よ、之よりは幾層も高尙なる教を記載しあるなり、是れ果して何の爲そや、其の理由甚だ單純なり、即ち人間の精神は東西到る處同一にして、其力如何に薄弱なりとは云へ、善惡正邪の觀念に至りては、未だ曾つて全く之を忘れざりしに是れ由るものなり、又基督教外に在る東西各種の諸宗教の如きも、僞教には相違なければども、其の教ゆる所皆僞なるにはあらで幾分の眞理を包含し居

りて、不完全ながらも往々其の由つて出でたる當初の本教に類似する所あるが爲なり、諸を譬ふれば、東西各種の諸宗教は何れも皆當初の本教の殘壘餘墟の如きものにて、決して完全なる築造たる能はざるものなれど、當初の眞理は其の幾分を留め居るものなり、去れむ此殘壘餘墟なる諸宗教が、如何に立派なる眞理を教ゆればとて、之を眞理圓滿せる本教なる吾基督教に比しては、逆も日を同ふして語る可からざるなり、凡そ此等諸宗教の教ゆる所の眞善は具さに備つて吾基督教に在れど、吾基督教の教ゆる所の偉大なる眞理は、此等諸宗教の中には在らざるなり、良し之れ在りとするも、吾基督教の教ゆるが如くに明白ならず、確固ならずして、宛も朧月を眺むるが如き感なき能はず。

第拾八

憲法第二十八條には、日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有すとあり、然れば日本の臣民たるものは皆均しく信教の自由

を有すと雖も、亦制限のあるあり、何ぞや、第一には社會の安寧秩序を妨げざる事、第二は臣民たるの義務に背かざる事、是なり、……然るに耶蘇教徒は果して毫も社會の安寧秩序を妨ぐる傾向なきか、又臣民たる義務に背く傾向なきか、内村氏の不敬事件の如きは能く安寧秩序を維持したる結果たるか、……學校にて教員の命に従はず、殊に全國教育の典範となれる勅語に違背する生徒の如きは、能く外部の規則を守れるものなるか、耶蘇教徒は單に信教の自由を名として、曉々せずして、先づ能く耶蘇教徒の近來我邦に於て經過し來れる事跡如何を顧慮せざるべからざるなり(三十一、三十二頁)

信教自由に制限あり、之を名として社會の安寧秩序を妨く可からざる事は、誰しも知り居る所なり、信教自由は決して無法爭亂を意味する語

にあらざればなり、然るに茲に考へ置く可きとあり、即ち井上博士が斯く社會の安寧秩序を重むながらも、吾基督教徒が、口を信教自由に籍りて社會の安寧秩序を紊亂したる異教徒を處分して、社會の安寧秩序を維持せんとしたる所爲を目して、殘酷なる迫害なりとて痛く攻撃の鋒を向けたるは果して何の爲なるや、若し社會の安寧秩序が斯くも大切なるものならば、昔者歐洲の政府が異教徒の爭亂を抑制せんが爲め、時に或は過酷の處分に出でたるとあるも、社會の安寧秩序を維持する點より見て、又實に止むを得ざりしを知るに足るべし、彼れ内村氏の不敬事件の如き、學校生徒の退學事件の如きさいを見て、安寧秩序の四字を絶叫しつゝ、飽まで之を攻撃して止まざるならば、昔時歐洲に蜂起したる異教徒を見れば、果して如何なる事をか言ひ、如何なる事をか成すべき、其處分或は己の痛く攻撃せる基督教徒の處分より幾層倍殘酷なるやも測る可からざるものあらん、然れども、此事は余輩後篇に於て詳

しく論ずるの意あるを以て、今は唯だ一言茲に井上博士の反省を促したるのみなり。

博士が茲に社會の安寧秩序の點より立論して攻撃せる事件の如きは、夫の歐洲の異教徒迫害の事件に比して何かあらん、適教員が勅語の聖旨を講述する時に當り、更に之を耳に入れずして我儘したる迄に過ぎざるなり、生徒四人が校内に於て基督教を信じ、校内に於て他の生徒を勧誘したりと云ふ、然れども是れ唯た確に人をして善良ならしむと公言するを得る宗教に同窓を勧誘したる迄にあらざるや、常に聖書を携帯して机上に併列し居たりと云ふ、即ち是れ世界中、尤も神聖なる尤も善良なる書を携帯し居たるとなり、博士が安寧秩序の四字を引出して攻撃したる事件は、實に斯の如き事にてありたり、洵に國家に取りて由々しき一大事件にてありたりしなり、余輩は斯る些々たる一事件に就き、斯くも喋々として激論せるを見て、抱腹絶倒の至に堪へざるなり、彼の

生徒の心情を知りたる者は定めし思ふなるべし、針小を棒大に攻撃せる論的なしに鐵炮を發すると何ぞ異ならん、然り實に是れ道理の話にはあらで、閑人無聊を慰する底の徒然草なり、若しも彼の生徒にして、聖書の代りに、小説を携帶し居り、基督教を語らずして、痴人夢を説く的の言を成し居たらんには、此の熱心なる安寧秩序の維持的論者は、果して如何なる感を起し、如何なる言をなしたりしぞ、是れ余輩の聞かま欲しく思ふ所なり。

若し彼れ夫の生徒が教員の命に従はず、勅語の講述を耳にせずして、校内の規則を守らざりしが如きと之ありたらば、是れ其の生徒一個の我儘、吾基督教に於て何かあらん、斯る我儘は吾基督教も之を譴責し置くなり。

第拾九

勅語の精神と耶蘇教とは、大に其趣を異にするものあり、故に苟も勅語を以て教育の方針とせば、耶蘇教徒は之れ

に抗せざるを得ず、若し耶蘇教徒にして勅語に同意を表するものあらば、是れ必ず時勢の如何んともし難きを知り、姑く之れに附和して、機會の乗すべきを俟つものならん、然らざれば多少其教旨を柱げて我邦の教育に與せんとするものならん(三十三頁)

井上博士は茲にも亦、其趣を異にするに云ひ、抗せざるを得ずと云ひ、能く異ると反することを混同し居るが如くに思惟せらる、無知無學なる者と雖、正直一片なる其心、異なると反するとの區別位は知り居るに、堂々たる哲學者とも稱せらるゝ人にして、二者を區別せずして混同視しするとは、實以て驚き入つたる次第なり。

異なると反するとの間には、劃然たる區別あるものあり、事の全然若しくは幾分に就いて言ふときは、二者全く相異なり、又は多少相異なりと云ふ、之を成せと云ふに、之を成す可からずと云ふが如きを指しては、二

者相反すと稱す、今此の區別を勅語と吾基督教の上に就いて考ふるよ、勅語は單に君父に對し、國家に對する義務のみを語り、吾基督教は倫理の總てを教へ居るものなるが故に、二者多少相異なりとは謂ふを得べけれど、彼此相反するとは謂ふを得ざると明なり、即ち勅語は倫理の一部分を教へて、吾基督教は倫理の總體を教ゆるの相違はあれど、勅語の命ずる所、吾基督教之を禁ずるが如き反對は毫も之れあらざるなり、試みに看よ、吾基督教は何處に於て、君父に忠孝を竭す可からず、國家に對する義務を竭す勿れど教へ居るや。

姑く勅語に附和して、機會の乘すべきを竝つならん、然らざれば多少其教旨を枉げて、我邦の教育に與せん、と云ふが如き事は、眞誠なる吾基督教徒の夢寐にだも思はざる所にして、又實に斯く思ふを潔しとせざるなり、余輩が斯く言ふも、是れ決して陛下の勅語を輕んずるが爲にはあらず、寧ろ吾基督教徒は

皇上陛下が銳意國民の幸福を計らせ給ふ

聖慮の程に感佩し奉り、嚮々として愛國忠君の四字を口にこそせざれ、實際に於ては務めて之を躬行し、終始忠良な臣民たらんとを欲しつゝ、あるものなり、是れ唯だ先づ能く吾基督教の主旨を遵奉するとき、陛下の勅語の主意をも守らざる可からざるを意味する迄なり。

第二十 勅語の主意は一言にて之を言へば、國家主義なり、然るに耶蘇教は甚だ國家的精神に乏し、音に國家的精神に乏し、き而已ならず、又國家的精神に反するものあるなり、(三十

四頁)

此論は蓋し井上博士の基督教に對する論旨の大要ならん、百四十一頁に亘れる教育宗教の衝突論も、要は約めて此の點にあり、博士が得々公言して、耶蘇教徒の倒底辯護し能はざる所ありと斷定したるも、亦正しく此に在るなり、余輩は思ふ、此の一段こそ井上博士の尤も力を極めて眞面目に論下せられたる所なるを、事既に眞面目なり、余輩焉そ亦眞面

目に之に答辯せざるを得んや、上來述べ來りたる所は、往々一瞥を價せざる僻論なりしを以て、余輩も亦深く意に介せずして笑論し來りたれども、此の一段に於ては成るべく精思熟考して、務めて正々堂々の言論をなさんと欲す、是れ蓋し此の一段が眞理に基きたるの確論、余輩の容易に反駁するを得ざる所なるが爲めにはあらずして、井上博士の論旨の要點、幾分か齒牙に掛くるに足るものあるが爲なり。

然れども、余輩此一段を讀んで、勅語の主意は國家主義なり、耶蘇教は實に非國家主義なり云々の二句を見る毎に、未だ曾て太く著者の不信實なるに喫驚慨嘆せずんばあらず、以爲らく、嗚呼何ぞ此人にして此惡意あるを得たると、吾基督教の趣旨を曲解し、疑惑を天下に傳て時俗を欺く、人を愚弄するも又甚太しと謂ふべし、余輩請ふ、根本より反駁辯明して、着々其の誣妄不信を公示せん。

勅語の主意は國家主義なりと云ふ……抑々是れ如何なることを意味せる

語なるや、井上博士の所論に由れば、勅語は元來日本に行るゝ所の普通の實踐倫理を文章にしたるものにて、其の倫理は一家の中に行ふべき孝悌より始まり、一家より一村、一村より一郷に推及し、遂に共同愛國に至りて終るものにて、其意は一身を修むるも國家の爲め、父母に孝なるも、兄弟に友なるも、畢竟皆國家の爲めなりと言ふに在るが如し、即ち他語もて之を言はゞ、日○本○臣○民○の○臣○子○た○る○の○義○務○を○果○す○終○焉○の○目○的○は、一○に○國○家○の○洪○福○に○在○り○と○言○ふ○も○の○な○り○。

耶蘇教は非國家主義なりと云ふ、其意如何、井上博士之を説明して曰く、耶蘇教の國家主義ならざるとは、其全體の性質より判斷を下だすを得、(即ち)耶蘇は元と國家を主として教を立てたる者にあらず、種々なる國民の上に脱出し、自ら萬國普通と認むる所の教を開きたるなり、(中略)……耶蘇は天國を立てんとを欲すれども、地上の國家は其目的とする所にあらざるなり云々と、語を換へて之を言へば、耶○蘇○教○は○其○の○教○旨○の○基

礎を天國に置くものにて、人の人たる義務を竭す最終の目的は、來生永遠の報賞(未來の天國と云ふも可なり、稱名の如何は余輩の必ずしも關する所にあらずに在りとなすと云ふとなり。

人若し虚心坦懐に右の定説を讀まば、余輩の言を俣たず、一目して陛下下の敕語と吾基督教の二主義の相異なるあるも、決して二者相反して相容れざるものにあらざるを見るべし、試に思へ、誰か 皇上陛下が敕語を其の臣民に降して國家に忠良ならんことを詔命あらせられたるは、臣民が死後己の靈魂の如何に成行くやを考へて、其思を未來永生の域に凝すを禁止あらせられ給ふ聖慮にてありたりと假定するを得るや。

人或は余輩が茲に靈魂の問題を引き出したるを見て、冷然嗤笑する者あらんなれど、此れ固より人間生存の目的を知らざるの徒、蠢然として此世に生れ、蠢然として又此世を去る輩あれば、敢て擧げて論ずるに足

らず、此徒の冷笑こそ余輩の憫然に堪へざる所なり、何となれば、今回の如く、哲學に、宗教に、教育に、倫理に、政治に大關係ある問題を解釋するに當りては、其の第一着に論究すべきものは、靈魂の問題なればなり、己を修め、人を教へ、民を治むる等の道の相異なり來るは、全く此の靈魂の問題を解釋する如何に由るものなり、人果して不滅の靈魂を備ふるや否や、是れ實に單純なる問題なり、然れども亦實に天下の大事の繫がる須要の點なり、教育と云ひ、倫理と云ひ、政治と云ふも、皆此一點より出で來る、古語に曰く、何事に於ても其の歸終を考へよ、(In omnibus respice finem) と、味あるかな斯言や、歸終(Finis)の語、是れ人の一舉一動に就いて、造次顛沛にも忘る可からざる終焉の目的なり、故に己を修め、人を修め、進んで天下國家をも治めんと欲する者の須らく先づ第一に講究すべきものは、我が歸着する所如何、我が終急の目的如何と云ふに在り、一言以て之を言へば、人に不滅の靈性あるや否やの問題是なり、井上博士の所論

に由るに、余輩は頗る之を知るに苦しむ、博士は比點に就いては前後矛盾、自家撞着の論をなし居るが如し、何となれば、博士は一方に於て皇室の祖先なる皇祖室宗に就て云々しつゝ、我日本の國體の存する所なりと迄論しなから、他の一方に於ては、吾人の靈魂の來生に於て賞を享くる所を目して、全く空想ありと言放てり、空想よ屬する天國杯を先にするは甚しき謬見あり、此地上の國家は却りて是れ眞實の天國なり、何んぞ別に空想的の天國を要せんや、とは是れ博士の再三繰返しふる所なり、前の所論に於ては、皇祖室宗は遠く既に死し去りたるにも係らず、其の遺靈は長へに存して滅せざるが如くに言做しつゝ、後の所論に於ては、皇祖室宗が既に已に死し去つて塵埃に歸し了したるが如く論斷するは、是れ豈に前後矛盾せる論にはあらざるか、自家撞着の言にはあらざるか、抑又日本國體の存する基礎を覆滅したるの議論にはあらざるか、他人が陛下の寫眞に加へたる不敬事件の如きは、再三再四之を繰返

して能く安寧秩序を維持したる結果なるか、善良なる臣民の徴なるかと、四方八面より攻撃しなから、己れ自身は皇室の祖先に一大不敬の言論をなしつゝ、恬然愧るなきや、如きは實お言語に絶へたる沙汰なりと謂ふ可し、天皇陛下の寫眞を或は打落し、或は撤去し、或は其上に他國の國旗を畫ける扇面を掛くる所爲にして、果して斯く迄筆誅罵倒せらるべき不敬なりせば、日本帝國の基礎とも稱せらるべき皇祖室宗を全く空想に屬するが如く言放つ言論は果して如何ぞや、之をしも不敬と謂はずんば、天下に不敬なるものは絶へて莫かるべし、何となれば、此の不合理なる言論は、實も皇室に取りて根本的覆滅の議論なればなり、而して斯の根本的覆滅の議論の由つて起る所以は、正しく靈魂の不滅を否定して、未來永遠の生命(天國)と稱するも、何と稱するも關する所よあらず、空想視するに在るものにて、日本に於ける之が主唱者は實に教育宗教衝突論の著者井上哲次郎君なることを忘るべからず、氏の口よ

りは、慥に天國は空想なりと放言せられたり、衝突論は現に之が證明者となりつゝあるなり。

然らば則ち余輩が前述せる「人に不滅なる靈性あるや否や」の問題に對しては、井上博士の所論は之なしと云ふに在りて、即ち純然たる靈魂存
在の否定説と云ふも不可なかるべし、茲に於て乎、余輩は一の問を設け
て博士に質さんと欲す、曰く、國民とは如何なるものぞと、此に就て博士
は如何なる高見を抱懷し居らるゝや否やは知らざれど、既に靈魂なる
ものを否定したる以上は、其答必ずや左に出でざる可からず、曰く、靈魂
なき國民は動物的人間の群集なりと、隨て靈魂なき日本の國民とは、日
本と稱せる東洋の一孤島に群を成して、蓮嶽、琵琶湖の美景を樂み居る幸
福なる動物なりと、…靈魂なき國民の倫理は如何、曰く、飲めよ、食へよ、明
朝死するも知る可からず、(Manducemus, bibamus, cras enim moriemur)と云ふ
に在り、…孝道は如何、靈魂なきの孝道は、人の子たる者が、其の父祖の霜

露を冒して、辛苦艱難の上蓄へたる多少の財産を見て、父祖の生前より
早く既に之を我物に私用せんとを考へ、父祖の死するに當てや、速に之
を送葬するを以て子の能事遂に茲に盡せりと思ふに在り、…愛國心は
如何、靈魂なきの愛國心は、曰く、社會の財産を平均して、天下の人をして
平同一様に樂ましむるに在り、其言に曰く、今夫れ天下の人をして均し
く幸福ならしむるが爲には、地上の寶貨積んで餘りあるに、胡爲そ一は
金衣玉食富貴を一身に極めて、榮耀榮華の花を咲かせ、一は貧苦艱難し
て、衣食に逐はれ、饑寒に迫まりて、終生逸樂富貴の味を嘗むるを得ざる、
彼も人なり、我も人なり、同じく此世に生れ出てたる人間にして、斯くも
幸不幸の懸隔せるは何の爲ぞや、彼れ我れより賢なるか、彼れ我れより強
なるか、否な彼は我より愚なり、我より弱なり、取つて以て代ふるに於て
何の難きとか之あらん、優勝劣敗、弱肉強食、國家の爲に身を犠牲に供活
るにあらずして、自身の爲に國家を犠牲に供し、所謂る國家を以て生ず

するもの(Vivre de la Patrie)是れ、即ち、靈魂を省きたる愛國心の存する所あり、而して事茲に至らしむるものは何ぞや、靈魂の否定説即ち是なり、靈魂を省き、未來を省き、天國を省く説の社會萬般の事物に及ばすの結果は、理論的に是非とも斯の如くならざる可からざるものなり。論じ去り論じ來りて茲に至れば、靈魂否定説の危険なるとは、瞭として日を睹るか如し、若し此の危険なる説をして一たび日本帝國に實施せしめんか、國民の腦髓は乍ち唯物的の思想も満たされて、余輩か以上列擧したるが如き現象結果を此の日本の社會も呈出するや、掌紋を指すよりも明なり、長しや一朝にして帝室を毀ち、社會を覆すの不幸を見ざるも、忠孝の倫理を差換へ、愛國の赤心を引抜き、日本魂ある國民をして動物的人間と化し、此の蓮嶽、琵琶湖の勝景を備ふる美國をしてアツタラ動物的人間の牧場たらしむるに至るは、必致の勢なり、此を思ひ彼を想はゞ、天國を空想視する唯物的の説は、如何に忠孝の衣を以て之を糞ふも

如何に愛國の皮を以て之を掩ふも、無量の災禍を包含せる危険此上もなき、チナミトと謂はざるべからず、何時爆裂せんも測るる可からざるなり、國の災又實に是れより大なるものなし、日本人たるものは深く此に意を留めれる可からざるに、宛も幻夢の中に行動するが如く、毫も是等の事を熟念せざるは、最も危険なりと謂はざるを得ざるなり。(結論の語は全く井上博士の語を借用したるものなり。)

余輩は尙是より進んで、非國家主義と誣られたる吾基督教に就て一言せんと欲す、余輩は成るべく呶々の議論は避けて、單に吾基督教の主旨の存する所を有體に又簡單に陳述せんとす、眼ある者は見て以て、吾教の果して非國家主義なるや否を識別するに難からざらん。吾基督教の趣旨は、井上博士の説と異なりて、人には不滅なる一靈性ありとす、故に國民を解釋するには、單に動物的人間の群集を以てせずして、知識的不滅物の集合を以てす、こは即ち吾基督教の國民を理論的に

解釋せるものなり、實際に於ては、吾基督教に由るときは、如何なる方面より觀察するも、一言以て人民を解釋するを得、曰く、義務の實行者なりと、即ち吾基督教は人民は自己に對し、他人に對し、(上のものにも、下のものにも、同等のものにも)又天主に對して、各々其の竭すべき義務を實行せざるべからざるものとあせり。

今又臣子たる方面より、即ち一家に就き、一國に於ける一部子たる點より觀察を下すも、何となれば、人は國家に屬せずして生活するとは叶はざるを以て、其の一部分となり居る國家に對して、格別なる義務の擔當者たるとは、又言を俟たざる所なり、故に己れ如何なる階級に屬するも、如何なる位置に居るも、父たるも、子たるも、主たるも、僕たるも、君たるも、臣たるも、前陳せる他人に對する義務(上下同等のものに對する義務)を實行せざるべからざるや明なり、而して是等の義務は明に心得たる上、丁度竭すべき道を以て實行せざるべからず、竭すべき道に由りて實行

すとは何ぞ、曰く、吾基督教の旨に由り、全能にして能はざる所なく、全知にして知らざる所なき萬有の上に位せる唯一の眞神を眼前に懸けて義務を躬行するを云ふなり。

述べて爰に到り、余輩は質問的に一言せんと欲す、斯く吾基督教の旨に由りて義務を實行せしむる時は、國家の上に果して如何なる結果を來すやと、余輩は之を實際に徴して考ふるに、國家の安寧、秩序、幸福等は、一に義務を實行するに在るが故に、(余輩の此の斷言は、敢て之を解説せざるも、少しく知慮あり、試験ある者は容易に了解するを得ん)吾基督教徒を以て組織せる國家ならば、詳言せば、父子、君臣皆能く吾基督教を遵奉して、明に其の義務と、又之を竭す道とを心得居る信徒に由りて成立てる國家ならべ、恐くば世界中一番安寧、秩序、幸福の宿り居る國家なるべし、乃ち知る、吾基督教程完全なる國家主義は他に之あらざるを、竭すべき道に由りて義務を竭すと言ふも、是れ決して人々をして其の勤勉の正

當なる結果と功勞に對する報賞とを味ふの道を杜絶するにはあらざるなり、否寧ろ義務の能く行はるゝ所は、即ち是れ正義の能く行はるゝ所なれば、斯る國家に於ては、神の眼によりて報賞名聲を享くるに足る者のみ、報美稱讚せらるを見るなり、而して吾基督教の倫理は實に此に在るなり、嗚呼又高尚ならずや、鞏固ならずや、此の高尚堅牢なる倫理を以て、井上博士の唯物説に比せば、其の逕底豈に啻霄壤のみならんや。是故に若し井上博士が眞に日本の國家の洪福を計らんとしたりせば、須らく先づ靈性の有無に就きて自己の意見を開陳すべかりしなり、何となれば、若し靈性なるものなしとせば、國家の洪福を計るのみかは、日本人民に倫理を打破する説を教へて、結局國家をも顛覆せざる可からざる勢に立至ればなり、然れども、博士設令ひ靈性なるものありしとせざるも、國家の洪福を維持する點に於ては、恐くは吾基督教よりも完全なる道を發明するとは、六ヶ敷かりつらん、何となれば、吾基督教は、上來述

へ來りたるが如く、全く義務の實行を旨として、此の義務を實行せしむるが爲には、皇天上帝眼分明なるの道を以てするか故に、設令ひ偽哲學者の大僻論に於てのみ、非國家主義と見ゆるも、事の實際に於ては、國家主義も非國家主義も、實に此上なき大國家主義なればなり。

第二十一

耶蘇は天國を立てんとを欲すれども、地上の國家は其の目的とする所にあらざるなり、然るに勅語の主意は専ら地上の國家に關するものにて、毫も耶蘇の言ふ如き天國に關するものにあらざるなり(三十五頁)

余輩は此の一段を讀んで、抱腹絶倒に堪へず、此博士にして此言あるとは、抑も何事ぞ、古往今來、吾主基督を以て地上の帝王に比して立論したる者は、未だ曾て一人も之ならず、是等の事は一凡人と雖見分くるの明あるべきに、堂々たる博士の明却つて此に達せずして、余輩をして一笑噴飯に堪えざらしむる言を放つとは、狂愚も又大甚い哉、余輩請ふ、狂愚

に曉すの勞を取らん。

勅語の主意の國家に關して、毫も天國に關せざると、何ぞ其れ惟むに足らん、勅語はそれ抑も誰れの發せられたるものぞ、日本の 皇上陛下にはあらずや、而して 皇上陛下は夙夜如何なる事をか苦慮あらせられ給ふぞ、日本の國家と臣民との洪福にはあらずや、夫れ國家と臣民との洪福を計るは、一國の君主たるもの、宜しく其分となすべき義務なり、然らば則ち、皇上陛下が勅語を降させ給ふに當りて、一國の元首に適し、國民の耳聞に熟したる語句を用ゆべきは、固より其の然るべき所なり、而して國家と云ひ、忠孝と云へるが如き文字は、日本の君臣の古來口にし耳にし來りたる好文字なれば、今日の現狀に至りても、勢之を代ふるとは能はざる所あらん、民の耳之に熟せざればなり、然り而して、是等の事は吾主基督の全世界に對せる言行に取りて果して何の關係するところある、吾主基督は一國一代の帝王なりと思ふか、一國一代の帝王

となるが如きは、吾主の聖意にもあらず、然らば則ち、其の言行豈に止だ一國一民に限るべき道理あらんや、尙之を詳言せんか、吾主は一國一民の帝王にはあらずして、世界萬國の大主なり、一時一代の帝王にはあらずして、萬世萬代の統治者なり、故に其の言行は均しく東西古今に亘り、普く世界萬民に當るべきものたらざるべからず、斯く東西古今、世界萬民に該通せざる可からざるは何ぞ、他なし、世界中の人民は均しく其の本源を同ふし、均しく神より造られたり、其の性質を一にし、是非善惡を識別するが爲めに同じ知識を備へ、如何なる國家に従屬するも同じ義務を擔ひて、死後又同じく神の尊前に咫尺して、善惡の賞罰を受くべきものなればなり、又縱令日本人民は概して基督の事を信ぜざれども、其の信ぜざるは毫も此の點に關する所にあらず、何となれば、日本人民と雖、矢張り他國の人民と同じく生死し、同じく是非善惡を辨知し、又同じく神前に出で、未來の裁判を受くべきものなればなり、是れ即ち吾主

基督が古今東西に該通する教を立てたる所以なり、而して是等の事は毫も勅語と關係する所にあらず、然るに其毫も關係する所なきものを以て、或は相合すとなし、或は相反すとすか如きは、是れ狂愚の沙汰にあらずして何ぞや。

博士は、耶穌は天國を立てんと欲したり云々といひて、宛も天國は吾主基督の立てんと欲したる國家なるが如く言做せり、是れ亦餘り讀者を愚弄したる言にあらずや、天國と云へるは、唯た是れ善人聖人の功勞に對する報賞の在る所を指したる名稱のみ、其實を失はずんば、如何なる名稱を附するも毫も關する所にあらず、又其存在を信せば、何處に在りと言ふも不可なるとなし、而して吾主基督の企圖せられたる目的は、決して井上博士の嘲笑せられたる如き空想的の天國を立てんが爲にてはなく、全く吾人々類の罪惡を消滅して、成るべき丈けは其の罪惡より胎胎し來れる災禍を避けしめんと欲したるに在るものなり、何となれば、吾人々類の頭上に一大災禍を降して、永く不幸の域に呻吟せしむるものは、實に此の罪惡なればなり、吾主基督が一天萬有の天主にありながら、無上至尊の玉體を棄して人寰に降生し、三十三年の間備さに苦楚艱險を嘗めさせられたる所以のものは、豈に他あらんや、全く此の罪惡を消滅するの一事に在りたり、而して此の罪惡を消滅せしむるが爲には如何して可なる、吾人々類に將來希望すべき報賞と、恐懼すべき苦罰とを觀想せしむるに如くはなし、是れそ即ち吾主基督の勸善懲惡の爲めに利用したる最大最良の道なり、然らば則ち、此の希望すべき賞と、恐懼すべき罰とは、正しく天國主義の堅牢鞏固なる基礎と謂はざるべからず、又實際に於ても、此の堅牢鞏固なる基礎が、一たび確定せられたるが爲め、情欲を抑制して、道義を奨勵し、暴亂を制止して、秩序を維持し、貧者をいしては、甘んじて艱難苦辛を忍ばしめ、富者をいして、好んで慈悲仁愛を行はしめ、罪人をいしては、一朝悔悟して正道に歸依せしめ、聖人をいしては、

は、吾人々類の頭上に一大災禍を降して、永く不幸の域に呻吟せしむるものは、實に此の罪惡なればなり、吾主基督が一天萬有の天主にありながら、無上至尊の玉體を棄して人寰に降生し、三十三年の間備さに苦楚艱險を嘗めさせられたる所以のものは、豈に他あらんや、全く此の罪惡を消滅するの一事に在りたり、而して此の罪惡を消滅せしむるが爲には如何して可なる、吾人々類に將來希望すべき報賞と、恐懼すべき苦罰とを觀想せしむるに如くはなし、是れそ即ち吾主基督の勸善懲惡の爲めに利用したる最大最良の道なり、然らば則ち、此の希望すべき賞と、恐懼すべき罰とは、正しく天國主義の堅牢鞏固なる基礎と謂はざるべからず、又實際に於ても、此の堅牢鞏固なる基礎が、一たび確定せられたるが爲め、情欲を抑制して、道義を奨勵し、暴亂を制止して、秩序を維持し、貧者をいしては、甘んじて艱難苦辛を忍ばしめ、富者をいして、好んで慈悲仁愛を行はしめ、罪人をいしては、一朝悔悟して正道に歸依せしめ、聖人をいしては、

益々優に完全の域に達せしめ、人々をして、個々をして、各其の義務を竭さん、が爲に、功業を樹てん、が爲めに、是れ日も足らざらしめたる、等實に枚舉に遑あらざる程の結果を呈出したるものなり、又今尙現に呈出しつゝ、あるなり、人々個々の上に、天下國家の上に、陰に、陽に、直接に、間接に、若し夫れ精神上の災禍を除き、心靈上の不幸を避けて、幾百千萬の生靈を救ひたる結果に至りてや、實に言ふべからざるものありなん、是れ此の結果は、實に吾人の將來希望、恐懼すべき賞罰、天國と云ふも可なり、其名ころ異れ、其實は同一なり、の呈したる結果なり、嗚呼、眞に人をして、完全の聖徳を行はしめたりといふべし、能く此の世をして、道德の修鍊場たらしめたりといふべし、能く天下國家の安寧秩序を維持したりといふべし、然るに一個の井上哲次郎君は、斯る古今未曾有る好果を結び、驚天動地の美舉を成したるものを、一も二もなく排斥し、冷然斷定して曰く、是れ空想なりと、何ぞ其れ大膽不敵なる事實の抹却者なるや、余輩

は此に於て實に氏に呈する適評なきを苦むなり、空想なりと言は、
 へ、余輩は空想能く空前絶後の大事業を成したりと云ふ、而して空前絶
 後の大事業を成すものは空想と云ふ能はずとせば、余輩は此を空想な
 りと一たるもの、却つて空想なるを知る。

語に曰く、人を嘲笑せんと欲する者は、猶ほ天に向つて唾するが如し、其

嘲笑却て是れ其人の面上に墜ち來ると、眞なる哉言や、井上博士は吾基督
 教徒の天國と稱せるものを嘲笑せんと欲する意にてありたり、然れ
 ど、其の嘲笑は却て自國の國教の基礎とも稱せるもの、上に墜ち來
 りたり、其の故は何ぞや、日本人民が將來に於ける人靈の賞罰に就いて、
 吾基督教よ於て教ゆるか如き明瞭純潔なる思想を有せざるは勿論
 なれど、不完全ながらも亦幾分か之が思想を有し居るとは疑ふ可から
 ざる所ならん、即ち彼の高天の原と稱せるもの、如きは、余輩基督教徒
 の謂ゆる天國にして、死後人靈の行くべき所を指したるものにはあら

ずや、此處には皇室の祖先も居るべく、日本國の忠臣孝子も居るべくし
 て、實に日本の國教の基く所、又國體の存する所なりと云ふ、然るに今や
 是等の事、井上博士の一言を以て吹き飛ばされたり、何となれば、無暗な
 る哲學者は、吾人の天國を空想と斷言したり、故に又之と同時に在天の
 遺靈の列坐せる所を空想視して、日本の國體をして其の存する所を失
 はしめ、國教として其の基く所を失はしめたるなり、乃ち知る、井上博士
 の吾基督教の天國を空想視したるは、自國の國教と國體との存する所
 の基礎を空想視したるとなるを、哲學者とも稱せらるゝ者にして、思茲
 に至らざりしとは、無暗矢鱈とは云へ、又實に氣の毒千萬なる次第にあ
 らずや、夏虫飛んで火に投ずとは、蓋し這般の事を謂たるものならん。
 然れども、餘りに一方より窮鼠を逐ふは酷なり、余輩は今少しく論筆の
 鋭鋒を轉じ、氣の毒なる哲學者に一步を假借して、他の方面より御手柔
 かに論せんと欲す、即ち靈性の有無と其の不滅とに就いては、井上博士

の所論頗る曖昧に屬するが如くなれど、余輩は今茲に暫く博士の論は
 靈魂否定説にあらずと假定せんと欲す、何となれば、古來の經歷を見る
 に、自尊自重の正人君子は、何れも皆靈魂不滅の説を承認確信したれど、
 自棄自暴の徒輩のみは、何れも皆之を否定したりしが故に、今井上博士
 も之を否定すとするとき、是れ博士をして自棄自暴の徒と伍を同ふ
 せしむるなり、余輩はドコ迄も博士をして自尊自重の君子たらしめん
 と欲するが故に、靈魂不滅の説は、其の否定するところにあらずと假定
 して立論せんと欲す、但し余輩が此の假定を設くるは、博士の意見を叩
 いて詰問せんが爲なりと知らるべし。

井上博士若し果して靈魂の不滅を否定せずとせば、博士の意見に由り
 て、人の靈は死後如何に成り行くものなるや否や、是れ余輩の博士に質
 さんと欲する所あり、忠孝二徳の尤も重んぜらるゝ日本國には、國家
 の爲に一身を擲ち、君父の爲に心血を濺きたる忠臣孝子古來決して鮮

しとせず、井上博士の意見に於ては、此等忠臣孝子の靈魂は今夫れ何れの處に生存すとなすや、天下無双の名勝と聞えたる芙蓉の山顛なるか、琵琶の湖畔なるか、又彼等忠臣孝子は必ずや其の忠孝の報賞を受けたりと謂はざるべからざらん、然らば則ち、之が忠孝の報賞を與へたる主人公は抑々誰なりしや、皇室の祖先なるか、將た又當時治世の帝王なるか、皇室の祖先如何に尊崇すべきものたりと雖、人性の點より論ずれば、毫も忠臣孝子と異なるところなきものなり、即ち彼此均しく人間なるなり、然らば則ち、曷ぞ忠孝の二徳に適當せる報賞を與ふるを得んや、在世の帝王の如きに至りても亦然り、尙更然り、如何に威權隆々として、尊き天子たり、富四海を保てるものと稱せらるゝも、其の臣民の生前をこそ賞するに足るべけれ、一死棺を蓋ふに至りては、嘗て其の自身に赤誠を誓ひたる忠臣義士と雖、亦之を如何ともすべからざるなり、成程之に號を贈りて其名を君臣の間に記臆せしめん、然れども既に世を去りた

る死者其者に於ては、世の贈號何ぞ關せん、爲に一層の幸福を増すにもあらず、又爲に其の命運を變ずるよもあざれば、死者に取りては毫も輕重する所あざざるなり、見るべし、井上博士の説の愈々究極するに隨つて、愈々奇怪千萬となるを。

余輩は終に臨んで、井上博士の嘲笑せる吾基督教に由りて、正理正意のある所を一言せん、語に曰く、國を愛するは、萬民の能くするところ、國の爲めに一身を犠牲に供するは、忠臣義士の榮とするところなりと、然れども記せよ、若し果して人間萬事青山一片の烟と消へ去らずして、靈性なるもの永くとしなへに存在するものとなさば、其の業に已に遺し去つたる此の塵世より受くる名聲の外に、其の永くとしなへに生存する樂土に於て、名聲と幸福とを期して望みを茲に屬せしむるものあらは、此れ豈に眞に人をして賢明完全ならしむるものならずや、一言以て之をいはんか、吾教は臣子をして地上の君王に事へしむると同

時に天上の君王にも事へしめて、其の忠孝をして天地神人より賞美せしむるものなり、此の如くしてか初めて忠臣孝子たる者は生きて國家の玉となり、擢けて天上の花となるを得るものなり。

余輩が以上述へ來りたるの主旨は、約して吾主の言にあり、曰く、「先求神國與其義則此皆必加汝」と、深い哉言や、能く味ふべし。

第二十二 耶蘇自ら能く國家の事を知らざりしと見え云々(三十
四頁)

嗚呼嘲笑も又甚い哉、此に至つてや實に極度に達したりと云ふべし、余輩は此言を讀んで、不覺憤慨一番す、然れども之に酬ゆるには如何なる言を以てすべきやを知らず。

吾主基督の嘗つて此世に在るや、屢々他人を辯護せんことを教へたれども、己れ自身を辯護するが爲には、未だ嘗て一回だも口を開きたるとなし、其の曾てヘロデス王の前に招致せられて、遇するに狂漢を以てせら

れたるときも、聖主は沈黙して更に口を開かざりき、去れば今日又東洋の一詭辯家が國家の事を知らずと云て之を嘲笑するを見るも、沈黙を以て行雲流水視するは、却て是れ聖主の聖意の存するところにして、又其の尊嚴にも適當せる答ならん、百四十有餘頁に亘る衝突論の著者の不明不學と、剛愎不遜と、其の惡意の存するところを表白するには、沈黙の返答は寧ろ聖主を辯護する直截の答辯に優るものあらん、大陽に怒つて其光を暗まさんとする者あるも、大陽其物は辯護せらるべき必要なし、彼は萬古其の軌道を歩して、暗黒なる嘲笑者の上にも赫々たる光輝を射るものなり、真理の此の一言、庶幾くは衝突論中の總ての嘲笑譏諷の應答とならんことを。

若し夫れ此言井上博士の剛愎不遜なる惡意より出でたるにあらずして、全く其の無知無學の弱點より出でたるならば、(他にも無知無學を表白する言論夥多ある故に)余輩も博士の此言あるを深く咎めずして、幾

分が宥恕せるところあらんとす。

第二十三 愛國主義は決して耶蘇教よりて鞏固なる基礎を得べきものにあらざ(三十五頁)

盲者の斷言、大膽はすなはち大膽あり、然れども人誰か之を信ぜん、一千八百年來吾基督教は世界に如何ある歴史を帶びて、國家に如何なる結果を奏したるか、知る者は能く之を知る、事實は盲者の妄言に由りて決して取消さるべきものにあらざ、但た憫むべきは、此の妄言を吐きたる博士其人なり、彼れは吾基督教の何者たると、愛國主義の那邊に存するやとを頓斗御存知なきが如く思はる、請ふ試よ愛國主義の定説を立て論ぜん。

愛國心とは何ぞや、(一)單純に之を解釋すれば、國家の愛心とも云ふべくして、即ち己の生出したる國、生長したる家を愛慕する心を是れいふなり、而して此の心は人々天然自然に受け得たるものなれば、天性の然ら

しむる處、敢て勉強せざるも、敢て反省せざるも、人は自然に其の生育したる國家を愛慕するものなるが故に、此點に於ては吾基督教も、如何なる宗教も必要はなきものと知らるべし、何となれば、愛國心は宗教の吹込みたる恵にてはなく、天性の賦與したる賜なればなり、然りと雖、人には色々ありて、善人もあれば悪人もあり、而して今之を愛國の點に就いて考ふるに、善人は悪人よりも一層國を愛するの情深きとは、争ふべからざる事實なり、其の故如何と云ふに、善人は毫も不義不徳のなきものなるが故に、其の生活し居る國家は、決して善人に反對して之を譴責するものよあらず、又善人ならば自國の住民に對して、決して名譽面目を傷はざるものあるが故に、隨て己れも亦自國の民より始終愛惜尊重せられ居るものなり、既に己れを譴責せざる國家、己れを愛惜尊重する同胞ならば、人は是非之を愛せざる可からず、是れ即ち善人の國家を愛する心情の惡人に倍蕪する所以なり、而して吾基督教は人をして尤も名

譽面目の善人たらしむる教なるを見れば、寧ろ愛國主義よりは尤も鞏固なる基礎を興ふるものと謂はざるべからず、博士の念茲迄達せざりしが故に、斯る盲者流の妄言を放ちたるものと余輩は愚察す、隨て能く吾基督教を遵奉する信徒は、他人に比して一層愛國の情に富み居るべき事實は、今更云ふ迄もなきとなり。

記して茲に到り、余輩は因に井上博士の一考を促さんと欲したきとあり、そは他にあらず、博士が衝突論中に同意同感の學者として屢々引證されたる人士を見るに、隨分余輩の好奇心を満足せしむる面白き事ありて、余輩をして實に妙なり、奇なり、不思議なりと思はしむる事是なり、直言せば、博士と同意同感の學者として衝突論場理に打出だされたる者の中には、眞に國家を愛したる者は、恐くは一人半人も之なからんと云ふ事是なり、余輩は茲に一々列擧するの煩を避け、唯だ尤も屢々衝突論中に出没する役者の一二名を

擧げて示さん、(第一)ルーソーと云へる狂漢あり、彼はレンカラ故郷を有せざる無籍人なり、南北東西に彷徨したる漂客なり、是れ尙可なり、彼は其漂着寓居の際に優待厚遇せられたる凡ての國家と人民とにかはるがはる酬ゆるに、有らゆる忘恩の沙汰を以てしたる人非人なり、彼は故郷なきが如く亦矢張り家族をも有せざる放蕩無頼漢なりき、妻は四たび之を取換へて、正當の妻は一人もなかりし、最後の妻を玩弄して、五人の子供を擧げたりしが、己れ一人も之を教育せずして、皆悉く之を慈惠院に放り付けたり、母の涙は之を差止むるに足らざり、(Annuaire d'histoire de France. Article. Rousseau を見よ) (第二)にシヨッペンハーワ―氏なるものあり、彼の獨逸の産物にして、忘恩にも自國に就いて記して曰く、獨逸の國は、世界中尤も粗末なる、尤も白癡なる、又尤も魯鈍なる國なり、我が尤も大なる遺憾と耻辱は、此國に生れたるに在り云々と、是れ實に同國の仇敵なる

外國の記者だも未だ曾て筆にせざる語なり、以上の二人は井上博士の毎度引合に出す御仲間あるが故に、余輩は殊に之を茲に擧ぐ、讀者は此の二人を見て、自餘の御仲間を恐れ、嗚呼、國家問題を論ずるに當りて、斯の如き忘國の徒を保證人に擧ぐるが如きは、實に驚き入つたる次第なり、惟ふに博士は其の力頼にする人を知らざるならん、否らずんば何ぞ此馬骨に基いて此問題を論ずるの愚をなさん、若又人を知るの明なきにあらずとせば、博士は必ず「汝の訪問する人を告げよ、我れ汝の如何なるものなるやを言はん」(Dis-moi qui tu fréquentes, et je te dirai qui tu es)と云ひる諺を忘れたるならん、何となれば、博士が歐洲に於て訪問したる人物と、又其の好んで愛讀したる書籍とを以て判断するを得ば、決して余輩をして其の心術に就き高尙なる思想を起さしむるを許さざればなり、又縱令博士が屢々愛國主義の四字を噪返して公言疾呼するも、若し歐洲

に於ける同輩や先生方と意氣相投合すとせば、余輩をして慥に博士の愛國心なきを斷言するに憚からざらしむるなり、然れども餘りに議論多端に渉るの恐あるを以て、此事に就ては暫く茲に筆を差止めて、余輩の論じ初めたる問題を繼續せんと欲す。

(二)愛國心を利己的に曲用して、富貴、名譽、位爵、財産等の在るあるを目的として國家を愛慕するものなきにあらず、然れども良し愛國心を此の意味に解釋したるところ、宗教や哲學は之が基礎となるの必要はなきものなり、何となれば、利己と、傲慢と、貪欲とは、深く其の根蒂を人心に固め居るが故に、此の三者は敢て宗教、哲學の力は假らずとも、十二分にも國家を愛慕せしむるに足ればなり、其狀は猶ホ食欲が獸畜を驅つて槽器の在るところに就かしらるが如し、然れども余輩は此の如き愛國心は愛國心にはあらずして、寧ろ自愛心若くば利己心と云はんこそ、其の當を得たるなれと思考す、然るに眼を放ちて社會を見るに、今日の所謂

る愛國忠君の徒なるものは、十把一束、往々皆此の如きものなるなからんか、彼等は皆能く熱心に愛國忠君の四字を公言すれども、皆是れ自身一個の利欲の爲に言動せるものなり、其の所謂る愛國主義なるものは、皆爲にするところあつての愛國主義なり、余輩は彼等が大聲疾呼して愛國忠君を口にするを見て、冷笑せざらんと欲するも能はざるなり、多く言ふもの必ずしも多く行はず、彼等の愛國忠君の徒ならざるとは、其の屢々之を口にして、曉舌するを見ても、推知するに餘あり、嗟呼亦何ぞ疑はん、彼等は愛國忠君の徒にあらざるなり、眞に愛國忠君の徒にあらざるなり、人若し正直に愛國忠君の徒なりと信ずる者あらば、彼等其れ自身も亦將さに心竊かに笑はんのみ。

(三) 然らば則ち、眞誠の愛國心なる者は果して那邊に存するや、余輩請ふ簡單に之が正意の存するところを示さん、國を愛するは、國を弄し、國を利用するの謂にはあらず、國の爲に働き、國の爲に盡身粉骨して

生命を犠牲に供するの謂なり、何となれば、眞誠の愛なるものは、取らんと受くるとに在らずして、たすも與ふるとに在り、即ち其の愛するもの、爲には物をも與へ、己れ自身をも與ふるに在るなり、勿論社會一般の受くべき幸福ならば、之を我身に受け取りて樂むなれども、代りに亦己れ之力倆に應じて、成るべく之が幸福を増進せんか爲めに務むるを忘れざるなり、一言を以て之を云はば、愛國心とは、私を棄て、公に殉ずるの心にて、則ち國家の名譽、安寧、洪福等の爲に、己れを忘れ、併せて己れの利害得失をも顧みざるを是れ謂ふなり、己れを忘れ、己れの利害得失を顧ずとは、眞に是れ難行の奇言なり、然れども此事なくんば、眞誠の愛國心もある能はず、棄私殉公の赤心なきものは、愛國者にはあらずして、自愛者なり、彼れ多少愛國者を粧ふを得ると雖、其實は自愛者なれば、天に對し、地に對し、又己れ自身の本心に對して、決して愛國者の尊稱を冒すを得ざるものなり。

若し夫れ果して眞誠の愛國心なるものは、棄私殉公の赤心に外ならずとせば、吾基督教なるものは果して愛國主義の鞏固なる基礎となるを得ざるか、余輩は余輩の信じてつゝある吾基督教々、棄私殉公の赤心を人々に吹き込むを得るや否やに就いて、茲に長論を費して詳細に之を證明するの愚をなすを欲せず、何となれば、吾基督教の世界に於ける歴史は、全く私を棄て、公義に奉ずる忠誠の歴史に異ならざればなり、眞神に對する信仰と、未來の報賞の希望とに基ける棄私殉公の心は、正しく吾基督教的道義の存するところなり、余輩は今茲に井上博士の教ゆる唯物主義と、吾基督教徒なる英傑の信奉する有神論とは、此の棄私殉公の忠誠を國家に竭さしむるに於て、孰れか尤も力あるや否やを證明せんが爲め、一の假定説を設けんと欲す、此の假定説は喋々の論よりも尙ほ明に兩者の區別と、其の力の強弱とを示すに足らん。

偶々開戦の前夜に當り、兩軍數百歩を距て、相對陣せるあり、其の一軍

は今日唯物主義の學校に教育を受けつゝある者の如く、全く信仰心なき無宗教の兵士を以て組織せられたり、其の將校も亦是れ一個の無神論者なりしが、兵士を一場に集め、萬般の空想を離れて、全然物質的の思想に満たされたる言を放ち、意氣昂然として之に語て曰く。

「兵士よ、明朝彈丸卿等の身を貫いて、一片の硝烟と消失せしむるも測る可からず、卿等馬と共に倒れて穴に埋没せられずんば、人馬相共に地に塗れて混然人の辨するなきに至らんとす、蓋し卿等の運命は馬に優るところあるにあらざればなり、卿等の覺へたる疲勞、卿等の冒したる危険、及び卿等の嘗めたる艱難は、故郷が卿等に目々分給したる十二「ス」を以て償はれて餘りあり、神の如き、來世の如き、卿等之を期する勿れ、是れ卿等の僧侶の空想なり、卿等の壘身粉骨するは、必竟我れ一身の光榮の爲なり、無名の兵士よ、卿等は人の記するところなくして、我れ獨り卿等の死戦の報果を收めんの

み云々」と。

嗚呼此の將校にして此の壯語を以て其の兵士を戰場に率へんか、敵兵一發の彈丸能く此等哲理的の全軍を狼狽四散せしめずんば、洵に不思議中の不思議なりと謂はざる可からず。

他の一軍は之に反して、信仰堅固なる有爲勇敢の青年を以て成立せり、此等青年は何れも皆「神を畏れ、法を守れ、人間の能事茲に盡せり」と云ひる格言を以て壯者の金誠となり、子弟の教育となしたる嚴格なる家庭に屬せるものなりき、軍中に又齒德共に邵き老司祭あり、永く軍中に従事せるものにして、三十年來戦争場裡に「テデオナム」凱旋の讚歌を歌ひ、軍鼓の臺上に平和の聖祭(吾基督教の聖祭)を行ひ來りたるものにて、今や鬚鬢白雪を欺く老父となれども、常に兵士を愛撫して、之を見ると猶ほ我が子を見るが如く、彈丸雨注の間にも決して之を離れずして、終始己れの宗教的勇武を顯しつゝ、兵士の氣慨を鼓舞し居たり、兵氣若し沮

喪すれば、彼れ之を激勵し、兵士若し負傷して死に瀕すれば、彼れ之を慰籍して以て、其の死床の下に侍して共に俱に神を籲ぶと、宛も兵士の母が嘗て幼籃の下に於て之を籲びたるが如くせり、此の老翁、戦を開かんとする前夜に當り、兵士に向つて語て曰く。

「我が子弟よ、敵兵それ近きに在り、汝等の今行て皇天上帝の照覽せる下に戦はんとするは、是れ國家の爲なり、公義の爲なり、光榮の爲なり、然く正義の爲に倒るゝ者は、決して死するなふして、帝の左右に侍して上天より臨鑒せる祖先より歓迎せらるべきや必せり、彼等は一時の生命を戦亂の中に度了するが爲め、必ず福樂圓滿なる永遠の生命を享けん、彼等の總ての艱難は消へ去るべくして、其の故郷は彼等の力に由りて支へられて、顯然其名を揚ぐると同時よ、高言誇示して彼等を英雄と追稱せん、皇天又彼等の功勞の爲に、其の一家のものにも福せん、汝等此を思ひ彼を想ふて進み戦へよ、我

れ爾等の罪過を悉く赦さん、爾等を指揮する神の聲に響應して進め、勝利は汝等の手中に在り、神必ず之を汝等に歸せん、進め公義光榮の兵士よ、神は爾等と共に在りと。

記して爰に到り、吾人は思ふ、此老司祭の言ふところこそ、前記の將校に反して、實に合理的の言なるを、又實際に於ても勝利は司祭の兵士に歸せんことを、右はシヤトブリアンの名文を譯出したるものなり。

右シヤトブリアンの記したることは、全く自國佛蘭西に於ける軍事上の歴史に外ならず、又余輩が嚮に假定説と云ひたることは、端なくも夫の有名なる普佛の戦争の際に實驗せられたるを見るなり、此の戦争や實に普佛兩國の形勢を一變したるものにて、余輩の假定説の實驗せられたるは、恰も其の開戦以來第一の劇戦と云はれたるの日にして、即ち今を距ると二十有三年、西歴一千八百七十年十二月二日の事なりき、此日兩軍遂に佛の中央に雲集霞合したりしが、其の兵數の夥きと實に勝けて

數ふるに違あらざりしと云ふ。

接戦の地は、彌望萬頃、坦々砥の如き曠野にして、最後の戦争に取りては、最も適當の地なりき、兩軍頻りに兵器を磨し、警備を嚴ふし、整々肅々として實に兩國の運命を此一舉に決せんとせるが如くにぞ思はれたり、去れば一千五百年來凡そ歐洲の美舉大事には、未だ曾て關せざるとのなき吾基督教の如きも、亦此の大舉に加はりて、吾基督教の面目に一大光輝を放つべかりしと、固より其分なりき。

佛軍の中に二十年來、武勇を以て忠信を以て、軍人社會に錚々の聞ありたる一大將ありたり、ド、ソニスと稱す、三萬有餘の軍隊を指揮し居たり、隊中に精兵六百人ありて、大佐ド、シヤレットを以て指揮せらる、此精兵は元と教皇陛下の近衛兵にして、往々皆信仰堅固なる佛國の貴族を以て組織せられ、永く教皇陛下を護擁し居たるものなりしが、今や自國危急の報に接するや、憤然踊躍して茲に來りたるものにて、これを即ち吾

基督教の一大面目とはなりたるものなり。

明くれば十二月二日の曉、朔風凜冽、寒氣肌に逼るの時、ド、シャレットの陣營に於て、曉鐘三點を報ずるの頃、ひに彌撒聖祭執行せられければ、ド、ソニス大將ド、シャレット大佐を始とし、士官、兵士に至る迄、往々皆彌撒聖祭を拜聽して、聖體を受領したる上、聖主基督の龜鑑に則りて、備サに苦楚艱險を忍び、一死以て邦國に報へんことを決したりしが、東方の白らみて天の將サに曙けなんとするや否や、早くも彼の坦々たる曠野に出で、敵軍と開戦に及びたり、固より衆寡の敵せざる處、一戦勝敗の決すべかりしに、奮戦激闘、午後の三時半に至るも、猶未だ勝利の何れに歸するを知る能はざらしめしは、偏に是れ佛兵必死の氣あり、幸生の心なきの致すところなりしならん歎然れども、是より敵の援軍益々加はり來りたるを以て、若し天運必死の佛軍に利せずんば、一敗敵に背して遁逃すべかりしは、必致の勢なりし、是に於て乎、ド、ソニス大將も斷然意を決

したり、時に其身は敵軍の侵入し來れるロアギー邑の北、半里に在りしかば、直に精兵を聚め、馳突してロアギー邑に進撃せしめんと欲せしに、天なる哉命なる哉、茲に佛國の歴史の上に特筆大書すべき前代未聞の一大事變ころ起りたれ、此の一大事變ころは正しく佛國教育上に於ける無神、唯物の二主義の進歩したる徵候結果なりき、ろは又如何なる事變なりしといふに、其時二聯隊の兵士は、勇怯にも、頑固にも、大將の命に従はずして、頑然地上に臥伏して、一步も進むを欲せざりき、ド、ソニス大將は或は其の勇氣を鼓舞獎勵し、或は其の怯懦を罵詈訕笑して、彼等を遣はさんが爲に有らゆる手段を費したれども、彼等は、鼓舞獎勵の言を馬耳東風に聞き流し、罵詈訕笑を耳にするも耻とも思はずして、一步も進むの意なし、大將ド、ソニスは其時の日記を以て此事を報して曰く、

「其時余は彼等に語つて曰く、嗚呼汝等は本國佛蘭西の爲に死するを知らざるが故に、今我れ汝等の前に旗幟を翻して、汝等の志氣

を勵まさん、汝等其の旗幟の汝等の隊中を過ぐるを見れば、冀くば之に尾して來らんかと言放つて、直に其處を發し、馬に鞭一鞭して我が炮兵の在る所に至れり、同所にはド、シヤレット大佐の指揮せる我が聖軍(教皇陛下の近衛兵のとを云ふ)を置きたるを以て、余は先つ大佐ドシヤレットに向ひて、聖軍の半ばを引き來らんとを命じ、次に聖軍に向ひ語つて曰く、今や我軍中に頑として進むを拒む卑怯漢あり、彼等は眞に我軍を滅亡せしむるもの、其の志氣を勵まして之を引ゆるは、獨り卿等の能くするところ、速に來りて我に従ひよ、吾等乞ふ今行きて基督教徒有爲の人士の氣概を彼等に示さん。忠勇なる聖軍は、忽勇氣勃々たる然諾を爲して、立口に余に従へ、何れも皆好んで死地に就かんことを欲したるを以て、余は其中より三百人を撰拔し、其他は皆大炮の在る所に遺したり、時既に午後四時半にて、日も早や西山に没したれど、我等一行は半里有餘の道程、彈

丸雨飛の間を過ぎつゝも、毫も軍容を亂さず、又敢て一發をも放たず、整々肅々として進みたり、蓋し吾等一行が斯くも軍容を亂さず、歩武を整へて進みたるは、吾等の大に爲さんと欲したるを遂げ得るならんと確信したるが爲なり、余は實に此の忠勇なる一隊の聖軍は、彼の命を背いて恐懼し居る兵士(余は彼等全く恐懼し居る爲のみ思惟せり)を獎勵して、隨行せしむるに足るを疑はざりき、然るに豈に圖らんや、彼等の臥伏し居たる所に至りて、兵士よ、乞ふ看よ夫の光榮なる旗幟を(聖軍旗幟の上に基督の聖心の形影を掲げ置きたり、早く進み來りて、之に従へよと獎勵したるに、其の獎勵の言の毫も彼等の耳に容らざりしとは、因て余は左手に帽を振り、右手に刀を揮ふて、大喝一聲叱して曰く、汝等既に心を失するが、速に來り進めど、然るも彼等は一步も進むを欲せざりき、而して我が聖軍は、終始間斷なく進みつゝ、遂に敵を距る五百「メートル」の近

きに至りしに、彈丸の注ぎ來ると雨の如く、霰の如し、時に余の側より進みつゝありたる少佐ド、トルスルと云へるもの、余の首に繼り語つて曰く大將足下よ、足下が我等をして此の歡祭に引導する、何ぞ其れ壯なるやと、忠勇の胸中亦以て窺ふ可し、圖らざりき、此の一言彼れの最後の遺言なり、ならんとは、行くと數十歩にして、炮丸其の心胸に中りて遂に殞れたり。

然るに忠勇なる聖軍は歩を止めず進み行きて、遂にロアギー邑を左手に距ると三百メートルなるアカシヤ樹の林迄至りしに、敵軍預め茲に伏兵を設け、聖軍の近く寄せ來るや否や、一時に炮銃を連發せしかば、硝煙濛々として天に漲り、炮聲轟々として耳を劈くばかりなりき、此時聖軍均しく絶叫して曰く、フランス萬歲、教皇ピオ第九世萬歲と、斯く宗教と國家とは終始連稱す、それより刀を揮ひ一齊に馳突して林中に進み入り、處々敵を探索しつゝ、逃るを逐ふ

て遂に邑まで臻る、臻るや否や、乍ち旗幟を要衝の地に樹てたりしが、炮煙雲の如く四面を圍焼せしかば、身は宛も香烟曖々たる中に在るが如くにぞ思はれたりと。

然るに敵兵直に聖軍の少數なるを認めしかば、驚怖故に復し、再び狼狽四散の殘兵を聚めて、軍容を整へたり、茲に於て乎、聖軍嚮には猛進馳突して以て敵の肝膽を寒からしめたりしが、今や忠誠天地に通じ、豪氣岩をも貫くの手鍊を示して、愈々敵と最後の輸贏を決せざるべからざるの運に立至りたり、因て聖軍は邑中火起り、焰煙天に漲るに乗じて、激戦奮闘、一以て十に當るの働きをなしたる上、死力を竭して敵を防ぎ、一命を賭して邑を守りたる等、實に天晴見上げたる振舞なせしと云ふ、只憾むらくは、此時の戦狀を詳にして、永く天下後世に忠勇の龜鑑を示すべき青史の世に出る由なきとを、聖軍の多くは皆是れ皇天のみを以て、我が功勞の證左となし、當時英雄豪傑を以て稱せられたる者と雖、亦皆不

幸にして倒れて遺存するものなし、ド、ソニス大將に尾して進みたる兵士三百人の中、ロアギー邑に殪れたる者は百九十八人にして、之を指揮し行きたる十四人の士官の中にも、残りたるもの僅かに四人のみ、ド、ソニス大將自身も、其股咫尺放銃の丸に中り、馬上身を支ゆる能はずして、遂に馬を降り、半に雪に埋められて、此國古來稀なる寒氣に冒されつゝ、一夜を戰場に徹したり、然れども忠勇義烈なる此英漢は、時の心情を語つて、余は此時我が炮車の轟々として背後に過くる聲を聽て、心自ら慰安し、又我が指揮に屬せる三萬有餘の兵士が、幸ひ余の指揮し居たる間は、大炮一門をも敵に奪れざりしを認むるを得たるは、偏に余の幸福とするところなりと云へり。

此役や勝利敵國に歸して、佛蘭西實に敗を取りたり、然れども聖軍一隊の忠勇なる働は、佛蘭西に取りて勝利も音ならざる光榮なりしと謂ふべし、彼等は眞に宗教の面目を保ち、邦國の光輝を放ち、併せて敵軍の感

心を惹起したるものなり、忠なる哉、勇なる哉、以て天下百世の標準となすべし。

嗚呼其心、無神論に凝結し、其胸、利己主義に充塞せらるる者、曷ぞ其れ此の如き忠勇義烈の擧に出るを知らんや、此時に當り、同國無神、唯物の兩主義の將士は、何處に何をなしつゝありたるか、悲いかな、彼等は實に邦國の耻辱となり、福災となり居たるものなり、余輩は今茲に彼等當時の擧動を書くだも屑とせず、只だ庶幾くは、日本人民たるもの深く此に鑑みて、此の美國をして佛國の覆跡に陥らざらしめんとを、何となれば、異日若し日本が支那若しくは他の強國と戦端を開くの止むを得ざる場合に立至るとありとせば、忠勇義烈の將士を出して、邦家の爲に奮戦健闘せしむるものは、決して井上博士の唱道する唯物的主義にあらざると、彰々乎として明かなればなり。

余輩が以上譬諭を設け、證例を擧げて論じ來りたるの大意は、要するよ

愛國心も私を忘れ公に奉するの赤心なくんば偽なり、私を忘れ公に奉する赤心も宗教的信仰なくんば無理なり、あるべき道理なしと云ふに在るなり、然らば則ち、宗○教○と○愛○國○主○義○と○は○氷○炭○相○容○れ○ざ○る○も○の○と○謂○ふ○能○は○ざ○る○而○己○な○ら○ず○、二○者○必○ず○相○待○て○須○臾○も○離○る○べ○か○ら○ざ○る○も○の○其○一○を○缺○か○ば○二○者○共○に○亡○び○ざ○る○べ○か○ら○ざ○る○程○の○關○係○あ○る○も○の○と○斷○言○せ○ざ○る○べ○か○ら○ず○、然り而して、人若し東西各種の宗教中、何れの宗教が尤も棄私殉公の赤心、隨て愛國忠君の衷情を惹起すに足るやと問はゞ、余輩は躊躇なく之に答て曰はんとす、其の教理確立一定、萬世變らずして、尤も堅固なる信仰を起し、尤も高尚なる希望を與ふる宗教、即ち眞○誠○な○る○吾○基○督○教○其○物○な○り○と○、愛國主義は決して耶蘇教によりて鞏固なる基礎を得べきものにあらず、抔と、理屈をも述べず、實例をも示さずして、單言徒論せられたる井上博士は、よくくくく此邊を御講究あつて然り、否らずんば、一言にして天下具眼の士の嗤笑を招き、日本博士の價値を失墜

するとあるべし、否を最早現にありたり、此段の單言徒語の如き是なり、思ふべし、謹むべし。

第二十四 耶蘇教は歐羅巴に於て古來少しも不利なる結果を來したるとなきか(三十六頁)

井上博士は、斯る半信半疑の言論をなす前には、須らく先づ吾基督教の來したる不利なる結果の實例を擧げたらんには、余輩も如何なることが不利なる結果なるかを知るとを得たりしならんに、事茲に出ですして、徒らに遲疑的斷言をなしたりしは、嗚呼また猾なりと謂ふべし、然れども又記せよ、設令ひ博士が吾基督教の來したる不利なる結果の實例なりとて引證し論ずるも、余輩には、是れ決して吾基督教の來したる結果にはあらず、却りて是れ吾基督教を遵奉せざりし結果なりと證明するに於て、灼々として餘俗あるとを、博士は豫め之を知りて故さらに實例を擧げざりしか、然らば則ち賢なりと謂ふべし。

概して之を論ずるに、吾基督教の反對論者が、吾教の來たる不利の結果といふに就て、へらず口を叩く論法の存するところは左なり、曰く、耶蘇教國に於ても弊害は夥多あり、過失も夥多あり、故に耶蘇教は無用なり、排斥して可なり云々と、…來れ汝、我れ亦同じ論法を以て、汝の愚論を示さん、茲に人あり、眞面目に語つて曰く、我れ一日に三食す、然れども亦病に冒さるゝ屢々なり、如かす食を廢せんにはと、反對論者よ、汝等は即ち此人なり、汝等の論は即ち此人の論なり、此人の狂して此論の愚なるは、人皆之を知る、何となれば、食を廢せば病益々甚しかるべければなり、汝等の狂にして汝等の論の愚なるは、余輩能く之を知る、何となれば、吾基督教あつてすら、猶ほ且弊害過失あるならば、吾基督教なくんば果して如何ぞや。

第二十五 耶蘇教は果して歐羅巴に於ける現在の弊害を救ふに
足るか(三十六頁)

單純なる理由を以て之が答辯をなさん、先づ吾基督教は歐米各國一般に行はれ居るものと假定して論ぜんに、吾基督教は實に弊害を悉く救ふと能はざるもの也、然れども其の能はざるとは、決して吾基督教の効力なきが爲よはあらずして、弊害其物の上よ能はざる理由あつて能はざるとなるを記せざる可からず、其の理由如何、他なし、人類は物變り星移ると同時に、或は生し、或は死し、或は來り、或は去りて、始終新陳代謝して居るものなり、而して、其の新に生じ、新たに來る者が、情欲を以て生れ、不足を以て來りたる上、日々頽敗し行き、邪惡に流れ、偏僻に陥ひると、毫も其の既に死し去りたる者と異なるとなし、故に世の狀觀が千變萬化すとも、人類生死の情態より割り考へて、是非弊害百出、一を去れば亦一を生ずと云ふが如く、出沒極りなきものなるが故に、倒底之を全治し盡して、其跡を絶たしむると能はざるや、喋々の辨を要せざる所なり、其れ既よ然り、故に吾基督教は如何に完全なる宗教なりと雖、如何に効

あるもの、如何に力あるものと雖、今日此の弊害を救治して、明日また他の弊害を矯正し、日に新たよして、日々に新たにし、終始其業を初め、始終其業を全ふする能はずして、始終一其の手術を施して行かざる可からざるものあり、是れ即ち余輩が吾基督教は弊害を悉く救ふ能はずと言へる所以あり、人若し吾基督教を以て醫術、若しくは良藥に比して一考したらんには、蓋し思半に過ぎざるものあらん。

右は吾基督教が歐洲各國一般に遵奉せられ居ると假定して論じたるものあり、歐洲各國一般に遵奉せられ居るも、猶ほ且つ其の弊害を全治し得ざると此の如しとせば、まして況んや歐洲各國が概して耶蘇教國と稱せらるゝも、一般には吾基督教を遵奉するにあらざるに於ておや、良藥ありと雖、病者之を服せずんば、其病を愈す能はず、吾基督教ありと雖、之を遵奉せざる國あらば、其國の弊害を救ふに由あき也、今日の歐洲各國は、往々耶蘇教國の名あつて實なきもの多し、而るに此等の國に於

ける現在の弊害を救ふ能はざるを以て、吾基督教の効なきを言ふは、此れ何ぞ未だ服用せざる藥劑を見て、効なしと斷ずると異ならんや、洵に此の如くんば、萬病に適するものと雖、寸効だも奏する能はざる也。

第二十六 耶蘇教徒或は云く、耶蘇は古今の差なく、東西の別なく、如何なる國家にも、如何なる社會にも、貫徹して戻らざる所の道徳を立つるものなり、故に如何なる國に應用しても戻るとなきなりと(三十六頁)

然り、余輩基督教徒は實に然く斷言す、何となれば、人の性質と道理とは、古今東西に由りて異なるものにあらず、故に人間の信奉すべき眞誠の宗教も亦固より古今の差なく、東西の別なくして、如何なる國家に應用しても戻るところあかるべからざるものあり。

第二十七 古今の狀態大に異なるが爲め、耶蘇教は決して古今の差なく均しく効用を爲すべきにあらず、耶蘇教が時勢

に従ひて屢々變遷するは抑々何の爲めぞ、加特利教に満足する能はざるものあつて、プロテスタント教起り「プロテスタント」教に満足すると能はざるものありて、ユニテリアン教起れり(三十六頁)

斯る淺薄なる議論をなして、得たりとなすか、薄弱なる腦髓、實に憐むに堪たり、余輩乞ふ、事理を詳にして一々之を吞込せしめん。

先づ宗教なるものは、(若し眞誠なるときは)道理と同じく、決して人意や時勢に従つて變遷するものにあらず、何者、宗教(固より眞誠なるものを云ふ)と道理の二者は、天より規定せられたるものにて、人も世も之を如何ともする能はざるもの也。

若し夫れ宗教と道理に關して、古今多少の變遷ありたるが如く思はるゝあらば、是れ其の變遷は、宗教、道理其物の上にあらずして、宗教、道理を理會し、信奉する人の上にあることを知らざるべからず、宗教と道理は萬

古同一なり、唯だ人に由りて、或は十分に、或は不十分に、理會するあると、或は全部を、或は其の幾分を遵奉し居るものとの差別あるのみなり。

博士は加特利教に満足する能はざるものありて、「プロテスタント」教起り、「プロテスタント」教に満足する能はざるものありて、「ユニテリアン」教起れるとを擧げて、耶蘇教の時勢に従ひて變遷したるが如く論じたれども、此の如き變遷は、毫も吾基督教其物の變遷を意味するものにあらず、吾基督教は創立以來、増されもせざれば、減されもせず、古ありたる如く、今も其通りあり、將來幾百世に至るも、あつた如くあるべし、天柱折れ、地維缺くるも、吾基督教は變遷するを知らず、(Coelum et terra transibunt, verba aeternum mea non transibunt.) 上主の眞理は永遠に繼續す (Veritas Domini manet in aeternum.) とあり、然らば則ち、博士の引證せられたる變遷は何ぞや、曰く、是

れ唯だ「プロテスタント」と云ひる一派の教徒が、吾基督教の中より自己の意に適したる所を採りて之を信じ、降て又「ユニテリアン」と稱する一

部の人士が、吾基督教中より極めて少量を酌み取りたりと云ふに過ぎざるなり、是れまた今日均しく基督教徒と自稱せるもの、中に、種々の階級ありて、或は基督教の全を信するものあり、或は分を採るものあり、甚しきに至りては、一をも採用せざるものある所以なり、此等の事を以て、吾基督教其物の變遷と見做すが如きは、事理を見分るの力なき薄弱なる腦髓のみ然り、御氣の毒なから博士の腦髓は此に類するなからんか、余輩は不憫に堪へず、因て具さに事理を述ふると斯の如し。

第貳拾八 耶蘇教が此の如く變遷するもの、是れ豈に古今の狀態の同じからざるが爲め教旨を枉げて時勢に適應せしめんとするの意に本づくにあらざるや(三十七頁)

「プロテスタン」教、「ユニテリアン」教の起りたる所以は、恐くば斯の如き意に本づきたるにあらざるべし、余輩をして之を解釋せしめなば、尙ほ一歩進んで、兩教徒の憎まれ口を吐かざるを得ず、實際の眞理なれば是又

止むなし、即ち余輩の見を以てすれば、兩教の世に生れ出でたるは、單に吾基督教の中より、道德上人心の弱點の守りにくき所を省かんが爲めに、いはゞ吾基督教を自儘勝手に解釋して、意馬心猿を逞ふせん爲めと言はゞ少しく酷ならんや、幾分か人欲の轡を弛めん爲めなるとは、掩ふべからざる事實なりとす。

因に云ふ、然らば則ち、兩教徒より省かれたる教理は如何に成りたりしぞ、曰く、毫も變りなし、矢張り眞理にてあるなり、彼の教理は、世も時も如何ともする能はざるものなり、彼は依然眞光を放つて憫笑し言ふならん、省かば省け、我に於て何かあらんと、余輩は想ふて爰に到り、轉た兩教の奏する結果を危ぶまざるを得ず、何者、世の道德を維持するには、基督の教理の全部を採用するも、猶ほ且容易の業ならざるに、況んや其の教理の片々のみを採用するに於ておや、道德上の結果洵に氣遣はしき次第なり、設令其結果全く之なしとせざるも、其所謂る道德なるものも、亦

是片々の道徳にして、決して圓滿なる道徳とは云ふべからざる也。吾基督教の時勢に従つて變遷すべからざるの理由は、人間の性質と其の終焉の目的の萬古變らざるに在り、去れば其の服するところの衣裳、其の見はるゝところの外貌の如何に係らず、教理はイツモ同一にして、イツクにも必要なり。

第二十九 又思へ、近來歐米の倫理學者は、漸々耶蘇教を離れて別に倫理學を立てんとす、英國のベンタム、ミル、ベイン、スベンサー、獨逸のウンド、ギスチヤー、ヂューリング、丁麻克のホエフヂンク、米國のソルター、コイト諸氏皆耶蘇教を以て倫理の基礎とせざるなり、(中略)今日にありて耶蘇教は最早陣腐に屬し、到底此れに由りて今日の倫理を維持すると能はざるが故に進歩的精神に富める學者は、倫理學の基礎を耶蘇教以外に求むるに

あらずや(二十七頁)

吾基督教の倫理と此等奇怪學者の教ゆる倫理とは、啻に其の基礎を異にする而已ならず、寧ろ倫理其物の全體を異にすと云はんこそ、其の當を得たる切言と謂はざる可からず、何とあれば、吾基督教の所謂倫理ある者は、私利を營むの謂にはあらず、道理に合するの謂あるを以て、吾基督教の倫理の上より一般に概論するときは、徳を行ふとは、利己と戦つて、之に勝つと云ふを意味するものあり、蓋し道理と利己とは、如何程水火相容れざるものあるかは、人の能く知る所あればあり、之に反して奇怪學者の所謂倫理あるものは、自利を以て人の總ての行爲の基本とあらずが故に、行爲若し利あらば、之を善と云ひ、害あらば、之を惡と云ふ、即ち是れ善惡を解釋するに、全く利害の分るゝ所を以てするものあり、去れば此の奇怪千萬なる倫理に由るときは、人の尤も道徳家と稱せらるゝものは、尤も巧に自利を營みて、尤も巧に歡樂を極むるの道を知る者

是れなりと云はざるべからず、嗚呼實に守り易い倫理と云ふべし、斯く吾基督教的倫理とは、全體の性質を異にする倫理を立てんとせる歐米近來の學者が、斷然耶蘇教を離れて、道德の基礎を宗教以外に求めんとするものは、毫も慚むに足らざるを見るなり。

博士は此の倫理學を以て、進歩的精神に富める學者の新發明の如く言做せども、是れ決して然らず、其の因由する所遠く既に昔に在り、即ち昔希臘に一の名高き奇怪なる哲學者ありたり、エピクルと云ふ、時の人稱して之を物質的の人と云へり、此の物質的の學者の説に由れば、人間一生の能事は、巧に歡樂を期すと云ふ一點に在りたり、此の學者が世界に多くの弟子と朋友と有したるは、當り前なり、言ふ迄もなきとなり、博士の引證せられたる歐米近來の學者なるものも、往々皆是れ此の物質的の人の化身なり、唯だ茲に講究せざるべからざるは、此の物質的學者は果して如何なる人物を養成し、如何なる道德家を世に出したるやの

と是なり、弟子の一人なりし拉丁の詩人ホラシウスは、己れ自身を形容しつゝ、之を吾人に教へて曰く、我はエピクル群の一匹の豕なりと、豕是れ實にエピクルの説の世に出したる結果なり、余輩は恐る第十九世期若しくは二十世期に至らば、同原因が博士の引證せられたる學者の倫理學再伏同結果(エピクルの豕)を社會に來さんとを、斯の如くなれば、又吾基督教的倫理の道德者が、奇怪千萬なる倫理學の道德者より、其の光輝を棄はるゝが如き憂は、萬々之なかるべしと思はるゝなり、只懺らくは、井上博士が其の引證せられたる此等學者の如何なる人物たると、又其の教ゆる倫理學の何物たるとを了知せざりしとを、若し了知したらんには、必ずや此の一段を衝突論中に掲ぐる愚をなさざりしならん。

第三拾

又其耶蘇教を以て東西に通じて戻る所なしと言ふに至りては、斷然其非なるを告知するを得べきなり、耶蘇教が已に如何なる國にも行はれて少しも戻る所なきを實驗

し得ば、始めて其東西に通じて戻る所なきを斷言すべきも、之を實際に徴するに、耶蘇教は未だ一般に支那、朝鮮、西藏、暹羅、緬甸、印度、波斯、亞刺比亞等の諸國に行はれざるなり、是等の諸國に對して耶蘇の宣教師が如何ほど力を盡くして布教を務むるも未だ充分に其功を奏せず、其功を奏せざるは、耶蘇教の是等の諸國に適せざるに由るなり
(三十七、三十八頁)

先づ第一吾基督教が東西に通じて戻るなしと云ふも、東西各國固有の風俗に就いて云ふにあらざると記せざるべからず、例せば、椅子によるが如き、又は坐するが如き風俗に至りては、毫も吾基督教の關する所にあらざればなり、去れば茲には止だ吾基督教の世界中に弘布する教理と倫理に就いて論じたるのと記憶せられたし。

次に余輩は極めて單純なる論法を以て、御返答仕らんとす、曰く、今、日本

には、國法を犯して獄屋に投ぜられ居る囚徒、十萬有餘あり、是れ日本の國が日本に適せざるに由る、何となれば、此等の囚徒は、何れも皆國法を犯して此に投ぜられたるとは、争ふべからざる事實なればなり」と、井上哲次郎君足下、足下は此論法を如何となす、合理的の「ロヂック」となすか、請ふまう少く論理を學べ、諧謔的の冗談となすか、餘りとは云へ、程があるにはあらずや。

今又右と同じ論法を以て論ぜんに、日本に、支那に、印度に、及び其他の諸國に於て、偶像教に浸染し、酒色に沈溺し、一夫多妻を以て俗を成し、強盜海賊を以て業と成す者、幾百千人あるを知らず、此等の輩は何れも皆吾基督教を嫌惡するものなり、何となれば、吾基督教は固く偶像拜を禁し、一夫多妻を禁し、偷盜濫行を禁すればなり、因て論ず、吾基督教は此等の民俗には適合せざるなりと、人皆之を首肯す、余輩も又首肯するあり、吾基督教は此等諸國に取りて不可なり、無理なりと、苟も正意誠心の人士

ならば、斯る言は冗談にも之を口にするを潔とせざらんとする。

第三十一 耶蘇教徒は耶蘇教を以て古今不變、東西一貫とすれども、儒教徒も、道教徒も、婆羅門教徒も、佛教徒も、回々教徒も、皆各々其奉ずる所を以て古今不變、東西一貫なりとするものなり、(三十八頁)

若し此等各種の諸宗教中に、幾分の真理遺存すとすれば、其の真理丈け古今不變、東西一貫ありと云ふを得べし、又余輩基督教徒も決して之を打消すが如き没理漢にはあらず、蓋真理は何處に在りても真理にして、又何處に行くとしても真理とせらるべきものなりと心得居ればなり、然れども、若し右等各種の諸宗教中に誤謬偽妄ありとせば、其の誤謬偽妄は決して古今不變、東西一貫となすを得ざるものなり、設令正直に之を信じ之を守り居る者と雖、何となれば、誤謬偽妄は何處に於ても誤謬偽妄なり、又誰に取りても誤謬偽妄たるに相違なければなり、一言以

て之を云はゞ、真と偽とは、人の議論や、信仰や、風俗や、習慣に由りて、毫も變更顛倒するものにあらずと知れ。

但た吾基督教と右等の諸宗教とを區別すべき點は、凡そ此等の諸宗教中に在る真理は、吾基督教殘らず之を包蓄し居るが上に、總て現世、來世お於て吾人々類の幸福に必要なものは、獨り吾基督教のみ十分に、完全に又些か此誤謬もなく、之を具備し居るに在るなり、是れ又他教徒の決して打消す能はざる事實なり、利己の沙汰と罵詈し、固執より起る謬見と嘲笑するも、事實は事實、決して打消す能はず、余輩が東西各種の紛々籍々たる諸宗教を排して、代ふるに此唯一の真教なる吾基督教を以てせんと欲するものは、又此事實あるが爲なり。

第三十二 我日本も亦古來一種の國民的倫理を有せしが、勅語の出づるに及んで教育の標準となれり、然るに此勅語の主意は決して耶蘇教と着々符合するものにあらずし

て頗る其由りて立つ所の根本を異にするものなり、如何なる耶蘇教徒も耶蘇教と勅語は毫も相戻らずと謂ふに躊躇すべきなり、果して然らば其いはゆる古今不變東西一貫は焉んかある、若し又勅語の主意即ち耶蘇教の主意と謂ふを得ば、耶蘇教徒に取りても最早我邦に耶蘇教を布教するの必要なかるべきなり(第一)……又思へ、耶蘇教が毫も勅語に戻るが如き元素を有せざるとならば、耶蘇教徒は何故勅語の出で、より以來種々なる不敬事件を演し、我邦人の國家的感情を害せしか(第二)……又之れを考ふるに、勅語の中に、之を古今に通じて謬らず之を中外に施して悖らずとあり、若し耶蘇教も古今不變東西一貫にして、勅語の主意も古今不變東西一貫ならば、兩者當に背戻する所なかるべきなり、然

るに勅語の主意は徹頭徹尾國家主義にして耶蘇教は非國家主義なり、若し非國家主義にして古今不變東西一貫ならば、國家主義は其反對あらざるを得ず、若し國家主義にして古今不變東西一貫あらば、非國家主義は其反對あらざるを得ず(第三)(二十九、四十頁)

(第一に答ふ) 勅語の主意は即ち耶蘇教の主意と謂はゞ、耶蘇教徒に取りて最早我邦に耶蘇教を布教するの必要をかるべしと云ふ、是れ實に一を知りて二を知らざるもの、愚論あり、餘りとは云へ、不明も程があると思はるゝあり、勅語の主意は専ら忠孝の二字にあるあり、而して忠孝の外には、日本人民の知るべき事、行ふべき事、毫も之をせんとするか、狭見も又甚いかを、己れを愚にし併せて又人をも愚にせんとするものは、往々斯る輩あり、余輩は思ふ、忠孝の外に、日本人民の知つて益あり、行つて爲にある事は、澤山あるとを、ホンノ一例を擧げて云はゞ、日本人民に

靈性あるものありや、ありとせば如何に成り行くものなるやの如き問題是なり、此の問題は、醉生夢生の狂漢にあらずんば、随分重大なる問題なりと思惟すべきものなり、而るに斯る重大なる問題を知らしめずして、日本臣民をして醉生夢死の狂漢たらしめんと欲するものは、實に井上哲次郎君其人なり。

(第二に答ふ) 耶蘇教が毫も勅語に戻るが如き元素を有せざるとならば、耶蘇教徒は何故勅語の出で、より以來種々なる不敬事件を演じたるかど難ずれども、先づ第一、其の種々なる不敬事件と云ふは、果して眞誠なる不敬事件なりしか、また果して信據すべき事實にてありしか、今以て半信半疑の雲霞に鎖され居るを考へざる可からず、次に、良し此等の不敬事件が果して眞誠に、實際に之ありたりとするも、之を演じたるは決して勅語の主意に戻らんか爲にてはなく、全く他の原因ありて演ぜられたるとなるは、人も我も能く知了する所なり。

(第三に答ふ) 余輩は前條に於て、業に已に勅語と吾基督教の毫も背反せざる事、吾基督教の決して非國家主義にあらずして、寧ろ一大國家主義なる事は、くどくなる迄辯明し去りたるに、此事くどくも又々茲に釣り出たされたるを以て、くどくも又茲に前言を繰り返さざるを得ず。

一方より考ふるに、天皇陛下が勅語を發布せられて、専ら其臣民に國家の幸福を計らしめんと思召されたるも、爲に臣民の靈魂の救済に従事するを禁ずるの聖慮にあらざりしとは、何人も認諾するところならん、又他の一方より見るに、吾基督教徒が日本の人民に布教して、只管救靈の一事を計らしめんとするも、爲に國家の幸福を増進する道徳を實行するを禁ずるが如き愚見なきとは、今更申す迄もなき事なり、否な余輩基督教徒の弘布する教は、總ての人々に義務を實行せしめて、國家の安寧と幸福を維持増進するに於て、尤も與つて力あるとは、余輩の斷言して憚らざる所なり、然らば則ち、勅語の主意と吾基督教とは、啻に相背

戻せざる而已ならず、相待ち相扶けて國家の幸福を計る點に就き、甘く一致協合するものと謂はざるべからず、果して然らば、日本の人民をして皆吾基督教徒たらしむるは、如何なる好ましき事よ！

第三十三 耶蘇教の非國家主義なるとは、啻に耶蘇自身が國家の觀念に乏しかりしに由りて知り得べき而已ならず、又耶蘇教徒か如何ほど國家の觀念に乏しかりしかを見
て知るべき也、テルチユリヤンは、國家の事より己れの
目的に遠きものはあらずと云へり、テルチユリヤン
の如きは眞に耶蘇の教育を守るものなり、レツケー氏
に據れば、セント、シペリヤンは現在の國家の思想なく
して、唯他の世界に於て勝利を得るとのみを思惟せ
り、セント、オーガスチンも、死する時に當りては、如何な
る國にあるも、其れには拘はらず、單に治者の爲めに壓

せられて不信不正となるとなければ、最早遺憾なるとなしと云へり、其國家思想に乏しきと亦以て見るべきなり(四十、四十一頁)

余輩は先づ(A Priori)より之を論ぜん、博士の茲に引證せられたるテルチユリヤン、セント、シペリヤン、セント、オグステンの如きは徳行を以て、文章を以て、又今日の學者には殆んど信じられざる程の大著を以て、當時の國民の龜鑑となり、天下百世の師範となりたる大哲大聖なれば、衝突論の記者の如きは倒まに突立つも、倒底企及する所にあらず、然るに今や此の憐むべき記者にして、此の大哲大聖を歴詆するに、尋常の國民すら有する國家的思想に乏し云々の語を以てせり、余輩亦何をか言はんや、若し東波を以て今の世に在らしめなば、必ずや井上論なるものを作り、剛愎不遜、自許太過の語を下して、博士を地下に罵倒せんのみ、幸にして余輩基督教徒に遭遇せるが故に、之が危難を免かれて、放言高論敢て

愚人を欺き驚かすを得るものなり。喬木は風の害多し、古より知徳萬人よ秀でたる聖賢は、往々讒に遇ひ、憂に逢ひて、崎嶇間關、百挫千折の艱險を嘗めざるなし、青史具さば備る、豈に一々之を引證するを要せんや、然るに、斯く其身陽九に際して、流離顛沛、困苦艱危するに當りて、一念正に向ひ、死すとも悔ゆるなきの大節を、持し、正義の爲に、真理の爲に、一身の利害をも顧みず、一家の浮沈をも意とせずして、遂に從容死に就いて、仁を成したる者あらば、此者果して國家的觀念なき者と謂ふを得べきか、果して國家的思想に乏しき者と謂ふを得べきか、否々、余輩をして之を評せしめなば、尤も國家の觀念に富み、尤も國家の思想を發揮せる愛國義忠の徒なりと言ふに憚らざるなり、其の節義字内に軒轟し、其の忠實千古に冠絶せる邦家の光輝とは、蓋し此等の人を指して謂たるものなるべし、而して井上博士の今茲に引證せられたる聖賢の如きは、實に這般の人物にてありたり、人若し疑はざるべし、

請ふ其の死生の傳を讀め、蓋し之を知るに難からざるべし、果して然らば、博士の引證せられたる此の聖賢の語なるものは、毫も國家的思想の乏しきとを意味せずして、全く其義の大なると、其徳の高きとを意味したるものにて、畢竟愛國の丹心を發揮したる語なり、但だ博士の狹見之を見る能はざるを以て、遂に反對を證するが如き愚をなすに至りたるなり、若し夫れ此語の正意を知る能はずんば、乞ふ書を携へて余輩の下に來れ、余輩此の語句の前後を以て明に解釋し遣はさん。次に (A posteriori) より論ぜんに、奇怪千萬なる衝突論中にも、此の一段の如きは、余輩の見て以て尤も怪訝に堪へずとあす所なり、何者、博士は此の二聖一賢の言語を引證するに當りて、先づ(第一)前後の語句を省きて時俗の欺かれ易き語句のみを歴擧されたり、(第二)二聖一賢の此の語句を發したるは、如何ある識見を以て、又如何ある場合に於て發したるかを記載せられざりき、博士は知て之を爲されたるか、余輩は其惡意に驚

かすんばあらず、知らずして之を爲されたるか、余輩は轉た其無識を憫笑す、然れども、余輩は今假りに博士が知らずして斯く爲されたることとして之を言はん、又實に彼の二聖一賢の此語を發したる時の識量の如きは、局量淺薄の輩の知り得べき所にあらず、博士は教會博士センバツルの語を引證すれば、ヨカッタリ、同聖の語は、全く彼の二聖一賢と同一の場合に於て發せられたる同意義の語あれば、余輩は引て以て彼の二聖一賢の心情を示さん、一日ワレンス皇帝威力を以てセン、バツルに對ひ、強てアリウス異教に服さしめんとせしむ、セン、バツル堅く正義を持して従はざりしを以て、遂に遠く之を竄流に處せんと欲したり、時にセン、バツル從容として答へて曰く、唯た陛下の命する處、皇帝の流放する處、如何なる處にても行かんと云ふ意、世界は皆我故郷なり、東西到る處、皆我故郷の意と、是れ果して何の意ぞや、井上博士の如く同聖の心事と、又此語を發せる場合、仔細等を顧ずして之を見れば、或は國家

的思想に乏しき語なりと妄評せざる可からざらんも知る可からず、余輩は同聖の心情と、此語を發したる場合を知るが故に、同聖の斯く言はれたるは、全く正義の爲ならば、流死何ぞ意とするに足らん、この大識見より出でたるものなりと信ず、此を以て彼の二聖一賢の語を讀まば、蓋し其意自ら瞭然たるものあらん、余輩故に思ふ、井上博士が此の二聖一賢の語を引て、耶蘇教徒の國家的觀念に乏しきを證せられたるは、牽強附會的の見解を以て、二聖一賢に一大讒害を加へたるものなりと。且思へ、今若し井上博士にして、正義の爲に前記せるが如き答をなしたる時に當り、人あり博士の許に來りて、氏は國家的の觀念に乏しきものなり、何爲ぞ斯の如き言をなすやと譴責するあらば、博士は此人に對して何を答ふるや、余輩も思ふ、博士と雖も、此人を目して局量淺薄の徒となし、一言の答をなすをも潔とせざらんことを、又必ず心中に斗屑の人何ぞ大事を語るに足らんと思召さるゝことを、井上哲次郎君足下、足下

の目する局量淺薄の徒、共に大事を語るに足らずと御思召さるゝ、斗屑の人は、足下其れ自身を指すゝあらざる歎、乃ち知る、足下の彼の二聖一賢を譏誣したるは、足下其れ自身を譏誣したることなるを。

第三拾四 是等耶蘇の信者が非國家主義に陥るは、決して偶然にあらず、全く其教旨を奉崇するの結果なり、去年一月十二日の九洲日日新聞に云く。

熊本英學校校長授任式の席上、教員奥村禎次郎なる者、同校教員總代として、左の如き演説をなせりと、本校教育の方針は、日本主義にあらず、亞細亞主義にあらず、又歐米主義にあらず、乃ち世界の人物を作る、博愛世界主義なり、故に我々の眼中に國家なく、外人なし云々、

奥村禎次郎は此演説の爲め、忽ち解雇せられたり、余は未だ奥村禎次郎が果して耶蘇教徒なるや否やを知らずと雖も其演説の主意は全く耶蘇教徒の懷抱する所なり、云々(四十一、四十二頁)

此の演説をなしたる者の耶蘇教徒なるや否やの如きは、必ずしも余輩の關するところにあらず、但だ此の演説をなしたる者は、何か見るところあつてなしたるとなれば、其の世界の人物を作る云々の語の如きも、必ず意味するところあるに相違なかるべしと思惟せらる。

然らば則ち、世界の人物とは果して如何なる人物ぞ、余輩ハ明に其意の在るところを解する能はず、何とあれば、東西南北に漂遊せる無籍の人間にあらずんば、人は必ず一の國あり、一の家なかるべからざるものなればなり、然り而して、吾基督教の教ゆる所は、人をして其の住み居る國家に於て、各々其義務を竭さしめて、成るべく完全なる人物とならしむるに在るものなり、果して然らば、吾基督教の教ゆる所は非國家主義には

あらずして、寧ろ眞誠なる一大國家主義と云ふべし、義務を竭さしめて、完全の人物となすは、國家の幸福孰れが焉より大ならん、泰西の諺に曰く、人各々其の職を竭さば、野牛も又其所を得べしと、亦以て味ふべし。抑も又世界の人物を作ると云ふ意は、一國の風俗、習慣、先入等に係らずして、東西一貫の大眞理を教へて、人智を開發すと云ふにあるか、果して此の意ならば、奥村禎次郎氏の演説は、余輩基督教徒の懷抱する所と云ふも、毫も差支なし、何となれば、古今不變、東西一貫の大眞理を教へて、人知を開發するとは、吾基督教の古來なし來りたる所にして、今尙ホ斯くなしつゝある所なればなり、然るに此事果して國家主義に悖ると云得べきか、東西一貫の大眞理を以て啓發せらるゝとは、果して人をして其の國家を愛し、其の職掌を務むることを許さざるか、是れ何ぞ大陽の光に照さるゝが故に、其の職業を營む能はずと謂ふに異ならんや、眞理の光に啓發せられなば、愚暗の境界に安んずるよりも、尙ホ一層明に事理を見

分るを得るにあらずや。

第三拾五

耶蘇教徒は唯々耶蘇の昇天日とか、誕生日とか云ふのみを大祭日とし、我邦人が均しく祝意を表すべき天長節も紀元節も、如何なる國家の大祭日も、皆其顧慮する所にあらざるなり(四十三頁)

日本の祭日の中には、吾基督教徒の祝すべきものもあれど、又祝せざるものも多きは實際なり、天長節、紀元節の如き日には、日本の吾基督教徒は他國の吾基督教徒が國王の誕生日を祝するが如く、他の日本人と共に均しく祝意を表し居るなり、何となれば、皇上陛下の大權はどこまでも之を尊重すればなり、其他の祭日に至りては、概して之を祝せず、其の之を祝せざるは、故さらに國家的感情を害ふが爲にはあらず、但だ祝ふべき理由なきを吞込み居るが爲なり、乞ふ其の理由を述べん。抑々先づ日本の祭日なるものは、那邊に存するか、事實は證して曰く、飲

めよ、食へよ、舞へよ、歌へよに在りと、斯る祭日は幸にして吾基督教徒之を祝する必要なきものと認め居るなり、蓋し世人が騷擾熱狂して、流連の樂を極め、荒亡の行を逞ふし居る日には、吾基督教徒は家に在つて、汝々其の業務を取り、飲食を節し、言行を謹みて、只管心身の純白を守り居るも、決して愛國心に背くにもあらざれば、國家的感情を害ふにもあらずと思考すればなり。

次に祭日を祝するの目的は何れに在るやと云ふに、多くの人は直に之か答をなす能はざれど、是れ甚だ知り易き事なり、祭日を祝するの目的は、概して之を言へば、民の信仰を惹起して、一層徳を行ふの熱度を高むるに在り、果して然らば、之が信者たり、氏子たるものが、其の祭日を祝するが當然にて、余輩基督教徒には毫も關係せず、啻に關係せざる而已ならず、余輩基督教徒にして之が祭日を祝するときは、眞赤の偽善たるを免かれざるなり、余輩基督教徒は基督を信仰するもの故、基督の祝日を

祝せざるべからず、而して余輩の祝する祝日は、余輩の信仰を高むると同時に、罪過を悔悟せしむるの好機會を與へ、義務を實行せしむるの好結果を奏するものなり、余輩は未だ日本の祭日にして此の結果を來したるものあるを見聞したるとなし、神道の祭日にしても、佛教の祭日にしても、試に思へ、誰か神佛の祭日の難有き効能に由つて、一層清醒の人とあり、潔白の人とあり、勤勉の人とありたるものやある、悲い事にや、未だ曾て斯の如きもの一人も之ありたるを見ざるあり、聞かざるあり、仔細に此等の事を考へるば、國家の爲にも吾基督教の祝日は、神佛の祭日より如何程與つて力あるかを認むるに難からざらん。

加旃ならず、井上博士の如き御仁にして祭日を祝する事に就いて云々せらるゝとは、實以て奇怪千萬なる話と謂はざるべからず、余輩の推測する所を以てすれば、恐くは博士は彼のシセロンの云々したる羅馬の鳥占者(Augures)と御同様ならんと愚察せらる、彼等は占つて後、毎度相見

て心竊に笑へ居たりと云ふ、博士の如き造物者の存在をも信せず、靈魂の不滅をも信ぜざる程進歩したる哲學者なれば、曷ぞ日本の神佛を信じて、其の祭日を祝するをせんや、博士も又口に祭日を祝するを喋々しつゝ、心竊に之を笑へ居るにはあらざるが。

第三十六 耶蘇教徒の居らんと欲する所は、此の地上の國家にあらずして、耶蘇のいはゆる天國なり(四十三頁)

誠に、味氣なき此世に居るは、面白からぬ事共のみ多くして、時に井上さんの如き詭辨家に出會いて、其の詭辨を耳にせざると得ざるも亦懶し、去れば此の地上に在りて、時々天上の事を考へて、希望を未來に屬するは、屢々余輩督教徒の慰となりたるものなり。

然れども、惜い哉、余輩基督教徒には自殺と殺人とは、堅く御法度となり居るが故に、自ら刃を身に刺ばとも能はねば、人をして之を我身に加へしむるとも叶はず、唯空しく心のみ焦立ちて、死出の旅路を急ぐのみに

て、吾教が中々に我々を天國に遣り呉れねば、無理にも此の國を愛せとの主意なるか、之を思はゞ、佛教徒は羨ましくて堪らぬなり、彼等は望のまに、蓮花往生も出来れば、極樂往生も出来、實に、此上なき仕合とやいふべし、若しや御尋ね申す、井上さんの余輩基督教徒に中てたる御言葉へ、佛教徒の御間違にてはあらざる歟。

第三十七 如何なる人に取りても、先づ富強にすべきは、己れが從屬する所の國家なり、未だ己れが從屬する所の國家の爲めを思はずして、反りて萬國の事を慮るが如きは、事の順序を誤るものなり、況して全く空想に屬する天國杯を先にするは甚しき謬見なりと謂ふべきなり(四十三、四十四頁)

是れ實に嘲弄的の愚論にあらずんば、愚論の嘲弄と謂ふべし、衝突論記者の無識は、明に此の嘲弄的言論を以て發表せられたり、天上の富と地

上の富とは、雲泥の差異あるを知らざるべからず、天上の富は功を謂ふなり、之を天上に積み立てんとするも、地上の國家を富強にするに於て、何の妨げがある、此邊の事は少しく考へて論ずべきなり。

命又實行の上より觀察して一言せんに、吾基督教徒たると否やとを問はず、如何なる人にて、眞箇に家の福となり、國の寶とならんとするに、是非とも人を殺す勿れ、邪淫を犯す勿れ、偷盜すべからず、他人の夫妻、財貨を妄に戀望すべからず、云々の神法を守らざる可からざるものなり、然らば則ち、日に此の神法を再唱して、務めて之を實行せんとせる吾基督教徒こそ、却て國家の寶なり、光なりと謂ふべきなり、故に余輩は勸告す、人若し帝に其の財寶のみならず、其の名譽をも、其の健康をも得んと欲せば、須らく先づ吾基督教に歸順して、眞誠なる吾基督教徒の實行あらんとを。

第三十八 永遠の主義、萬古に眞理、天の理法の如きは哲學者又は

理學者の日々講究して止まざる所にして、耶蘇教徒の專有する所にあらず、帝に是れ而已ならず、哲學の進歩理學の開發に従ひて耶蘇教が益、歐洲に勢力を失ひしは、全く其教旨の謬見に係るもの多きに因由せざるはなし、(四十四頁)

永遠の主義、萬古の眞理等は、勿論哲學者も之を知り居るに相違なし、其他にも凡ろ人知を以て知り得べき事理は、吾基督教の前より哲學者は業に已に之を講究し居たるものなり、去れば博士が哲學の進歩てう語を口にせられたるは、古の哲學者に取りては、失敬千萬なる言葉と謂はざるべからず、哲學と云はるゝものは、爾來進歩したる例なし、新思想なるものは、余輩其の一あるをも知らざるなり、總て人知を以て眞理と認められたる事は、最早や皆遠き古代より發揮せられあり、又總ての無理妄説等に就いても、今より畧んと二千年前に於て、シセロンは語つて云

へらく、如何ある愚論にても、既に或る哲學者より唱道せられ居らざるものはなし」と去れば説の眞と偽とを問はず、哲學上耳新しきものは今の世に一も之あるなし、偶々之あるが如く言做するものあるは、未だ古代の哲學者に接したるとなきのみ。

是故よ今日の哲學は、吾基督教の謬見を摘發して、歐洲に勢力を失はしむる程進歩したりとは謂ふ能はざるのみならず、却つて余輩をして彼れころは昔吾基督教の世に現れたる時在りし如く、今尙ホ依然として其の如く在りつゝあるを證據立つるを得せしむるもの也、即ち哲學者の各自が各々其の主義を異にして、相互に汙とし奴として爭論を闘はしめざれば、緊要なる事とては一も之を決定する能はざると、古も今も同一にして、其の紛々籍々として孰れか是、孰れか非なるかを知らざらしむると千百年來曾て毫も異なる所なし、余輩歐洲今日の哲學者なるものを看るに、亦皆此の如くにして、聖經の所謂、思念虛妄、頑心矇昧、自稱

爲「智反成愚魯」の語を實にせざるもの殆んど稀なり、彼等は矢張り是非紛々の渦中に旋轉して、毫も其の言ふべき所を知る能はず、(人若し仔細に此の事實を究めんと欲せば、請ふ *Malfaitteurs Littéraires-Philosophes. Par Cornu.* を看よ、是又井上博士が毎度哲學に就つて云々せらるゝにも係らず、其の己の主義の何れに在るやを宣言する能はざる所以なるべし、凡神論者なるか、二元論者なるか、將た又物質論者なるか、博士は敢て之を口にすることを欲せざるが故に、余輩は其の何れに屬するを知る能はず、否な恐くば博士自らも之を知る能はざらん歎。

吾基督教の第一着に講究する萬古の眞理なるものは、約して左の二原理に歸す、曰く、唯一の神あり、不滅の靈ありと云ふと是なり、此の二原理は、日本人民より雲烟過眼視せらるゝにあらざれば、往々嘲弄蔑視せらるゝを免れざれど、眞理の眼を以て之を視れば、古今不變、東西一貫の眞理なるものは、正しく此の二原理に在るものなり、哲學進歩すと云ふも

理學開發すと云ふも、此の原理は如何ともする能はざる也。

第三十九 耶蘇教の非國家主義なるとは、余一人の説にあらざ、耶蘇教國の學者も往々之れを言へり、有名なる哲學者ヒエル、ペール氏は、耶蘇教律は強固なる國體に必要なるより寧ろ有害なりと云へり(四十五頁)

是又盲者一流の斷言のみ、吾基督教果して國體に有害なりとせば、何れの點に於て有害なるや否や、是れ先づ第一に指摘すべかりし所なり、居れ我れ汝が肝臓を穿つて實際を語らん、吾基督教は國體に有害なるにはあらずして、汝盲者一流の社會學と倫理學とに有害あるとあり、是れ又固より當然あり、吾基督教はドコ迄も汝等の説を舐排す、攘斥す、破碎す、吾基督教の面目は此に在り、吾基督教の世に在る所以も亦此に在り。

第四拾

ルーソフ氏は、民約篇の終りに耶蘇教の國家に害あるとを論ずると頗る詳密ありとす、其の言に云く、總べて社會

の統合一致を破壊するものは、毫も價值なきものあり、云云、耶蘇教は民心を國家に結合せしむる處ではあく、反りて一切地上の物と共に民心を國家より分離せしむ、余は別に是れよりも社會的精神に反するものあるを知らずと、其言甚だ耶蘇教に適切なり(四十五頁)

然り吾基督教は實も民心を地上より分離す、然れども其の意味に於ては御氣の毒ながら少しく異なるところあるかと思はる、吾基督教の所謂民心を地上より分離すとは、人生終焉の目的を忘却する程、人間最大の幸福を放棄して顧ざる程、營々役々として此の塵土の名利歡樂に熱狂せしめざるを云ふものなり、何となれば、斯く迄黃塵に擾々として名利悞樂に逐奔するが如きは、必竟是れ利欲の奴隸たるを免かれざれば、愚俗猶且つ之を卑下して、之と齒するを耻るなり、况んや高品高見の士に於てをや、又若し果して人に不滅の靈性ありて、未來の賞罰を受くべ

きものどせば、一念世上のみよ懸つて、肉身の外曾て物のあるを知らざるが如きは、不明の極、狂愚の至と謂はざるべからざるなり。今又實際上より考ふるに、此の民心を地上より分離すると云ふとは、單に貪名、貪欲及び肉情等を制節するの謂なれど、此の制節が度を過して吾基督教徒に家事を放棄せしめて顧ざらしむるが如きとは、萬々にも之あらざるなり、若し又吾基督教徒中家事を放棄して顧ざる者ありとせば、是れ其の怠慢の罪の致すところにして、決して制節の度を失したる爲にあらずと知れ。

尙一步を進めて論ぜんに、若し果して吾基督教が一切地上の物と共に民心を國家より分離するならば、然り、若し果して民心を國家より分離すると、ルーソーの意の如く、又井上博士の意の如しとするならば、吾基督教徒の屬する國家は、他國よりも貧弱なり、他國よりも愚昧なり、又他國よりも衰頹せりと謂はざるべからざらん、然れども吾基督教國の實

際は、ルーソーと井上博士の論の謬妄を證明するに餘りあるものなり、日本人の中には歐洲各國に航行して、其の實況を視察したる者夥多あらん、誰か世界中尤富強隆盛なる國は、吾基督教國にあらずと斷言するを得るや、余輩は細言す、誰か農業工業の尤も開け、學術技藝の尤も盛に、商業貿易の尤も廣く、陸海軍の尤も強く、都府市街の尤も繁榮堅牢なる國は、決して吾基督教國にあらずと斷言するを得るや、井上博士と雖、恐くば此の實際を、打消すことは能はざるべし、然らば則ち、ルーソーの言は吾基督教に取りて適切と云はんよりは、寧ろ甚だ迂なりと云はざるべからず。

但だ吾基督教の主として従事せんと欲するとは、外形的文明の弊害を矯正する一事是なり、然れども是れ又國家の幸福の爲にするとなるを記せざるべからず、何となれば、道德上の進歩と外形上の進歩とは、正しく反對の比例をなすが故に、富饒の腐敗を産むとは古來の經驗に由り

て争ふべからざる事實なり、別言せば、肉身靈魂を殺すと云ひ、若くは隆盛極まつて衰頽を招くと云ふ、是れ即ち吾基督教が太く逸樂偷安を罪して、始終民心に制節を加ふるを命ずる所以なり、乃ち知るべし、余輩の所謂民心を地上より分離すとは、人民をして楽しんで以て淫せざらしめ、滿以て損を招かしめざるの謂にして、要は永く國家の幸福を維持せしむるに在るとなるを、井上博士は多分此邊迄御考はなかりしものと遙察せらる。

余輩又茲に論鋒をルーソー其人の上に向けて一言せんとす、彼の吾基督教を誣ひて、民心を地上より分離すと論じたれど、夫よりは己れ先つ他人に率先して國家を愛することを教ふるころ至當あるべかりし、何となれば、彼れは吾基督教徒にてはなく、宗教に就いては、他の事の總てに於ける如く虚言者にて、人をして如何なる宗派に屬せしやをも知る能はざらしめたるものなればなり、然るに彼は如何なる人物にてありし

ぞ、如何なる愛國者よてありしぞ、子としては如何なる子にてありしぞ、父としては如何なる父にてありしぞ、普く人の知る所は茲に細説するを要せず、彼は國もなく、家もなく、又行もなきものにてありたり、三言以て其の生涯を總括すべし、曰く、浪人、泥棒、無頼漢、是れ之をルーソーと云ふ、此の如き人物の攻撃何ぞ吾基督教に値せん、値せば吾基督教の眞誠なるを證するとならん、井上博士は此人の語を引かんとせば、先づ此人の人と成りを究むべかりしにあらずや。

第四十一

エルネスト、ルナン氏亦耶蘇教が民心を地上より分離せしむるを論じて曰く、耶蘇教徒が己れの父に抗し、又己れの國に向て戦ふは、皆基督の爲めなるとならば、不良なる子、不良なる民なるを以て賞せらるべく云々と

(四十五頁)

吾主基督の聖言を此の如く解釋して、父に抗し國に逆ふ者は賞せらる

べしと教ゆるが如きは、毛髮の悚然たる程恐ろしき偽あり、彼れルナンは元と吾教々會に教育せられ、吾教の司祭に薰陶せられたる者あれば、マサカ福音の眞意を知らざるにはあらざるべし、又苟も福音を讀みたる井上博士にして、此の解釋の不信實極まる解釋あるを認むる能はずんば、よく愚暗ありと云ふべし、左あくばルナンと同様の不信實、吾主基督の聖言は解せられて、其の門弟の行と言とにあり、即ち十二使徒の如何なる行ありしやを見れば、驚くは吾主の聖言の眞意を知るに難からん、又使徒の言葉に「人に従はんよりは、寧ろ神に従はん」とあるは、是れ吾主の聖言のある所なり、其の意は、如何なる人の意志なりと雖、若し明に神の聖慮に反すと知らば、人の意に背くも寧ろ神の聖旨を奉戴するの慥なるに如かずと云ふにあるなり、井上博士ならば斯る場合に於ては、如何に處せんと思召しめざるか。

且愛國忠孝の事を論ずるに當りて、ルナンの如き人物を引證するが如

きは、随分氣違の沙汰なりと謂はざるべからず、抑彼れは其素行の修まらざるより遂に廢教者となりたるものなり、且つ富有なる猶太人ロチルドより一「ミリオンの略を收め、筆を基督一代記に曲けて、其母をして悲哀に迫まつて死なしめたるものあり、随分立派な孝行者なりと謂ふべし、又彼は自國の都府巴里が獨逸人より圍まれたる時に當りて、何を成し居たるかと云ふに、彼の日々祝宴を張りて馳走をなし居たるなり、随分愛國の情に富みたる者と謂ふべし、彼は白髮の老翁となる迄、文學を以て風俗の頹敗者となり、幾多の青年子弟をして其の有爲の生を情欲の海に汨没せしめたるものなり、彼の文章は、晩年に至る迄、不信と放縱との氣に満たされたり、随分國家の道德に功勞ありたる者と謂ふべし。

井上博士の引證する御友達は、往々皆此の如き徒なり、余輩は博士が此の如き徒を引證して、吾基督教を攻撃するを以て、一は喜び、一は悲む、何

の爲に喜ぶ、吾基督教の爲に喜ぶ、悪者れ攻撃は善者れ名譽なればなり、誰の爲に悲む、井上博士の爲に悲む、友達は其の友達の如何を裁判せしむればなり。

第四十二

ルナン氏の一言の如きは淺薄なる耶蘇教徒が千萬人聯合して謂ふよりも價值多きなり、(四十六頁)

古より智者は決して斯る言論をなさず、苟もルナンの人と成りと、其の如何の如何を知りたらんには、神を畏れ、其法を守る匹婦の一言の如きも、千百のルナンの謂ふより値多しと云はざるべからず、何となれば、茲に於て論ずるは、吾基督教の眞偽の問題にはあらず、吾基督教の眞偽の問題の如きは、一千有餘年來論究せられたる所なれば、世既に之が公論あるなり、加之ならず、彼れルナンの對基督教的言論は、設令一時佛國の文學社會に喧囂たりしにも係らず、外國の學者の如きは、之を戲弄の言として一瞥をも與へざるなり、余輩又思ふ、彼れルナンは今より

十年後に至らば、寂然地下に葬られて人の之を記應するものなきに至らんと。

第四十三

然るに我國の耶蘇教徒は動もすれば、己れ獨り耶蘇教の事、精しく神學に深きもの如き口吻を爲し、自ら已に迷信の爲めに暗まされたるを悟らずして、耶蘇教に關する事ならば、如何なるとも、人に向ひ説明を試みんとす、然れども余は未だ我邦の耶蘇教徒中に左程有力なる神學者あるを聞かざるなり、耶蘇云はずや、故凡自謙、若此孩提者、其在天國、即爲至大と、又云はずや、且自高者、必降爲卑、自卑者、必升爲高也と、我邦の耶蘇教徒は果して能く耶蘇の此言を守れるか、己れ獨り永遠の主義、萬古の眞理、天の理法等を知ると公言するは、果して謙遜の意に出づるか、耶蘇教者にあらずして耶蘇教を

論ずるものあれば忽ち岡目なりと稱して直接には賤せざるも、間接には甚しく輕侮するもの、果して自ら卑うするものと謂ふべきか、況してルナン程の學識なきものにして自ら大神學者を以て居るものあれば、果して彼の孩提の如しと謂ふべきか、耶蘇教徒は他人を責めざる前に先づ其脚下に注意すべきなり(四十六、四十七頁)

余輩は基督教徒中大言自ら高ふするものあるや否やを知らず、然れども已れの信ずる基督教の事に精しく、又神學も深きもの之なしとも限らざるべし、其れ既に教理を知り、神學を知りたらば、其の知りたる丈けを人に向つて説明するも、直に高慢なり、恭謙ならずとは謂ふ能はざるべし、況んや其の知りたる所を述ふる必要あるに當つて、止むを得ず之れを吐露するに於てをや。

井上博士は耶蘇教徒とし云へば、非常に之を輕侮すれども、左程馬鹿には出來ぬものなり、教理、神學の點に於いては勿論、哲學上に於いても、博士位の心得あるものは、決して鮮しとせざるなり、何となれば、哲學は神學の下女と稱せらるゝが如く、彼れと此れとは兩ながら相待ち相扶けて行くものなれば、神學を知る者は往々皆是れ哲學を知れる者あり。

且又設令神學を知らず、哲學に通ぜざるも、已れの信奉する基督教の事ならば、關係なき他人よりも精しく知り居るに相違なければ、人よ向つて之を説明するも、何も惟むべきとはあらず、當り前の事なり。博士は吾主基督の聖言を引いて、太く基督教徒を攻撃し、已れ獨り萬古の眞理を知ると公言するは、果して謙遜に出るか、自ら大神學者を以て居るは、果して彼の孩提の如しと謂ふべきか、抔と仰せらるゝけれども、博士は基督教徒を責めざる前に先づ其脚下に注意すべきなり、衝突論は誰れが讀みても、井上博士は謙遜なり、謙遜の傳導師なりとは思はれ

ざるべし、先づ緒言に於て耶蘇教徒は余を以て他山の石と爲し深く自ら省慮する所あれと云ひ、又書の結末に大鶴は高く飛んで蚊蠅を捕へず、杯と云へたるは、果して是れ謙遜に出るか、余輩は再言す、博士は耶蘇教徒を責めざる前に先づ其脚下に注意すべきなりと。

一體傲慢とは如何なるものなるやと云ふに、單に言語の上より考ふるに、知らざる事を知れるが如く自負し、若しくは答ふる所を知らずして怒言するに在るなり、去れば知れる事を知れりとして之を語るも、毫も傲慢にはあらず、設令其の語る所高尚なるも、遠大なるも、孩提の兒の爲す所は丁度此に在るなり、彼等は知らざる事は知らずとなし、知れる事は知れりとなして、正直に語るものなり、博士と雖若し此の範圍の中に己れを持せば、誰か傲慢なりと言ふものあらん、然らば則ち、博士も亦斯く基督教徒を傲慢呼りする理由はなかるべし。

第四十四 耶蘇教者にあらずして、耶蘇教を論ずるものあれば忽

ち岡目なりと稱して直接には貶せざるも、間接には甚しく輕侮するもの、果して自ら卑うするものと謂ふべきか(四十七頁)

若し此事果して事實なりとせば、其の不可なると固より云ふ迄もなし、何となれば、人身攻撃は無用なればなり、惡事なればなり、然れども若し此事井上博士の攻撃を反駁するの急激なるを意味するとならば、余輩は毫も不可なしと思ふなり、何となれば、博士の不信實なる詭辯、不合理なる僻論、嘲笑的なる誣言に答ふるには、勢此の如き言を以てせざるべからざればなり、勿論此事博士に取りては面白からぬとなるべけれど、答辯者に取りては至當の事なるを以て、敢て之を可否するを得ざるなり、若し博士の言の如く、基督教徒たるものは謙遜、愛徳に背かざらん爲め、嘲笑攻撃の中にも、默然一言も發すべからずとせば、道德の君子たるものも、温良恭謙の徳を缺かざらんが爲め、不義なる殺戮に遇ふも、抗抵

せずしてヲトナシく其の命を捨てざるべからずと云はざる可からざらん、果して此の如くんば、吾基督教徒と温良の君子たるものは、始終人の玩弄物たるを免れざる而已ならず、又實に不義なるものをして益々其の不義に不義を重ねしむるの恐なしとせざるなり、去れど此の比較猶ほ未だ基督教徒に適切ならざる所あり、何そや、基督教徒の防がんとする所のものは、教徒自身の生命よはあらずして、其の生命より幾百千倍も貴重すべき眞理其物なればなり。

余輩は局外に立ち、虚心坦懐に井上博士の横井時雄氏の言よ答ふる所を見るに、博士は餘程激昂せられたるが如く思はる、何となれば、博士は時雄氏の言に毫も直截明白なる答辯を成さずして、唯だイヤに毒氣を帯びたる怒言罵論を以て之に答へたればなり、尤も時雄氏の言は随分高尙遠大の卓論なるが故に、博士の逆鱗に觸れたるかも知らず、果して然らば、博士は此の一段に於て、己れ己れを忘却したりと謂はざるべか

らず、何となれば、怒言は弱點の徴にして、罵論は答ふる所を知らざるの證據なればなり。

第四十五 ソールター氏曰く、耶蘇は國家の事を思はざりき、又國

家に就いて理想も、整理法をも與へざりきと(四十八頁)

此言亦是れ空漠たる取り止めのなき言なり、此等の學者の言ふ所は、概ね皆此の如くならざるはなし、是れ亦以なきにあらず、彼等若し明白に之を言わらばすときは、乍ち人に己れを欺きたるにあらずんば、人を欺かんと欲したる語なるを見留めらるればなり、余輩は此等の學者千萬ありと雖、屁とも思はず、直接之に答ふに焯々として餘裕あり。

余輩今茲に直接の答辯をなさんが爲に、試みよ此言を分拆して論せん。耶蘇は國家の事を思はざりしと云ふ、果して吾主基督は(第一)家の事を思はざりし乎、是れ否なり、吾主は家の事を思ふて、之が基礎を据へたり、故に一夫一婦の婚姻を定めて、終生不離の制となし、離婚を禁し、姦淫を禁

じ、又蓄妾をも禁じたるなり、此制若し能く行はれんか、一家盤上の安きに基いて永く風波の害を免るゝを得るや必せり、(マルコ傳第十章八、九の二句を参照せよ)

(第二)國の事を思はざりし乎、先づ國の事を思はざりしとは如何なる意味なる乎、吾主基督は人々に如何なる國體をも持すべきことを教へざりしと云ふの意乎、將た又各國の境界を劃して、國々の政體を定めざりきと云ふの義なる乎、前者の意ならば、勿論吾主の國の事を思はざりしと云ふも可なり、何となれば、人々の縦令ひ其の國體を異にし居るも、均しく同一の宗教を遵奉するに於て、何の妨も之なきとは、古往今來の歴史上の事實なればなり、後者の義とするも亦然り、尙ほ然り、何となれば、各民相集合して國を形成するとは、其の意其の儘なるが如く、各民其國の風俗習慣に適せる政體を擇ぶに至りても、亦隨意なり、自由なればなり、必ずしも君主政體たらざるべからざるの理はなし、必ずしも民主政

體にせざるべからざるの謂れなし、貴族政體可なり、共和政體又可なり、此等の事は一に國民の任意に在るなり。

然りと雖、是あるが爲に、吾基督教にては國家に就いて制定したるとも之なしとは謂ふ可からず、國家に於ける大原理は明に公示せられおるなり、何ぞや義 (Justice) と云ふ永遠の原理是れなり、此の原理は洋の東西に由つても變るなく、時の古今に因つても異なるなし、國民に取りても、個人に取りても、又國體家制の如何に由りても、毫も變更するものなきものなり、義に二つなし、唯た一のみ、國家の安寧幸福の道唯た一つ、義即ち是れなり。

國家に就いて理想も整理法をも與へざりしとは、眞乎、曰く、否なり、事知り易く、言ひ易し、(第一)吾基督教の謂ゆる國家的理想なるものは、總ての人をして、上に立つて命ずる者と、下に在つて服する者とを區別せず、均しく神の大法を遵守せしむるに在るなり、何となれば神は總てのもの

主なれば、王民共に其の權下に生動すべきものとすればなり、聖經に曰く、諸王我を以て統治す云々(箴言第八章十五句)と、故に大法を遵守するの點に於ては、天下の人一人をも取除かず、去れど神の尊前に於て尤も嚴明なる裁判と受くべきものは、人の上に立つて命令する長上者其人なりとす、何となれば、長上者の過失は、下に在つて服従し居るもの、過失よりも大なりとすればなり、(第二)吾基督教の所謂國家的整理法なるものは、左なり、凡そ人の上に立つて命ずるものは、其の稱名の如何に係らず、一に稱して之を臣下の幸福を計る神の代理とす、(送羅瑪人書第十三章四句)是に由りて之を觀れば、權柄なるものは、人々の剝奪して以て己れの益を計るか爲に弄する機械にはあらずして、神に代りて人の善を勧め、惡を制する爲に用ゆべき能力たると明なり、是れ實に吾基督教の國家の整理に就いて教へつゝある所なり、若し此事上下のもの、間に實行せらるゝを得ば、上のものは仁愛を以て下を治め、下のものは

尊敬を以て上に服し、壓制もなければ、爭亂もなく、亂臣賊子跡を絶ちて、天下國家永く安寧幸福ならん。

余輩は既にソルター氏の空言を分拆して、逐一辨明しなりたれど、尙ほ茲に立法の本源を説いて、吾基督教の主旨の在るところを知らしめんと欲す、抑々法律とは、實際上如何なるものを謂ふたるものなるや、爲すべき事と、爲すべからざる事との規定を是れ謂ふたるものなり、果して然らば、尤も高尚に、又尤も明白に義と不義とを區劃して人に教ゆる吾基督教こそ、立法者の心を高天の上より照して、其の命ずべき事と禁ずべき事とを誤らざらしむと謂ふべし、余輩が前段に於て述べたるが如く、義には二ツなく、君主に取りても、臣下に取りても、個人に取りても、國民に取りても、全く同一なるものなれば、彼れに義なると此に取りて不義となり、此に不義なると彼れに取りて義となるか如きは萬々一にも之なきものなり、然るに惟む、井上博士が吾基督教を以て個人的の倫理

を維持するに於て効少なからずと白狀しながら、國法を制定する點に就いては、毫も關係なきが加く論ぜらるゝことを、個人的の倫理を維持する吾基督教こそは、實に立法の原理を與るものなり、否な寧ろ立法の大源なりと謂はざるべからざるなり、何となれば、立法者の一方より見るに、君王が能く吾基督教的倫理を遵奉するに於ては、萬一の誤りたる場合にあらざるよりは、決して不義なる法を制定するが如き憂は之なきが如く、法を守る臣民の方より考ふるも、苟も吾基督教信徒たる以上は、明に不義の法なりと認めたるものには、決して本心を曲けて服従するか如き愚はなさざればなり、彼れを思ひ此れを想ひば、吾基督教的の倫理の勢力の實に偉大なりと云ふべし、泰西の法律が漸次變遷進歩來ると同時に、其民が暗黒の淵より今日の如き文明の域に達するを得たるものは、全く吾基督教的倫理の影響する所なり、人若し之が變遷進歩を知らんと欲せば、羅馬法律の吾基督教以前に施行せられたるものと、

以後に(ジュヌチニヤン皇帝より)發布せられたるものとを對照し見よ、(ジュヌチニヤンの法律書は今日の法律學者皆之を手にし必ずや余輩の言の偽ならざるを知らん。

シャルレマギユ帝の豪邁俊偉一世を壓倒せるの大帝にして、其の功名の今尙ホ東西に顯はる、此帝歐洲未開の人民を開發して、文明社會を形成するに、如何なる方法を以てしたるかと云ふに、歴史の傳へて曰ふ、帝躬ら司教を會議に招致して、吾基督教の主旨を學びたりと、即ち吾基督教の信仰と倫理とを以て、自身を修むると同時に、國民をも薰陶したるなり、又其の國法を制定するにも、専ら吾基督教の主旨に基きたりと云ふ、コハ唯だホンノ歴史上の一例に過ぎざれども、古來歐洲文明の歴史を緋かば、孰れも皆斯の如く吾基督教の國法に、風俗に影響する所の大なるを證明するものなり。

又人若し吾基督教が社會的問題に、政治的問題に、及び其他の國家的大

問題に如何なる解釋を與ふるかを知らんと欲せば、縱令ひ遠き古代に
 遡らざるも、近き今日に在りて、なほ之を知るを得るなり、即ち余輩は當
 代の教皇レオ第十三世陛下の教勅の廻書を讀まんとを勸む、書中には
 立法者の苦心し、政治家の腦漿を絞るべき大問題ハ、解き得て瞭然たり、
 吾基督教の國家的主旨の如きは尤も明も發揮せらる、此書は實に天下
 の學者の宜しく熟讀玩味すべき書なり、井上博士も若し之を讀むの力
 あらば、請ふ取つて一讀せよ、余輩は此書に由りて斷言す、吾基督教は非
 國家主義なり、國家に就いて理想をも整理法をも與へざるものなり、
 否と空言するが如き學者は、吾基督教の何物たるを知らざる輩なりと、否
 な政治、法律等の何物たるをも辨へざる輩なりと。
 井上博士は耶蘇教は非國家主義なりと云ふ自説を確立せしめんが爲
 め、歴史的事實くくとして、頗る歴史的事實に號泣すれども、先づ其の謂
 ゆる歴史的事實なるものは、果して如何なる歴史的事實なるかを明か

すべかりしなり、熊本の出來事若くば内村氏等の不敬事件を云ふか、余輩
 は抱腹絶倒に堪へざるなり、此の如き鎖々たる事件は、長し實際之あり
 たりとするも、擧げて以て歴史的事件とするには足らざるなり、然らば
 則ち、吾基督教國の歴史的事實を云ふか、博士は間違へたりと謂はずん
 ば、嘘附きたりと謂はざるべからず、何となれば、愛國心と宗教心とを兼
 有せざる吾基督教徒は、過去にも現在にも何處にも之をあらざるなり、若
 し博士一例たりとも之を引證するとを得ば、余輩は立ろに古今の例數
 十を擧げて、宗教心を失ふ者は、却て是れ愛國心をも失ふ者たるを證明
 すると、蓋し易々たるなり、但だ余輩が茲に注意し貫いたきとは、余輩の
 謂ゆる愛國者なるものは、號筒を吹いて愛國の二字を絶叫する者の謂
 にはあらずして、一片の赤心玉壺に在る底の獻身的愛國者の謂なること
 是なり。
 若し夫れ井上博士が歐米に於いて、同意同感の學者を有するとするが

如き點に至りては、余輩は毫も之を浦山敷くは思はざるなり、博士の引證するが如き學者は、知れ切つた事なり、不肖なる余輩にも之が答辯は朝食前の事のみ、博士若し得々として之を友達視せんと欲せば、余輩は願くば之を吾教の仇敵として相視んと、希望に堪へざるなり。

第四十六 今現に新約全書中國家の事に關する字句を搜索する

に、馬太傳第十二章第二十五節に云く、凡國自相分爭、必嘘と、此文又路加傳第十一章第十七節に見ゆ、其意は如何なる國も四分五裂すれば、必ず滅亡すと云ふにあり、然れども此の如き事は如何なる人も已に知る所にて、又別に國家主義と稱すべき旨意を鉤出するを得ず、(四十八頁)

勿論誰でも此言より國家主義と稱すべき旨意を鉤出するの愚をなすものなし、コハ何も耳新らしき珍言にても、奇言にてもなし、博士の言ふ

が如く、此事の丁度如何なる人も已に知る所なるが故に、吾主基督は之を比譬に設けて、魔鬼を驅逐するとは、魔魁の力に由るにあらざることを時の人民に知らしめたる迄の事なり、素人聖書を解するときは、往々此の如きツカヌとを言ふ、斯る見解を以て吾基督教を論ぜられたる日には、タマルものでなし、余輩も素人に答ふるにはほとんど閉口なり。又實に吾主が此言を以て知らしめたるが如く、魔鬼が相互に分争するときは、其の社會は一日も成立する能はざるものなり、(マテオ傳第十二章二十五句)

第四十七 但し耶蘇教徒が我邦の國家主義に反し、民心の合統一

致を破るが如き根柢あるを以て之れを觀れば、若し今より盛に耶蘇教を我邦に振興せば、耶蘇教徒は遂に國家をして墟ならしむるにあらざるかの感ある而已(四十八、四十九頁)

斯る心配は全く無用なり、杞憂とは眞に此等のとを謂ふなるべし、若し幸にして吾基督教が或る一部のものより、盛に日本國に振興せらるゝを得ば、先人の謂ゆる好む所のものは祿利、貪る所のものは財貨なる小人的黨與の中に、守る所のものは道義、行ふ所のものは忠信なる善人の眞朋の起るを見んのみ、而して日本の社會に身を修むるが爲、道を同ふして相益し、國に事ふるが爲に心を同ふして共濟せんとする君子尙_ホ遺存するとせば、彼の口に愛國を囁々して心、名利を戀々たる小人的黨引を脱して、陸續交りを此言行一片なる善人の眞朋に結ぶに至らん、然らば則ち、日本の社會に善人聖人を充滿せしめて、更はるゝ相稱美し、更はるゝ相推讓するを以て、天下を治めんと欲せば、須らく今より盛に吾基督教を振興するに如くはなし。

第四十八 其外耶蘇屢、國家の事を言へども、皆天國なり、吾人の富強にせんと欲する此地上の國家にあらず、此大日本帝

國にあらず、此蓮嶽琵琶湖の美景を有する邦國にあらずして、全く空想に係る天國を指すに過ぎざるなり(四十九頁)

是れ何ぞ佛人、英人、獨逸人等が基督の屢々國家の事を言へども、皆是れ天國のとなり、吾人の富強にせんと欲する佛蘭西にあらず、英吉利にあらず、獨逸にあらずと云ふに異ならんや、日本帝國は實に蓮嶽琵琶湖を以て東西に鳴るの美國なり、然れども此の大日本帝國の外にも、豈に名山大川を以て世界に聞ゆる邦國之なしとせんや、而るに吾主基督は此の大日本帝國の名を擧げざるが如く、他の邦國の名をも擧げざりしなり、如何なる邦國の名をも擧げざりしが爲に、如何なる邦國にも耻辱せずとせば、此の大日本帝國にも耻辱せざりしあり、然らば則ち、日本人は怒る譯もなければ、井上博士が斯く言ふ譯もなし。

但だ余輩の茲に斷言し置かんと欲する所は、此の蓮嶽琵琶湖の美景を有

する日本の人民にして、吾主基督の言へたる道を以て、即ち勤勉と、節約と、徳行とを以て、吾主の言ふ所の天國に至らんことを欲すと雖、此の大日本帝國の國家が爲に得るところあるも、決して失ふところのなきとは、余輩の頸を賭して保證する所なりと云ふ事はなり。

第四十九 馬可傳第十四章第廿五節に云く、我誠告爾、我不復飲葡萄

樹所産者、迨他日飲新者於神之國矣」と、果して然らば

天國には葡萄酒ありと見ゆ、印度の蘇摩、波斯の「ハオマ」

希臘の「デオニヅヌ」即ち「バクヒユス」羅馬の「リーベル」を

驅りて彼處に至らしめば必ず與會淋漓ならん(四十九頁)

吾基督教の初學の要理を學べる三尺童子と雖も、天國に於て飲む所の葡萄酒の何物を指したるものなるかを井上博士に教ゆるとを得べし、先人言へるあり、曰く、長となく、少となく、道の存する所は師の存する所なりと、吾教の童子博士の後に生ると雖、其の道を聞くや博士より先な

り、博士從て之を師とせよ、若し道を師とせば。

余輩は茲には沈黙を以て答へんと欲するなり、道理を以て論ずる人には、道理を以て答ふべし、嘲笑を以て而も其の知らざる所を冷評する人に至りては、其の答唯だ一あるのみ、曰く、沈黙是なり、無用無益の嘲笑は嘲笑すべき仇敵に對しても禁ぜられ居るなり、余輩焉そ目にて目を償ひ、齒にて齒を償ふをなさんや。

第五十 然れども天國なる者は、本と唯空想のみ、決して敕語の主

意の存する所にあらざるなり、然るに自由基督教第二卷

第五號に云く、基督教豈に毫も敕語と矛盾せんや」と、敕語

と耶蘇教とは到底同一視し難きものあるを知りて之れ

を言はゞ欺騙に過ぎず、知らずして之れを言はゞ其不學

を表はすなり(四十九、五十頁)

余輩は既に吾基督教と敕語の矛盾せざることを論じ去りたり、頑々乎と

してドコ迄も敕語と吾基督教の衝突を主張せんと欲するものこそ、不學にあらずんば、欺騙なりと謂ふべし。

第五十一 又一步を進めて之を考ふるに、此地上の國家は却て是れ眞實の天國なり、吾人の住する地球は幾千萬億の星の一つとして無限の空間中に懸り、東西も南北も左右も上下も皆茫茫たる無限の空間たり、天は唯地球の上のみ指すにあらず、地球の下も、地球の左右も、如何なる方位も皆天なり、之れを要するに、吾人人類の皆蒼々たる天心に行動するものなり、果して然らば吾人の已に眞實の天國にあり、何んぞ別に空想的の天國を要せんや(五十頁)

コハたしか井上博士の發見説にはあらざるべし、かの碩學鴻儒と稱せられたるニウトン、コペルニク、ケブレ、ルウリエ等の如き、及び其他天文

學の鼻祖と仰かるゝ學者は、孰れも皆吾人の棲息する此の地球は無限の空間中に懸り居ることを明に知り居たり、然るに此等の學者が明に之を知り居たるにも係らず、其の己の學者たりし地上に於て、同じく熱信なる宗教家となりて、吾主の言ふ所の天國を要したるに、果して何の爲ぞや、謂ふを止めよ、右等の碩學鴻儒の前に於ては、井上博士の所論の如きは、茶番狂言のみ。

明治廿六年九月十二日印刷
明治廿六年九月十六日發行

(定價金廿五錢)

佛國

リギヨール

ル

前

日本

田長太

東京市京橋區築地新榮町六丁目三十五番地

著作者

著作兼

發行者

印刷者

長尾景弼

東京市京橋區銀座四丁目一番地

東京市神田區柳原川岸十四號地

普及舍

東京市銀座四丁目壹番地

博聞社

東京市神田區裏神保町七番地

明法堂

東京市日本橋區通三丁目十四番地

丸善書店

賣捌所

